

令和8年6月会議

津幡町議会会議録

速報版

令和8年6月4日再開

令和8年6月11日散会

津幡町議会

令和 8 年津幡町議会 6 月会議会議録 目 次

第 1 号（6 月 4 日）

1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した事務局職員	1
1. 議事日程（第 1 号）	2
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 再開・開議（午後 1 時 30 分）	3
1. 会議期間の報告	3
1. 議事日程の報告	3
1. 会議時間の延長	3
1. 会議録署名議員の指名	3
1. 諸般の報告	3
1. 議案上程（議案第 40 号～議案第 45 号）	4
1. 議案に対する質疑	8
1. 委員会付託	8
1. 散 会（午後 1 時 53 分）	8

第 2 号（6 月 5 日）

1. 出席議員、欠席議員	9
1. 説明のため出席した者	9
1. 職務のため出席した事務局職員	9
1. 議事日程（第 2 号）	10
1. 本日の会議に付した事件	10
1. 開 議（午前 10 時 00 分）	11
1. 議事日程の報告	11
1. 会議時間の延長	11
1. 諸般の報告	11
1. 町政一般質問	11
2 番 柴田洋一議員	11
3 番 東克彦議員	21
9 番 西村稔議員	25
14 番 道下政博議員	32
1. 休 憩（午後 0 時 00 分）	34
1. 再 開（午後 1 時 05 分）	34
14 番 道下政博議員	34
5 番 小倉一郎議員	38
6 番 小町実議員	42
7 番 竹内竜也議員	48

1. 休 憩（午後 2 時57分）	57
1. 再 開（午後 3 時10分）	57
11番 塩谷道子議員	57
1 番 池野翔吾議員	60
4 番 中島敏勝議員	68
1. 散 会（午後 4 時55分）	81
第 3 号（6 月11日）	
1. 出席議員、欠席議員	83
1. 説明のため出席した者	83
1. 職務のため出席した事務局職員	83
1. 議事日程（第 3 号）	84
1. 本日の会議に付した事件	84
1. 開 議（午後 1 時30分）	85
1. 議事日程の報告	85
1. 会議時間の延長	85
1. 諸般の報告	85
1. 議案上程（議案第40号～議案第45号、請願第 1 号）	85
1. 委員長報告	85
1. 委員長報告に対する質疑	86
1. 討 論	86
1. 採 決	92
1. 同意・諮問上程（同意第 2 号～同意第 4 号、諮問第 1 号）	93
1. 質疑・討論の省略	94
1. 採 決	94
1. 議員派遣の件	95
1. 閉議・散会（午後 2 時11分）	95
1. 署名議員	96

令和8年6月4日（木）

○出席議員（16名）

議 長	八十嶋 孝 司	副議長	小 町 実
1 番	池 野 翔 吾	2 番	柴 田 洋 一
3 番	東 克 彦	4 番	中 島 敏 勝
5 番	小 倉 一 郎	7 番	竹 内 竜 也
9 番	西 村 稔	10 番	酒 井 義 光
11 番	塩 谷 道 子	12 番	多 賀 吉 一
13 番	向 正 則	14 番	道 下 政 博
15 番	谷 口 正 一	16 番	河 上 孝 夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町 長	吉 田 克 也	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	酒 井 英 志	総 務 課 長	田 中 圭
企 画 課 長	中 嶋 徹 郎	財 政 課 長	杉 田 純 也
町民生活部長	宮 崎 寿	生活環境課長	福 田 雅 一
健康福祉部長	山 嶋 克 幸	福 祉 課 長	長 田 奈 巳
産業建設部長	松 岡 隆 司	都市建設課長	藏 本 徹 也
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 中 健 一	消 防 長	山 崎 明 人
消 防 次 長 兼 消 防 署 長	新 木 健	教 育 長	山 本 智 秀
教 育 部 長	北 山 ゆかり	教育総務課長	本 多 克 則
病院事務長	細 山 英 明		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	村 美 和	議会事務局次長	山 本 慎太郎
総務課担当課長	有 沢 雅 子	総務課副主幹	山 下 雅 裕
企画課係長	上 谷 武	財政課係長	村 田 哲 人

○議事日程（第 1 号）

令和 8 年 6 月 4 日（木）午後 1 時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 議案上程（議案第40号～議案第45号）

（質疑・委員会付託）

議案第40号 令和 8 年度津幡町一般会計補正予算（第 1 号）

議案第41号 令和 8 年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第42号 令和 8 年度津幡町水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第43号 令和 8 年度津幡町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第44号 津幡町防災会議条例の一部を改正する条例について

議案第45号 財産の取得について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時30分

＜再開・開議＞

○八十嶋孝司議長 ただいまから、令和 8 年津幡町議会 6 月会議を再開いたします。

本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜会議期間の報告＞

○八十嶋孝司議長 本日再開の 6 月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から 6 月11 日までの 8 日間といたします。

＜議事日程の報告＞

○八十嶋孝司議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○八十嶋孝司議長 あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

議場内が暑いと思われるときは、適宜上着を取っていただいて結構です。

＜会議録署名議員の指名＞

○八十嶋孝司議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本 6 月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第127条の規定により、議長において 9 番 西村稔議員、10番 酒井義光議員を指名いたします。

＜諸般の報告＞

○八十嶋孝司議長 日程第 2 諸般の報告をいたします。

本日の会議に説明のため、地方自治法第121条第 1 項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。

次に、町長から地方自治法施行令第146条第 2 項の規定による

報告第 3 号 令和 7 年度津幡町一般会計繰越明許費繰越計算書について、
地方自治法施行令第150条第 3 項の規定による

報告第 4 号 令和 7 年度津幡町一般会計事故繰越し繰越計算書について、
地方自治法第243条の 3 第 2 項の規定による

報告第 5 号 津幡町土地開発公社の事業報告及び決算について、

報告第 6 号 津幡町土地開発公社の事業計画及び予算について、

報告第 7 号 一般財団法人津幡町公共施設等管理公社の事業報告及び決算について、及び

報告第 8 号 一般財団法人津幡町公共施設等管理公社の事業計画及び予算について、

以上の報告がありました。報告書を配付しておきましたので、御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の 2 第 3 項の規定による令和 8 年 4 月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。報告書を配付しておきましたので、御了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

＜議案上程＞

○八十嶋孝司議長 日程第3 議案上程の件を議題とし、議案第40号から議案第45号までを一括して上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

〔吉田克也町長 登壇〕

○吉田克也町長 本日ここに、令和8年津幡町議会6月会議が開かれるに当たり、議員の皆様におかれましては、何かと御多用の中、出席を賜り、まことにありがとうございます。

平素から、議員の皆様におかれましては、町政の円滑な運営と発展に向け、多大なる御尽力をいただいておりますことに対し、心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、4月25日の町長就任以来、国や県の機関を初め、近隣自治体などへの就任挨拶、また、関係する会合への出席など多くの業務をこなしながら、はや1カ月余りが過ぎました。

そうした中で、多くの方々から激励の言葉や、町の今後のさらなる発展を期待されている声をいただき、町長として今後の町政運営の責任がいかに重いものであるか、改めて強く感じております。

先の4月会議において、私の町政運営の基本的な考えをお示しいたしましたが、これから議員の皆様を初め、町民の皆様の御意見を伺いながら、「元気あり！住んでよし！誰もが輝くまちつばた」の実現に向け、全力で取り組んでまいります。この基本的な考え方を推進するため、町の抱える課題に一つずつ丁寧に対応していく決意を新たにしているところです。

そこで、4月会議の所信表明で掲げました、町民一人一人が主役のまちづくり、災害に強く、安全に生活できる地域社会の構築、未来をつくる教育と人づくり、そして、活気あふれる地域経済と住環境の整備、これら4つの政策について、いわゆる肉づけとなる今回の補正予算及び条例改正で少しでも盛り込めないか熟慮いたしました。

初めに、町民一人一人が主役のまちづくりにつきましては、今回の補正予算には直接盛り込めるものではありませんが、改めて私の考えを述べたいと思います。

まずは、町民の皆様の御意見を伺い、ともに考える場として、公民館単位でのタウンミーティングをできるだけ早く開催したいと思っております。さらに子育て世代など若い世代にも直接御意見を伺う場として、各学校のPTAの会合等を活用できないかなど、その方法について検討を進めております。

私は、長年にわたり教育現場と教育行政に携わってまいりました。その中で強く感じてきたのは、子供の成長も地域の活力も、人と人とのつながりから生まれるということです。

人口減少や少子高齢化が進む今、行政による取り組みだけでは、多様化する地域の課題全てに対応することは難しく限界があります。今こそ地域で支え合い、課題をともに解決するコミュニティの力が必要だと考えます。

そこで、地域住民の知恵と力を生かし、協働や共助によるまちづくりを実現するため、令和10年4月を目標年次として、公民館のコミュニティセンター移行への準備・支援を進めてまいります。これまで公民館は学びの場として大きな役割を果たしてきましたが、今後はこれに加え、防災、子育て支援、高齢者の見守り、地域活動など、多世代がつながり支え合える地域の拠点へと

発展させていきます。

次に、災害に強く、安全に生活できる地域社会の構築につきましては、本6月会議の補正予算に防災行政無線の更新整備、地域防災力向上事業、感震ブレイカー設置補助、除雪業務デジタル活用推進事業などについて計上し、町防災会議委員の定数を増員する条例改正につきましても上程いたしました。

次に、未来をつくる教育と人づくりににつきましては、役場中央エントランスホールに国際交流コーナーを設置するための備品購入費、中条公民館の長寿命化改修事業として建築設計業務委託料を計上いたしました。さらに、小学校施設のバリアフリー化整備事業として、小規模校においても子供たちの教育環境の向上は等しく必要であるとの考えから、萩野台小学校のトイレ改修の工事費及び笠野、刈安小学校の設計業務委託料などについても補正予算に計上いたしました。

次に、活気あふれる地域経済と住環境の整備につきましては、本町の重要な観光拠点である倶利伽羅塾及び河愛の里キンシュウレに電動アシスト付き自転車を整備し、来訪者の周遊性、利便性を向上させ、地域経済の回復を目指す、観光拠点モビリティ整備事業などについて補正予算に計上いたしました。

このほかにも、お示した政策の実現に向けて一歩ずつ財政面を含め工夫してまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議会4月会議以降の町政の概況について御報告させていただきます。

5月9日、歴史国道ウォーキングイベント、くりから夢街道ウォークが開催され、多くの参加者でにぎわいました。

今年は、3年ぶりに通常に加賀ルートの通行が可能となり、新緑の中、参加された皆さんは、気持ちよさそうに散策しておられました。

また、メイン行事であります津幡町の平維盛軍と小矢部市の木曾義仲軍による源平大綱引き合戦は、残念ながら平家軍である本町が敗れ、勝利を手にすることはできませんでした。

これにより、通算成績は、津幡町の8勝9敗となりました。来年こそは勝敗を五分に戻すため、町民の皆様の力を結集し、勝利したいと思いますので、議員の皆様にも一層の御協力をお願いしたいと思います。

5月10日から24日まで行われた大相撲5月場所では、本町の広報特使である横綱大の里関と欧勝海関の両力士は、残念ながら、大の里関は休場、欧勝海関は負け越しとの結果に終わりました。

両力士とも、けがをしっかりと治していただき、気持ちを切り替え、捲土重来を期し、来場所はまた力強い相撲で、本町、石川県、相撲界全体を明るい話題で盛り上げていただけるよう期待したいと思います。

5月17日と24日の日曜日は、町内各地区におきまして、社会体育大会や運動会が開催されました。私も5カ所の会場で御挨拶をさせていただきました。

それぞれの会場では、多くの地域住民の皆様が、元気に競技に参加され、応援する姿を拝見いたしました。

お世話をいただきました地域の皆様には、日ごろからの地域活動への参画も含めまして、感謝を申し上げます。

議員の皆様におかれましても、それぞれお住まいの地域の運動会への参加やお世話、大変お疲れさまでした。

5月23日から24日にかけて、第17回全日本マスターズレガッタ石川県復興特別大会が、石川県津幡漕艇競技場で開催されました。

大会には、全国から539クルーが出場し、関係者を含め1,000人以上の方が本町にお越しになりました。

この大会は、石川県復興特別大会と称して開催され、優勝メダルは、能登ヒバから作成したものを使用し、出張輪島朝市が出店するなど、能登半島地震からの復興への一助となる取り組みもありました。

当日は、天候にも恵まれ、絶好のレガッタ日和の中で、熱戦が繰り広げられました。

本町からは、議会の皆様のクルーを含め、3クルーが出場し、その中で女子ナックルフォアのカテゴリーCにおいて、チームツバサが優勝いたしました。

公益社団法人日本ローイング協会を初め、この大会の関係者の皆様におかれましては、多大なる御尽力を賜り、心より感謝申し上げます。

5月28日、河北潟干拓地内のひまわり村で、ひまわりの種まきが行われました。

本町からは、ちいろばこども園の園児40人が参加し、私もひまわり村村長として、子供たちと一緒に種をまいてまいりました。

7月29日には、2.3ヘクタールの畑に35万本のひまわりが咲き誇る、ひまわり村の開村式が予定されております。

そのころには、子供たちに、河北潟の夏の風物詩となっている、ひまわり迷路で遊んでもらえるようになるとのことです。

また、去年は実施した夜間のライトアップですが、ことしは、能登半島地震の影響による干拓地内の橋の工事などもあり、夜間の通行は危険であるため、残念ながら中止と伺っております。

さて、5月末で会計閉鎖をいたしました、令和7年度の津幡町一般会計の収支は、実質収支で約4億8,000万円の黒字となりました。これも議員各位並びに町民の皆様の御理解と、御協力の賜物と心から御礼申し上げます。

それでは、本日提出いたしました全議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

議案第40号 令和8年度津幡町一般会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ、11億1,079万円を増額するものです。

政策的な肉づけとなる歳出予算の内容につきましては、先ほど述べましたので、一部重複する部分もありますが、御理解願います。

本補正の主なものとして、歳入においては、能登創造的復興支援交付金等に係る総務費補助金などの県支出金、能登半島地震復興基金などの繰入金、防災行政無線整備事業などに係る総務債などの町債を増額するものです。

続いて、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

総務費では、国県の負担金額決定に伴う地籍調査事業費の減はあるものの、防災行政無線の更新に係る防災行政無線整備費や防災備蓄用品配付等業務委託料に係る地域防災力向上事業費などを追加、増額するものです。

民生費では、のせこども園新園舎整備及びちいろばこども園空調設備更新に対する補助金に係る認定こども園整備事業費などを増額するものです。

農林水産業費では、地域の中核となって農地を引き受ける担い手の農業施設・機械の導入に対

する補助金に係る地域農業構造転換支援事業費などを追加、増額するものです。

商工費では、倶利伽羅塾及び河愛の里キンシュレーに電動アシスト付き自転車とその車庫を整備する観光拠点モビリティ整備事業などを追加、増額するものです。

土木費では、国の交付金額決定に伴う津幡駅周辺地区都市再生整備計画事業費の減はあるものの、緊急自然災害防止対策事業に係る町道整備事業費や、清水跨線橋の橋梁長寿命化補修事業に係る橋梁補修事業費、除雪状況可視化システム導入業務委託料に係る道路除雪費などを追加、増額するものです。

消防費では、感震ブレーカー設置促進補助金に係る火災予防対策促進事業費などを追加、増額するものです。

教育費では、トイレ改修工事費に係る小学校費学校施設整備費や、中条公民館改修調査設計委託費に係る公民館長寿命化改修事業費などを追加、増額するものです。

災害復旧費では、令和7年8月豪雨災害により被災した公共土木施設単独災害復旧事業費を増額するものです。

第2表債務負担行為は、防災行政無線整備事業ほか2件の事業について、期間及び限度額を定めるものです。

第3表地方債補正は、県営土地改良事業負担金ほか8件の事業について、限度額を変更し、緊急浚渫推進事業ほか5件の事業を追加するものです。

次に、**議案第41号** 令和8年度津幡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、介護保険システムのデータ出力業務委託料などに係る事務費の増により、歳入歳出それぞれ942万6,000円を増額するものです。

次に、**議案第42号** 令和8年度津幡町水道事業会計補正予算（第1号）について。

本補正は、資本的収入では、建設改良事業に係る国庫・県補助金として369万6,000円を、資本的支出では、上大田区上水道未普及地域解消事業設計業務委託料に係る建設改良費として1,108万8,000円をそれぞれ増額するものです。

次に、**議案第43号** 令和8年度津幡町下水道事業会計補正予算（第1号）について。

本補正は、資本的収入では、建設改良事業に係る企業債として1,170万円を、資本的支出では、管渠築造工事に係る建設改良費として1,235万円をそれぞれ増額するものです。

次に、**議案第44号** 津幡町防災会議条例の一部を改正する条例について。

本案は、津幡町防災会議における審議の充実を目的に、同会議委員の定数を20人以内から30人以内に引き上げる改正を行うものです。

次に、**議案第45号** 財産の取得について。

本案は、高規格救急自動車1台を更新するもので、指名競争入札により3,916万円で、石川トヨタ自動車株式会社が落札いたしました。

現在、仮契約を締結中ではありますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の承認をお願いするものです。

以上、本6月会議に御提案を申し上げました全議案の概要を御説明申し上げたところですが、詳細につきましては各常任委員会におきまして、関係部課長より説明いたしますので、原案どおり決定、承認を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

＜議案に対する質疑＞

○八十嶋孝司議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜委員会付託＞

○八十嶋孝司議長 ただいま議題となっております議案第40号から議案第45号までは、配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

＜散 会＞

○八十嶋孝司議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 1 時53分

令和8年6月5日（金）

○出席議員（16名）

議 長	八十嶋 孝 司	副議長	小 町 実
1 番	池 野 翔 吾	2 番	柴 田 洋 一
3 番	東 克 彦	4 番	中 島 敏 勝
5 番	小 倉 一 郎	7 番	竹 内 竜 也
9 番	西 村 稔	10 番	酒 井 義 光
11 番	塩 谷 道 子	12 番	多 賀 吉 一
13 番	向 正 則	14 番	道 下 政 博
15 番	谷 口 正 一	16 番	河 上 孝 夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町 長	吉 田 克 也	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	酒 井 英 志	総 務 課 長	田 中 圭
企 画 課 長	中 嶋 徹 郎	財 政 課 長	杉 田 純 也
町民生活部長	宮 崎 寿	生活環境課長	福 田 雅 一
健康福祉部長	山 嶋 克 幸	福 祉 課 長	長 田 奈 巳
健康推進課長	長 陽 子	子育て支援課長	管 田 邦 雄
産業建設部長	松 岡 隆 司	都市建設課長	藏 本 徹 也
農林振興課長	奥 村 利 勝	会計管理者 兼 会 計 課 長	田 中 健 一
消 防 長	山 崎 明 人	消 防 次 長 兼 消 防 署 長	新 木 健
教 育 長	山 本 智 秀	教 育 部 長	北 山 ゆかり
教育総務課長	本 多 克 則	学校教育課長	霜 明 晃
生涯教育課長	西 島 武 夫	病院事務長	細 山 英 明
病院事務課長	由 雄 宏 一		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	村 美 和	議会事務局次長	山 本 慎太郎
総務課担当課長	有 沢 雅 子	総務課副主幹	山 下 雅 裕
企画課係長	上 谷 武	財政課係長	村 田 哲 人

○議事日程（第 2 号）

令和 8 年 6 月 5 日（金）午前10時00分開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 町政一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

＜開 議＞

○八十嶋孝司議長 本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○八十嶋孝司議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○八十嶋孝司議長 あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

議場内が暑いと思われるときは、適宜上着を取っていただいて結構です。

＜諸般の報告＞

○八十嶋孝司議長 日程第1 諸般の報告をいたします。

本日の会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。

＜町政一般質問＞

○八十嶋孝司議長 日程第2 これより一般質問を行います。

質問時間は、一人30分以内といたします。

質問時間内におさまるように、的確な質問をお願いいたします。

また、発言は議長の許可を得てから行ってください。

それでは通告がありますので、これより順次発言を許します。

2番 柴田洋一議員。

〔2番 柴田洋一議員 登壇〕

○2番 柴田洋一議員 議席番号2番、柴田洋一です。

本日、トップバッターということで、質問に先立ちまして、まず一言言わせていただきます。

まずは、改めまして、このたびの吉田新町長、そして山本教育長、御就任まことにおめでとうございます。町民の皆さんも新しいまちづくりに大きな期待を寄せられていることと思います。

お二方にとっては、新たな立場で迎える最初の一般質問ということになりますが、私自身も町民の皆さんと同じ思いで、期待を持って質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い、2問質問をさせていただきます。

1問目は、津幡駅前ロータリーの円滑利用と安全確保について。

現在、津幡駅前ロータリーはバス優先運用が行われていますが、朝夕を中心に送迎車両が集中し、混雑が発生している状況が見受けられます。

ピーク時には、ロータリーに進入する車両が、入口手前の道路にまで列をなしている状況も見られ、周辺道路を含めた交通への影響も生じているものと思われます。

また、駅出口付近では、バス・一般車両・歩行者の動線が重なることで、車両の滞留、バス運

行への影響、歩行者の安全面への懸念などが生じており、駅前空間の利用環境改善が課題となっていると考えます。

この駅前ロータリーについては、バス運行の安全性や定時性確保の観点から、町においてバス優先運用や一般車両への利用案内、現地での注意喚起等に継続的に取り組まれていることは理解しております。

また、一般車両乗降場の整備、30分無料駐車場の設置、案内看板や路面標示による誘導など、一定の対策が講じられていることについても評価しております。

さらに、町ホームページでは、駅前ロータリーについて、一般車の駐停車場所は設けておらず、送迎の際は、一般車乗降場または30分無料駐車場を利用してほしい旨の周知が行われており、現地でも一般車誘導の案内看板、路面標示、バス専用レーン表示など、案内・注意喚起が行われています。

一方で、実際には駅前ロータリーへの一般送迎車両の流入・待機が継続しており、現行ルールや案内表示だけでは、十分に運用が定着していない状況も見受けられます。

これまで委員会でもルールを守ることを前提に、警察署と連携した交通指導の徹底を求めてまいりましたが、ルールの周知や注意だけで継続的な改善を図ることには、限界があるのではないかという思いから、今回の質問に至っております。

利用者からは、実際にはバスが発着していない時間帯も多いにもかかわらず、常時バス優先となっているのはむだが多い。短時間の送迎利用まで制限されるのかといった意見や、夕方など、無料駐車場が一杯で入れず、バスレーン付近で待機するしかない。無料駐車場からロータリーに出る際、ロータリー側の車による信号待ちなどでなかなか出られないなど、ルールを守りたいけどやむを得ない状況や、ルールを守っている人が不利益な状況になるなどの不公平感を感じるといった声もありました。

その背景には、単なるマナーの問題だけではなく、利用動線や交通需要との不一致、利用者の心理とのギャップなど、構造的要因もあると考えられます。

そこで、以下質問いたします。

1つ目は、無料駐車場、一般車乗降場の利用実態についてです。

町では、一般車について、駐輪場屋上階の一般車乗降場や30分無料駐車場の利用を案内していますが、駅前ロータリーへの送迎車集中が続いている現状について、どのように分析しているのでしょうか。

利用者側には、駅出口との距離、雨天時の利用しやすさ、高齢者や子供の送迎負担、短時間で乗降を済ませたいといったニーズなど、実際の利用行動に基づく事情もあると考えられます。

そのため、代替施設を整備し案内するだけでなく、実際に利用しやすい導線・配置となっているかという観点も重要と思われますが、町の認識を伺います。

2つ目は、現行ルールと利用実態の乖離についてです。

現在は、駅前ロータリーをバス・タクシー優先とし、一般車はロータリー内で待機しない運用となっています。

また、看板や路面標示等による周知も行われていますが、一方で、実際には一般送迎車両の流入が継続している状況を見ると、現行ルールと利用実態との間に一定の乖離が生じられている可能性もあります。

特に混雑については、短時間の乗降そのものよりも、人待ちによる停車、長時間の待機、そしてロータリー内での滞留が主な要因となっている面もあると思われます。

そのため、送迎利用を全面的に排除するのではなく、短時間の乗降は許しつつ、待機・長時間停車は抑制するといった形で、実態に即した整理を検討する余地があると考えますが、町の見解を伺います。

3つ目は、時間帯に応じた柔軟運用と構造改善についてです。

現行では、常時バス優先運用となっていますが、時間帯によってバス本数や交通需要には差があるものと認識しています。

このため、例えば、バス発着時間帯は安全確保を優先、それ以外の時間帯は短時間乗降を認めるなど、時間帯に応じた柔軟な運用について検討余地があると考えますが、いかがでしょうか。

また、令和7年度は、前後期それぞれ2回、現地での注意喚起や誘導等に取り組まれたと聞いておりますが、人的対応や利用者への協力依頼だけでは、継続的な改善に限界もあると思われます。

そのため、停車位置の明確化、路面表示やカラー舗装による誘導強化、コーンやポール等による物理的区分け、現在の無料駐車場への動線を見直し、周遊可能にするなど、構造的に滞留しにくい設計への改善も重要と考えますが、町の見解を伺います。

さらに、中長期的な視点として、バス停位置の見直し、バスと一般車の動線分離、一般送迎車両を考慮したロータリー再設計などについても検討の余地があると考えます。

特に、将来的に駅東口のロータリーが整備された際には、バス機能を東口側へ集約、西口側は送迎中心の運用へ転換といった役割分担も、混雑緩和や安全性向上の観点から有効な選択肢になると考えます。あわせて見解を伺います。

最後、4つ目です。社会実験による段階的検証について。

今後予定されている駅東口ロータリー整備までの間も、現状改善に向けた段階的検証は有効と考えます。

例えば、朝夕ピーク時限定の運用変更、短時間乗降と待機車両の分離、バス発着時間帯の重点運用、一部エリアの降車専用化、バス停位置や変更の試験運用、路面標示や物理分離方法の変更などについて社会実験を実施し、滞留時間、バス遅延状況、交通量変化、利用者行動、そして苦情や要望の件数を定量的に把握した上で、今後の駅周辺の再整備へ反映していくことが有効と考えます。

効果のわからない状態で、ロータリーの構造自体の見直しなど大規模な改修や新たな予算措置を前提とせず、駅東口ロータリー整備までの間に、現行施設の範囲内で実施可能な運用改善や時間帯別の試行的な取り組みなど、低コストでの社会実験を行い、その効果を検証していくことも有効ではないかと考えます。

その上で、得られた知見を踏まえ、西口・東口それぞれの役割分担や動線整理を含めた、駅前全体としての一体的な最適化につなげていくことも重要と考えますが、町の見解を伺います。

駅前ロータリーの課題は、単なるマナー問題ではなく、交通需要と空間設計、運用ルールの中に生じている構造的課題であると考えます。

そのため、単なる規制強化や注意喚起だけでなく、利用実態を踏まえた現実的運用、時間帯に応じた柔軟な対応、動線や配置を含めた構造的見直し、社会実験による検証などを進めながら、

バスの安定性、送迎利用の利便性、歩行者の安全性のバランスが取れた駅周辺環境の実現に向け、今後どのように取り組んでいく考えか。

以上、社会実験による段階的検証については、吉田町長、それ以外の質問にきましては、宮崎町民生活部長に御答弁をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 吉田町長。

〔吉田克也町長 登壇〕

○吉田克也町長 柴田議員の津幡駅前ロータリーの円滑利用と安全確保についての4番目、社会実験による段階的検証についての御質問にお答えいたします。

津幡駅前ロータリーにおける朝夕の交通混雑につきましては、町としても課題であると認識しております。

現在の津幡駅の駅舎は、第34回全国植樹祭の開催を控えた昭和57年に、日本国有鉄道が木造の旧駅舎から現在の駅舎に改築したものであり、この際、町として道路整備とあわせ、新たに19台分の駅前駐車場を整備しております。

また、津幡駅のリニューアルとともに、本町は急速な発展期を迎えており、新興住宅地の増加に伴い、駅までの自転車通勤、通学利用者が大幅に増加しました。このころから歩道へのはみ出し駐輪や放置自転車が、社会問題として取り上げられるようになっております。

これを受け、町では国土交通省金沢国道維持出張所などと連携し、平成13年にJR津幡駅前広場に新たな駐輪スペースを設けるとともに、歩道へのライン表示や標識設置を行い、迷惑駐輪等への対策を進めてまいりました。

さらに、平成17年からは津幡警察署と合同で放置自転車の一斉撤去を実施し、平成19年には、駅前ロータリーにおける長時間駐車への対策として、いわゆるイエローカード作戦を実施するなど、継続的に改善に取り組んできた経緯がございます。

そして、平成26年には、北陸新幹線の金沢開業を控え、北陸本線がIRいしかわ鉄道に移管されるに当たり、町において駅前広場の大規模改修を行っております。

この改修では、705台分の自転車ラックと10台分のバイクの駐輪スペースを備える屋内駐輪場に加え、その上部に35台分の駐車場を新たに整備したことで、駅周辺の安全性や景観は大きく向上したものと考えております。

また、この際には、バスやタクシーの駅前利用につきましても、津幡町駅前広場条例などで改めて整理を行っております。そして現在に至るまで、運送事業者等がIRいしかわ鉄道から承認を受け、使用料を負担しながら利用されている経緯があります。

このように、津幡駅前は、もともとの狭いエリアに多数の自転車やバス、タクシーなど、さまざまな交通手段が乗り入れられるように、工夫に工夫を重ねて設計されてきました。

このため、一般車両につきましては、駅前駐車場を利用した乗降を基本とする現在の運用ルールとなっております。これは駅前施設の構造や安全性を踏まえたものであり、利用者の皆様にルールを守って御利用いただくようお願いしているところでございます。

御質問にありますとおり、現状改善に向けた段階的検証には有効な面もあると考えますが、これまでも継続的に改善対策を講じてきております。また、令和10年度には東口整備の完成も見込まれることから、現時点での大規模な社会実験の実施は、適切なタイミングではないと考えており、今後、東口の供用開始後の状況を見極めながら慎重に判断したいと考えております。

社会実験を行うということは、行政として一定の見通しと方向性をもって交通運用の変更を試行するということであり、実施に当たっては、安全性や公共性などを確実に担保する必要があります。特に、駅前ロータリーは通勤・通学・公共交通など多くの利用者に日常的な影響を及ぼす空間であるため、より慎重な検討が求められると考えられます。このことから、ＩＲいしかわ鉄道株式会社や警察など関係機関と引き続き、慎重に協議を重ねながら適切な交通環境の確保に努めてまいります。

町としましては、駅前環境の改善には施設整備だけでなく、利用者の皆様によるルールやマナーへの御理解と御協力が不可欠であると考えております。

このため、周知活動を粘り強く積み重ねてまいりますとともに、今後の東口整備計画とも連携を図りながら、安全かつ円滑な交通環境の確保に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 宮崎町民生活部長。

〔宮崎寿町民生活部長 登壇〕

○宮崎寿町民生活部長 私からは、１番目から３番目の御質問にお答えいたします。

まず、１番目の無料駐車場、一般車乗降場の利用実態については、議員御指摘のとおり、駅出口との距離や雨天時の利用しやすさ、短時間で乗降を済ませたいというニーズがあるものと分析しております。お尋ねの、実際に利用しやすい導線・配置となっているかについてですが、近年は送迎の車両台数の増加により、現在の動線・配置では送迎ニーズに十分に対応できていない面があるものと認識しております。

また、津幡駅前には送迎車両だけでなく、町営バスや大学病院の患者を送迎するバス、タクシー、のりーなど、多様な交通手段が乗り入れており、これらの事業者は駅構内で営業を行う対価として、ＩＲいしかわ鉄道から承認を受け、使用料を支払っております。

さらに、バリアフリー法により、障害者や妊婦の方など向けの乗降スペース等を設けているところです。

したがいまして、町としましても、まずは、お互いがお互いの事情に配慮し、ルールを守って利用いただくことが重要であると考えております。

次に、２番目の現行ルールと利用実態の乖離についてにお答えします。

議員御指摘のように、混雑や交通滞留の主な要因は、ロータリー内での長時間停車や滞留が主な要因であると認識しております。

また、長時間停車の抑制には、駅前駐車場の利用促進だけでは効果は薄いと考えておりますので、本年度からは、職員がこれまでの呼びかけに加え、迎えに来られる方に対して、到着する人を駅で待つのではなく、到着した人が駅で待つといった、さらなる周知を徹底してまいります。

最後に、３番目の時間帯に応じた柔軟運用と構造改善についてお答えします。

議員御提案のコーンやポールなどによる物理的区分と無料駐車場を周遊可能にする案につきましては、現在、駅前の限られた敷地内に複数の交通機能が集中する構造となっていることから、動線の単純化による安全確保を基本としております。このため、逆走や不意の車線変更を誘発するおそれがあり、安全上の理由から実施は難しいものと考えております。

また、現在整備を進めております津幡駅東口ロータリーの活用につきましては、東口にもバス機能を分散するなどの検討をしたいと考えております。

今後の東口整備計画とあわせて、利用者の利便性向上については、総合的に検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 柴田洋一議員。

○2番 柴田洋一議員 1つ再質問させてください。

今の御答弁ですと、実際にこの送迎のニーズに対応しきれていないといった課題については、認識されているということですが、対応については、今後もこれまで同様に注意喚起を継続しながら、ルール遵守に努めていきたいということだと思えます。

こちらについては、例えば今後、改善していくというよりもニーズがありながらも、町民に対しては利用制限を守って、我慢してもらうといった言い方があれですけど、そういった形で、お願いをしていくということなのか、そういったニーズに添うような形で、今後も指摘の状況などを見ながら改善していくという考えなのか、どちらかを教えていただきたいと思えます。

○八十嶋孝司議長 柴田議員、町長なのか、町民生活部長のどちらですか。

○2番 柴田洋一議員 宮崎部長でお願いします。

○八十嶋孝司議長 宮崎町民生活部長。

〔宮崎町民生活部長 登壇〕

○宮崎町民生活部長 柴田議員の再質問についてお答えいたします。

質問の内容につきましては、答弁の中でも申し上げましたとおり、まずはお互いを理解してもらうということが大前提だと思っております。

そのためには周知を徹底する。それから進めていかないと前には進まないと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 柴田洋一議員。

○2番 柴田洋一議員 今回の質問に当たっては、実は2年前の文教福祉生活常任委員会の中でも質問させていただいておるのですが、当時からそのルールの徹底周知を努めていくとのことでした。現状2年経った上で、あまり効果がないというか、なかなか改善が見られないという状況が続いております。

再質問はいたしません、そういった現状も加味しながらですね、今後その利用者の使い方について、そのニーズが得られるような改善、そしてまたその効果が見られない場合はぜひともですね、社会実験なども考慮した検討を進めてまいりたいことをお願いして、次の質問に移りたいと思えます。

2問目は、都活動送迎の現状と安全確保についてです。

磐越自動車道で発生した高校ソフトテニス部の事故を受け、部活動における移動時の安全管理について、改めて見直しが必要になっていると感じています。

また、数年前には、のと里山海道において、保護者が運転するマイクロバスによるいたましい事故も発生しており、部活動における移動時の安全確保は、決して例外的な課題ではなく、継続的かつ構造的に向き合う必要のある問題であると認識しております。

こうした中、先日新聞で報道された県内市町への調査では、部活動における移動手段について統一基準はなく、本町では、保護者送迎、公共交通機関の利用、民間バスの利用に加え、校長許可のもと、教職員が私有車や町所有車両で引率する場合もあると記されておりました。

また、のと里山海道での事故当時の報道機関による調査においても、統一されたルールはなく、明確な基準がないまま、教員や保護者が運転している実態が浮かび上がったとされており、部活動における移動時の安全管理や責任の整理については、以前から課題が指摘されてきたにもかかわらず、現在においても全国的な基準整備が十分進んでいない状況が、改めて浮き彫りになっています。

一方で、教職員による送迎については、事故発生時の責任や心理的負担の問題もあり、県内でも慎重な運用を行っている自治体が多くあります。

また、保護者送迎を前提とした運営についても、保護者の就労状況や家庭環境によって参加機会に差が生じる懸念があるほか、万一事故が発生した場合には、責任が保護者個人に及ぶ可能性もあり、大きな負担とリスクを伴うものと考えます。

ここで大前提として申し上げますが、私自身も数年前まで子供の都活動に関わる中で、自分の子供だけでなく、他の子供たちも一緒に送迎したり、保護者間で当番制を組みながら対応していた経験もあり、実際には、保護者の送迎なしでは部活動運営が成り立たない現状があることは、十分理解しております。

また、費用負担を少しでも抑えるため、レンタカーでバスを手配し、保護者が運転を担うといったケースもありました。

こうした対応は、現場や保護者の善意と協力によって支えられている実情であり、現場としてやむを得ない面もあるものと認識しておりますし、現役保護者や保護者OBなどからも、保護者送迎なしでは成り立たないといった声を確認しております。

しかしながら、今回の事故を契機として、これまでのように善意や個人負担に依存した形のままでよいのかという点については、改めて見直す必要があると感じています。

特に、都活動の地域展開は、教職員の負担軽減や活動機会の確保を目的として進められている施策である一方、地域展開後は、各クラブ・各団体の自主的運営という側面があることも理解しております。

しかしながら、学校施設の利用や学校との連携、さらには教育活動との連続性などを踏まえれば、完全に個別団体のみの責任として整理することは難しい面もあると考えます。

また、今後、地域展開によって活動場所や移動距離が広がることも想定される中、保護者送迎を前提とした形では、保護者の就労状況、家庭環境、移動手段の有無などによって、参加機会に差が生じる可能性があり、教育機会の公平性という観点からも課題があると考えます。

さらに、移動距離の増加に伴う交通費や送迎負担の違いが、家庭の経済状況による参加格差につながる懸念についても、今後大きな課題になるものと考えます。

そのため、活動機会の確保だけでなく、安全性、教職員の負担、保護者の負担、経済的負担、参加機会の公平性も含めた制度設計が必要であると考えます。

そこで、以下質問です。

1つ目、現在の送迎運用について。

本町において、教職員による私有車及び町所有車両での送迎を認めている理由と、その運用基準、安全管理体制について教えてください。

また、校長判断とされている運用について、町として統一した基準やガイドラインは整備されているのかについてもお願いします。

2つ目、事故時対応と教職員負担について。

事故発生時の責任整理や保険加入状況について、どのように対応しているのか。

また、教職員個人が運転を担うことによる心理的負担やリスクについて、どのように認識されているのか。

3つ目、保護者送迎と参加機会の公平性について。

現在のように保護者送迎を前提とした形では、保護者の就労状況や家庭環境によって、参加できる生徒と難しい生徒が生じる懸念があります。

また、今後、地域展開によって活動場所や移動距離が広がることも想定される中、交通費や送迎負担の違いが、家庭の経済状況による参加格差につながる可能性もあると考えます。

教育機会の公平性という観点から、どのような課題認識を持っているのか伺います。

4番目、今後の安全確保と移動支援について。

安全確保と教職員負担軽減の両面から考えれば、個人対応に依存するのではなく、自治体として移動手段をどのように確保していくかが重要になると考えます。

特に、安全面を考慮すれば、民間バスや公共交通の活用が望ましい場面もありますが、現実には費用負担の問題から、保護者送迎や個人対応に依存せざるを得ない実態もあると認識しております。

その結果として、保護者負担の増加、教職員負担、参加機会の格差、安全面での不安など、さまざまな課題につながる懸念もあると考えます。

そのため、例えば、民間交通事業者との連携や、共同送迎の仕組みづくり、公共交通の活用支援、バス借り上げ費用等への支援、地域展開に伴う移動費の補助などについて、今後検討していく考えはあるのか伺います。

最後、ガイドライン整備について。

現在の運用は、学校ごとの判断や現場の善意によって支えられている部分も大きいと感じます。しかし、学校間で対応差が生じたり、教職員個人に負担や責任が偏ることを防ぐためにも、教職員による送迎の可否基準、私有車使用時のルール、引率時の安全管理、保険や事故対応、保護者負担の考え方などについて、町として統一的なガイドラインやルールを整理していく必要があると考えます。

部活動の地域展開が進む中、移動手段に関する安全基準や責任整理の明文化を進めていく考えはあるのか。

これまで部活動の地域展開については何度か質問してまいりましたが、今回は、特に移動時の安全確保という観点について、改めて重要な課題であると認識し取り上げさせていただきました。

部活動の地域展開を進める中では、活動機会の確保だけでなく、移動時の安全性や、教職員や保護者の負担、経済的負担、参加機会の公平性まで含め、持続可能な制度設計を行うことが重要であると考えます。

また、部活動の地域展開は、単なる活動の受け皿づくりではなく、本来の学校教育としての部活動の意義を継承しながら、子供たちの成長や学びを支えていくことが目的であると認識しております。

だからこそ、活動機会の確保だけでなく、移動時の安全や参加環境まで含めて、安心して参加できる体制整備が必要ではないでしょうか。

現場や保護者の善意のみに依存するのではなく、安全基準や責任整理を明確化し、移動時の安全確保と移動支援を含めた持続可能な制度設計とルール整備を進めていくことが、今後の地域展開を進める上で、行政に求められる重要な役割であると考えます。

以上、山本教育長に答弁をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 山本教育長。

〔山本智秀教育長 登壇〕

○山本智秀教育長 部活動送迎の現状と安全確保についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘の、2016年10月に、のと里山海道で発生した中学校野球部員の死亡事故、また本年5月に福島県で発生した高校ソフトテニス部員の死亡事故につきましては、未来ある子供たちの尊い命が失われた大変いたましい事故であり、改めて哀悼の意を表します。

御質問1つ目の、本町の部活動における現在の送迎運用についてお答えいたします。

2016年の、のと里山海道での事故を受け、町教育委員会では、学校における部活動等の引率業務に関する安全対策の見直しを行い、津幡町立小中学校に勤務する県費負担教職員の自家用車等の児童生徒の引率業務使用に関する要綱を定め、教職員の運転による引率については、校長による事前承認や安全確認を行うなど、適切な運用に努めてまいりました。

教職員による私有車及び町所有の車両での送迎を認めている理由といたしましては、部活動は学校教育の一環と位置づけられており、大会等への移動が、公共交通機関だけでは対応が難しい地域や時間帯の場合があるため、教育活動を実施するための、例外的な移動手段として認めているものです。教職員による送迎の運用基準、安全管理体制としましては、学校長がその必要性を判断し、教職員本人の同意を得て、保護者の承諾を取り、運転する教職員の健康状態、任意保険加入などの条件を確認した上で、学校長が許可することとしております。

町教育委員会では、先日の福島県で起きた事案を踏まえ、5月12日付で町立小中学校に対し、安全管理の再確認についての通知を行いました。具体的には、児童生徒引率の際の運行計画の事前確認、車両整備状況の確認、乗車時におけるシートベルト着用確認の徹底などについて、改めて注意喚起と指導を行いました。

次に、御質問2つ目の、事故時対応と教職員負担についてお答えいたします。

学校管理下における活動中の事故につきましては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる場合がありますが、保護者等による自家用車での送迎中の事故につきましては、学校管理外として整理されるケースもあり、個別の状況に応じた判断が必要となります。そのため、中学校2校の部活動に関する大会や練習試合等への移動については、できる限り公共交通機関や学校手配の借上バス等の活用を原則としております。やむを得ず保護者へ送迎協力をお願いする際には、安全運転の徹底について学校へ指導を行っております。

部活動の送迎につきましては、教職員が生徒の安全を最優先に考えながら対応しているところではありますが、一方で、教職員個人が運転を担うということについては、交通事故等への不安や、万一の場合の責任に対する心理的負担があることも認識しております。時間外勤務での対応や長距離移動を伴う場合は、教職員の身体的・精神的負担に大きくつながることから、町教育委員会としても重要な課題であると受け止めております。

次に、御質問3つ目の、保護者送迎と参加機会の公平性についてお答えいたします。

近年の部活動地域展開や活動場所の広域化にともない、保護者による送迎の機会がふえている

現状がございます。一方で、議員御指摘のとおり、送迎を保護者対応とする場合には、保護者の就労状況や家庭環境、交通手段の有無などによって、生徒の参加機会に差が生じる可能性があることは、教育機会の公平性の観点から重要な課題であると認識しております。参加したい意欲がありながら、送迎の事情によって活動を断念せざるを得ない状況が生じることは、子供たちの学びや成長の機会を狭めかねないものと受け止めております。

そのため、学校、保護者、地域団体等と連携しながら、活動場所や時間設定の工夫、公共交通機関の活用、地域内での乗り合わせへの配慮など、できる限り参加しやすい環境整備について検討していく必要があると考えております。

次に、御質問4つ目の、今後の安全確保と移動支援についてお答えいたします。

御提案のありました、民間交通事業者との連携による移動手段の確保や、学校間・地域間での共同送迎の仕組みづくり、また公共交通機関の活用に対する支援、バスの借り上げ費用への補助、さらには大会参加等に伴う移動費の補助などにつきましては、いずれも生徒の活動機会の保障と保護者負担の軽減につながるものと考えております。

町立中学校の部活動に関しましては、県内で行われる公式の大会参加に伴う移動費は、部活動生徒派遣費として町から各学校へ全額を補助しておりますが、練習試合や地域クラブの活動に対しての補助等は行っておりません。移動費の支援については、今後の部活動地域展開の動きとも関連することから、単独の支援策としてではなく、地域全体のスポーツ・文化活動のあり方や、関係部局、学校現場等との連携の中で総合的に検討していく必要があると考えております。

最後に、御質問5つ目の、ガイドライン整備についてお答えします。

部活動の送迎に関する町としての統一的なガイドラインやルールの整理、また、地域展開が進む中での移動手段に関する安全基準や責任の明文化についてですが、今後、部活動の地域展開が進展していく中で、責任の所在や運用ルールが曖昧なままでは、安全管理上のリスクはより大きくなると考えられます。そのため、国や県の動向や、他自治体の先行事例等を参考にしながら、学校部活動及び部活動の地域展開に伴う移動手段のあり方について整理を進めていく必要があると認識しております。具体的には、送迎時における安全確保の基準、保護者・地域指導者・学校それぞれの役割分担、事故発生時の対応及び責任の整理などについて、関係機関等で連携しながら、一定の指針や運用ルールの明文化について、速やかに検討を進めてまいりたいと思います。

今後も、児童生徒の尊い命を守ることを最優先に、安全安心な教育活動の実施に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 柴田洋一議員。

○2番 柴田洋一議員 再質問はございません。

さまざまな課題を認識して、それぞれ対応していただくということで安心しました。

今回の質問はですね、誰かに責任を問うようなものではなくて、また非常に難しいテーマでもあるので、すぐに対応して結果を求めるというものでもありません。

実は、教職員の送迎に関しましては、現場サイドからしますと、実は非常にありがたいことでもあるのですが、ただやはり、今後事故が起きてからでは遅いということで、今回質問させていただきました。

今後でもですね、総合的な観点からガイドラインの作成の着手も検討されてるということですね、今後も子供たちの安全確保のために検討していただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。

○八十嶋孝司議長 以上で、2番 柴田洋一議員の一般質問を終わります。

次に、3番 東克彦議員。

〔3番 東克彦議員 登壇〕

○3番 東克彦議員 3番、東克彦です。

今回は、通告どおり3つの質問をさせていただきます。

まず、最初の質問は、中央公園前のユリノキを新病院のシンボルにでございます。

え皆さんはユリノキを御存じでしょうか。この6月会議に向け、タイミングを合わせたかのように中央公園前のユリノキは、丸みを帯びたかわいいチューリップのような花を咲かせてくれております。

このユリノキの花言葉でございますが、見事な美しさ、幸福、田園の幸福、早く私を幸福にしてくださいだそうでございます。

吉田町長はことあるごとに、継承と発展と発信をしておられます。

この中央公園は、新病院の建設予定地ということで、この中央公園のユリノキを残して新病院が建設されることで、まさに、継承と発展のシンボルとなるのではないかと考えております。

ただ現在ですね、2本のユリノキが、事情があって根元から切られてはいるんですが、そのうちの1本の脇からは、若いユリノキが成長しております。このような生命力の強さも、鑑みると、新河北中央病院を津幡ユリノキ病院と名づけてもいいのではないかと考えております。

今後、新病院の建設に伴い、幾つも課題が検討されていくと思うのですが、今回は、このユリノキにフォーカスしたいと思っております。

ぜひともユリノキの存続のみならず、このユリノキを新病院のシンボルとしてはどうだろうかと質問させていただきます。

そして、そのユリノキを、吉田新市政の継承と発展のシンボルとしてはいかがでしょうかということで、吉田町長に答弁を求めます。

○八十嶋孝司議長 吉田町長。

〔吉田克也町長 登壇〕

○吉田克也町長 東議員の中央公園前のユリノキを新病院のシンボルにとの御質問にお答えします。

新病院建設予定地の津幡中央公園にありますユリノキにつきましては、以前にも公園前の道路改良に係る歩道拡幅の際に支障となりましたが、緑あふれる景観に配慮した対応をしており、以来、長年にわたり地域の景観の一部として親しまれております。

議員のおっしゃるように、美しい花を咲かせる姿や力強く成長する様子は、今後の町の発展を思わせるにふさわしい存在であると感じております。また、地域に根づいたものを大切にしながら、新たな病院整備につなげていくことは、私が掲げる、継承と発展という考え方にも通じるものがあります。

また、新病院は単なる医療施設ではなく、利用される皆様に安心感や親しみを持っていただける施設であることも大切であると考えております。その上で、地域の資源を生かすことは、大変有意義な取り組みであると考えております。

一方で、新病院整備におきましては、建物配置や駐車場計画、道路からのアクセス計画を初め、

来院者や救急車両が安全かつ円滑に通行できる動線の確保など、さまざまな条件を総合的に整理していく必要があります。

ユリノキにつきましても、かなり高木となっていることから、健康状態や樹齢、根の広がりなどの状況、移植に耐え得るかどうかなど、倒木の危険性も踏まえて、専門的な観点からの確認が必要になるものと考えております。

そのため、ユリノキの保存や移植の可能性につきましては、機能的な設計や敷地利用の検討を最優先に、樹木への影響や安全面なども十分考慮し、極めて慎重な判断が必要であると考えております。

今後の新病院整備におきましては、地域に親しまれてきた景観や環境をどのように活用できるかも踏まえながら、病院を利用される方々や地域の皆様に親しみを感じていただける病院となるよう、整備内容について検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 東克彦議員。

○3番 東克彦議員 再質問はございません。

いろいろと考えなくてはいけないところはたくさんあることも十分承知をしておりました。

ただ、町長のほうから、移植も含めてというようなお話も聞いたことは、このユリノキが全部なくなるというわけではないという可能性が非常に感じられましたので、非常に今後期待して待ちたいというふうに思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2つ目は、死戦期呼吸を周知するため、もっと救命講習を活用せよでございます。

現在、町スポーツ協会や地区の自主防災クラブもしくは、防災士会を中心に救命講習を毎年のように開催しております。近年では、町学童保育連絡協議会の指導員会においても普通救命講習講習会ⅠでAEDの使い方やけが等の対応を学んでいるそうでございます。

私個人的な話ではございますが、ことしも中条地区防災士会の仲間の方々と救命講習を受講させていただきました。今回の講習では、いつも以上い活発な質疑応答のため、いつもよりも深い学びがあったのではないかというふうに自負しております。この活発な質疑応答となった要因として、講習を担当していただいた消防士からオートショックAEDや死戦期呼吸、さいたま市でのASUKAモデルの普及活動についての動画を交えて教えていただいたことが一番の要因ではないかと感じられます。

我々がいままで学んできたAEDの使い方では、周囲の安全確認をして対象者が呼吸や反応していないことでAEDを使用するかどうかを判断していた。これが我々の常識だったんですが、この死戦期呼吸の映像、並びにさいたま市の桐田明日香さんの事例を紹介していただき、大変目からうろこの状態でございました。

この事故は、決して他人事ではありません。どこでも起こり得ることだと考えております。

心停止は時間との勝負です。体育活動時等における事故対応テキストASUKAモデル、これをさいたま市教育委員会は御遺族とともに作成しました。このテキストで強調されるポイントは、反応の確認、そして呼吸の確認など心停止の判断をする際に判断できなかったり、迷った場合は、強骨圧迫とAEDの使用に進むということでございます

コロナ前までは、小学校で夏休み期間中のプール開放がありまして、その当番で監視をする保

護者の方々、そういう文化があったのではないかなと思いますが、ただ現在の暑すぎる夏では、プール開放もしていないのが現状であります。ということは、我々が、子供のおかげで経験していた子供たちのプール監視をするために事前研修として、受けさせていただいた救命講習を受講していない。こういう現状が、今あるのではないかと考えております。

大切なお子さんや家族が、もしもそうなったときに対応できるよう、ぜひとも受講していただきたいと強く感じております。しかし、昨今では救命講習を行いますから集まってくださいと言っても、地域の方々は集まっていただけません。人が集まる時に救命講習をするチャンス、もしくは、その動機づけをして救命講習につなげるなど工夫が必要となると考えております。

ASUKAモデルは学校だけではなく、保護者や地域の方々にも広く周知をする。そんな大切なものであると考えております。

そこで、死戦期呼吸をもっと周知するため救命講習を活用せよという、今回は消防長ではなく、山本教育長に答弁を求めたいと思います。

○八十嶋孝司議長 山本教育長。

〔山本智秀教育長 登壇〕

○山本智秀教育長 死戦期呼吸を周知するためもっと救命講習を活用せよとの御質問にお答えいたします。

学 校における救命講習につきましては、児童生徒が命の大切さや救命の重要性を学び、緊急時に適切な行動を取る力を身につける上で、大変重要であると認識しております。

町立小中学校におきましても、町消防署やP T A等の関係機関と連携しながら、教職員や児童生徒、保護者を対象とした心肺蘇生法やA E Dの使用法に関する講習を定期的実施しているところであります。

また、救急の現場では、心停止直後に見られる死戦期呼吸について正しく理解することが重要です。死戦期呼吸は一見すると呼吸をしているように見えるため、対応の遅れにつながる場合があることから、呼吸があると判断せずに、胸骨圧迫などの心肺蘇生を直ちに開始すべきであることを、今後の救命講習で周知、理解を図ってまいりたいと思います。

救命講習への保護者の参加促進に向けましては、学校行事や授業参観日等とあわせて講習会を開催するなど、参加しやすい環境づくりを工夫するとともに、今後も町消防署やP T Aとも連携しながら、多くの方に参加いただける取り組みを進めてまいります。

議員御提案のASUKAモデルや、スポーツ庁が作成しているスポーツ事故防止ハンドブックなどを十分に活用しながら、児童生徒の危機管理と安全確保に努めるとともに、学校だけでなく、公民館やスポーツ団体の活動なども通じて、救命講習の重要性と具体的な対応方法について広く周知し、地域全体で命を守る意識の向上につなげてまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 東克彦議員。

○3番 東克彦議員 再質問はございません。

ただ答弁の中に、行事以外に授業参観でもという、非常にキーワードになるようなお言葉もありました。私個人的には、この授業参観の授業の内容が、このような内容で、親御さんも一緒に、子供も一緒に、こういうものを学べる機会っていうのはすぐにでもつくれると、私は、この答弁を聞いて感じましたので、ぜひ、ことしからでも来年からでも一歩進む、そのような体制を取っ

ていただければと思っております。

それでは、3つ目の質問に移らせていただきます。

3つ目は、今こそ津幡町子どもの権利基本条例を定めようでございます。

津幡町議会では過去に、2年12月会議に森川議員が、子ども権利条例の制定に向けた考えを示せ、5年3月会議では、同じく森川議員が、子ども権利条例を制定せよと一般質問しており、津幡町は条例を制定せずとも実を取る政策として実行を行ってまいりますということで、3年1月より、子ども家庭総合支援室を設置し、子供とその家庭及び妊産婦等を対象に、妊娠期から子供の社会的自立に至るまでの間、必要な支援を包括的かつ継続的に行い、子供の権利については擁護を努めてきているものと評価をさせていただいております。

その後、7年4月には人員や体制強化のため、こども家庭センターへと移行して、現在に至っております。

石川県では、昨年の7年12月に、いしかわ子どもの権利基本条例を制定しております。

こちらのほうの、いしかわ子どもの権利基本条例に関しましては、子供は、社会の宝であり、一人一人がさまざまな個性や能力を有するかけがえのない個人として、人々に愛され、信頼されることによって、自分に自信と誇りを持ち、夢や希望を持って安心して健やかに育つことができるなど書かれており、そこからですね、条例の内容が記載されている形になっております。

特にですね、第1条目的でございますが、この条例は、子供の権利の保障に関し、基本理念を定め、県及び市町の責務並びに保護者、学校関係者等、事業者、子ども・子育て支援団体等及び県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、子供が健やかに幸福な生活を送ることができる社会の実現に寄与することを目的とするとされております。

そして、第5条市町の責務として、市町は、基本理念にのっとり国及び県と連携し、地域の実情に応じて、子供の権利に関する施策を推進するよう努めるものとなっております。

そこで、我が津幡町でも、いしかわ子どもの権利基本条例を子供だけではなく、大人にも広く周知するために、津幡町子どもの権利基本条例を制定するべきであると考えております。津幡町こども家庭センターが守ってきている子供の権利擁護の後ろ盾としていただければと考えております。

あくまでも基本条例は手段であり、津幡町ではこのような活用していきたいという具体的なビジョンをもって制定していただけると大変うれしく思っております。すでに今までも調査研究が進んでいると考えられますが、今こそ津幡町子どもの権利基本条例を制定させるべきだと考えております。

現在、津幡町では、各地域でそれぞれの地域の特色を鑑み、模索しながらまちづくりを進めている地区、地域のまちづくり協議会の子育て支援における核として盛り込むことができるのではないかなというふうに考えてもおります。

まちづくりの観点でこども家庭センターと総務部企画課が中心となり、他の関係部局と連携をとることで、人づくりを核としたまちづくりの構築に、町として寄り添うことができるのではないのでしょうか。

そこで、今こそ津幡町にも子どもの権利基本条例を制定するべきではないかと町長に答弁を求めます。

○八十嶋孝司議長 吉田町長。

〔吉田克也町長 登壇〕

○吉田克也町長 今こそ津幡町子どもの権利基本条例を定めよとの御質問にお答えいたします。

本条例の制定につきましては、これまでも議会において取り上げられたテーマでございます。本町といたしましては、これまで子ども家庭総合支援室の設置や、昨年4月のこども家庭センターへの移行を通じ、妊娠期から子供の社会的自立に至るまで、切れ目のない包括的かつ継続的な支援体制の構築に努め、子どもの権利擁護を実質的に推進してまいりました。

このたび、石川県においていしかわ子どもの権利基本条例が制定されたことを踏まえ、本町におきましても、その理念を広く浸透させ、子どもたちはもとより、大人を含めた町民全体が子どもの権利を共通認識として持つことが不可欠であると深く認識しております。本町が目指す子育て支援の礎として、本条例を制定すべき時であると捉え、今年度、制定の実現を見据え、準備作業を本格化させる考えです。

制定に当たっては、単なる理念の明文化にとどまらず、町として明確なビジョンを掲げてまいります。それは、学校教育の現場ですでに実践されている、子供を真ん中に置いた視点を地域全体で共有し、その取り組みを社会のあらゆる場面へとさらに広げていくことであります。家庭、学校、職場、そして地域社会が一体となって、子供を一人の人間として尊重し、その声に真摯に耳を傾ける文化を醸成してまいります。

具体的な取り組みとして、学校や放課後児童クラブ、子育て支援機関、児童センター、地区公民館など、子供や保護者が身近に利用する施設を拠点に、地域全体へこの理念を広げてまいります。さらに、児童センターにおいては、子供たちの声を積極的に取り入れ、イベントの企画や運営に反映させるなど、子供自身が主体的に関わる機会の創出に取り組んでまいりたいと考えております。

こども家庭センターを中心に関係部局とも一丸となって、一人一人の子供のありのままを認め合う、誰もが健やかに育つまちづくりを推進し、次代を担う子供たちが安心して成長できる環境を整えてまいりたいと考えております。

今後とも、本施策の推進に向け、議員各位を初め、町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○八十嶋孝司議長 東克彦議員。

○3番 東克彦議員 再質問はありません。

予想以上に、非常に前向きな答弁をいただいております。今頭に思いついたのは、実は喜劇王のチャップリンさんが言っていた、下を向いたら虹を見れない。要は、上を向けばユリノキも見れる。前を向けば、新しい津幡町が見えてくる。そんな、きょうは一般質問ができたんじゃないかなというふうに思っております。

これから、私も頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上で、東克彦の一般質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、3番 東克彦議員の一般質問を終わります。

次に、9番 西村稔議員。

〔9番 西村稔議員 登壇〕

○9番 西村稔議員 9番、西村稔です。

今回は、3問の質問をいたします。

1 問目は、河北中央病院の移転先について、町長に質問いたします。

1968年、昭和43年に完成し、58年も経過して長らく町民の憩いの場、子供の遊び場、グラウンドゴルフ、つばた祭りや多岐にわたり利用されている公園でもあり、先ほど東議員の質問にもあったようにユリノキや桜の木やたくさんの樹木がある公園を、いとも簡単に木を伐採して病院にしてしまうことに、大きな疑問を持っております。

90歳以上の候補者が病院移転を問うた町長選挙においても、500人以上、中央公園をつぶして病院をつくることに反対している現実を重く受け止めていただきたいと思います。

また、パブリックコメントをしたと言うが、何人が提出して賛成意見は何人で、反対は何人だったのか。少人数の回答しかしないパブリックコメントにどんな意味があるのか、形式的に行ったとしか思えません。

広報、メールを何人が100%熟読しているのかデータを示していただきたい。もっと町民に知らせる方法はないのか、企画課に検討させていただきたい。

公園には津幡の賢人の銅像もあります。面積は、現病院の2倍近くの面積があり、用地の取得費用がかからなく、補助金も18億円あるとのことですが、前面道路が2車線しかなく交通の混雑も想定され、役場にいてもしょっちゅう救急サイレンが鳴り、ドクターヘリも利用できない施設になると思われます。

助成金には、国の施策であるコンパクトシティに向けた助成金と聞いております。本当にコンパクトシティ助成金は、役場の横に建てることであるのかを検証すべきだと思います。

医科大病院も金沢大学病院や県立中央病院ももとはといえば、町外れにあったのですが、周辺が発展していったにほかなりません。将来の津幡町都市構想に基づいて総合的に発展させなくてはなりません。今は不便でも、病院ができれば、町自慢ののる一ともあり、自然環境もよく、気持ちがよく治療できる場所を選定していただきたい。河北中央病院は高齢者がほとんどで、場所、建物と設備だけでは医療の役目は果たせません。

体験型観光交流公園予定地にしたほうが最適ではないですか。そうすればこれから公園にかかる10億円以上もの経費の必要がなくなり、津幡駅東口開発にも弾みがつき、工業団地に通ずる道路や低価格の住宅団地もたくさんできます。津幡高校の新築移転にも弾みがつくと思われます。

あがたの里の施設を中央公園に移転すると利便性が高まるということで町民が賛成したり、喜んだりしますか。町を発展させるためにも、もっと大胆な発想と計画のもと実行したほうがよいと思いますが、町長の再考方針をおたずねいたします。

○八十嶋孝司議長 吉田町長。

〔吉田克也町長 登壇〕

○吉田克也町長 西村議員の河北中央病院の移転先についての御質問にお答えします。

新病院の建設候補地につきましては、役場内のプロジェクトチームや、有識者、議会、区長会関係者などを委員とした検討委員会を複数回開催し、検討を重ねてまいりました。複数の候補地の中から、防災上の安全性、行政機能や消防との連携のしやすさ、救急医療への対応、用地取得の確実性、将来的な財政負担への影響などさまざまな観点で、総合的かつ客観的に比較検討し、津幡中央公園を選定しております。

役場や消防本部等との連携が図りやすく、災害時における医療提供体制の確保にも有効であるとともに、用地取得費が不要なことから、将来的な町財政への負担軽減にもつながり、建設候補

地としては最適であると認識しております。

一方で、交通面、公園の代替機能、周辺環境等につきましては、検討事項もあると認識しており、計画、設計の各段階において、協議を進めてまいります。

パブリックコメントにつきましては、津幡町パブリックコメント手続要綱に基づいて、町民の町政への幅広い参画の機会を確保するとともに、町政運営の公正の確保及び透明性の向上を図り、町民との協働による町政推進に資することを目的として、今回の病院に限らず、必要に応じて実施されております。

単に賛否を問うアンケートではなく、計画案に対する多様な意見や課題認識を把握し、その後の検討に生かすための重要なプロセス、制度であると認識しております。

提出された御意見については、担当部署において内容を整理・検討した上で、必要に応じて計画への反映やその後の検討課題として取り扱うこととなります。

今回も、町民の皆様から広くご意見を伺うため実施いたしました。

パブリックコメントに関する熟読の割合について、把握するのは困難ですが、議会での御報告を初め、ホームページや町内全戸に配布する広報誌で周知を図っており、十分な効果があると考えております。

4月の議会全員協議会でも御報告させていただきましたが、今回は、3人から8件の御意見をいただいております。一概に賛成・反対を決められるものではなく、いずれの方も、新病院について真剣に思いを巡らせた貴重な御意見です。いただいた御意見につきましては、件数の多寡にかかわらず、それぞれの内容を真摯に受け止め、今後の計画検討の参考にすることとしております。

先の全員協議会でも御案内のとおり、町のホームページにおいて、コメントやそれに対する町の考え方についても記載してありますので、必要に応じて御確認ください。

河北中央病院は、地域医療を支える重要な基幹病院であり、将来にわたり安定した医療提供体制を維持していくためには、建て替え、移転整備は必要不可欠であると考えております。

移転整備に当たりましては、単に建物を新しくするだけではなく、高齢化の進展や災害対応、地域包括ケアへの対応、まちづくりの拠点としての整備など、将来を見据えた病院づくりを進めることが重要であります。

今後も、多方面からの御意見を参考にしながら、町全体のまちづくりや将来の都市構想との整合も図りつつ、持続可能な地域医療の確保に向けて取り組んでまいります。

○八十嶋孝司議長 西村稔議員。

○9番 西村稔議員 再質問をさせていただきます。

何が何でも、今の中央公園に河北中央病院を移転したら将来の財政負担もなくなるし、役場と病院も近いし、消防署も近いから、何が何でもそこにとすると。

パブリックコメントに回答した人は、今3人と聞いたんですが、それで間違いはないですね。津幡の町民3万7,000人強いる中で、たった3人の、このような重要な案件に関してパブリックコメントに回答していない。この事実は今後、このような重大な話が出た場合でも、広報で周知していくし、十分検討していくと、賛否を問うものでないということなですけど、それでよろしいんですか。

もう1つ、町の財政負担のことがあるということなんですけども、本当にそうなのか。

それと、現在ある河北中央病院と役場は、ちょっと500～600メートル離れてると思うんです。特にそういう距離関係で不便があったのかどうか、その辺をちょっと、もう一度回答してください。

○八十嶋孝司議長 吉田町長。

〔吉田克也町長 登壇〕

○吉田克也町長 西村議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目のパブリックコメントについてですけれども、パブリックコメントは、先ほど申しましたように、賛否を問うものではないと、さまざまな意見を吸い上げる、意見をお聞かせいただく、そういうものであると認識しております。

今回は、3人から8件という数でございましたけれども、今後も町民の皆様の御意見を伺う、そういった機会をさまざまな形で、私は工夫して設けていきたいと思っております。

2点目の現在の河北中央病院の位置について、不都合はなかったのかどうかという、そういうふうに、私は、2問目の質問は理解いたしましたけれども、現状、特に今の役場と河北中央病院の距離の関係で、特別な不都合はなかったと認識はしております。

しかし今後ですね、先ほど申しましたように、防災上のこと、それから、さまざまな救急医療、そして消防等の連携等を考えましたときに、やはり役場の隣にある、隣接しているというのは、非常に強みになると、私は考えております。

そして、これまでその中央公園以外にも、幾つか候補地がありましたけれども、それらと比較してですね、プロジェクトチーム、そして有識者や議会、区長会の関係者など、さまざまな立場から出ていただいた検討委員会で総合的に判断して、現在の中央公園を選定したという経緯がございますので、私は、それを尊重したいと思っております。

以上です。

○八十嶋孝司議長 西村稔議員。

○9番 西村稔議員 町長に、再々質問をいたします。

町長は、継承と発展ということで、力強く、この選挙に打ち勝って新町長になったわけですが、今、コミュニティセンター化ということで、各公民館を回って対話をするということ、今うれしく思ってるわけなんですけれども、そういった中で、町民の声がどうしても、今まで親しんできた公園を、いろんな理由はあると思うけども、先の町長のときに決定したことなんですけれども、新しく町長も変わったわけですから、そういう町民の声を聞く耳があるのかなのか、その辺をもう一度お願いします。

○八十嶋孝司議長 吉田町長。

〔吉田克也町長 登壇〕

○吉田克也町長 まず、コミュニティセンター化の質問につきましては、通告にない質問でございますけれども、聞く耳があるのかなのかというふうに言われましたので、私はいろんな御意見を幅広く聞いて、その上でそれらを参考に、そして優先順位等を決めて施策を進めてまいりたいと思っております。聞く耳がないとは思ってはおりません。

以上です。

○八十嶋孝司議長 西村稔議員。

○9番 西村稔議員 町民の意見を本当に聞いていただきたいのと、その上で再考していただき

いと思います。

それでは、第2問目について、教育長にお尋ねします。

2問目、新任の教育長にお尋ねいたします。

教育長は、柔道の達人と聞いておりますが、柔道は日本が発祥の国で、明治15年に嘉納治五郎が心身の鍛錬と人間教育を目的とした武道として始まったと言われております。

奥が深く、私には力量がないので、入り込めなく理解のできない世界であることを踏まえて質問いたします。

分断していく社会に対し、どのような方針で教育行政に取り組んで行くかをお尋ねいたします。

まずは、人と人のコミュニケーションの上において大事なことは、おはようございます、ありがとうございます、さようならといった挨拶は、教育基本法等にあるのかないかをお尋ねいたします。

津幡町市政は、日本国憲法、各種法律、条例に基づいて、役場職員の対応も四角四面に行われるため、町民の声と乖離があることが多くあります。このギャップをどのように埋めていくのか。

日本社会では、法を熟知し資格を持つことと思います。中には、学歴、経験がないと取得できないものもありますが、また学歴も資格もなくとも心で生きる方法もあると思います。

まさに、戦前まではそういう時代であったと思われれます。最近では規則で人々を縛るため、人は心を閉ざすようになってきています。

道路交通法を例に取ればわかりやすいと思うので、道路交通法を例にして質問します。

単なる道路交通法を100%熟知している人は皆無だと思います。一時期、交通取り締まりを厳しくして、点数、反則金、罰金を取ったために、市民は心を閉ざして警察に情報提供をしなくなっていたので、最近では事故があったときに適応しているように思われれます。

町でも、町民が心を開いて安心、安全をテーマにコミュニティセンターを確立して、幅広くさまざまな意見を吸い上げて、行政に取り組んで行こうとしておりますが、法を守る町とのギャップが大きくて憲法や法律を変えないと、スムーズにいかないことに気がつくと思います。

法は権力と言われれます。このことに関して教育長はどのように考えておられますか。

○八十嶋孝司議長 山本教育長。

〔山本智秀教育長 登壇〕

○山本智秀教育長 今後の教育行政の取り組みについてとの御質問にお答えいたします。

最初の御質問の、挨拶が教育基本法等に明記されているかについてです。

挨拶についての法律上の直接的な明記はございませんが、学校教育法及び学校教育法施行規則に基づき国が作成する学習指導要領には、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けることが明記されております。また、町立小中学校では、挨拶運動などの取り組みを実施しており、子供たちが元気に挨拶している姿を見ますと、とてもすがすがしく嬉しい気持ちになります。日々の教育活動の中で児童生徒が挨拶の大切さについて学んでいけるよう、引き続き取り組んでまいります。

次に、法は権力と言われることについてお答えいたします。

法律は、私たちが安全安心に暮らすために必要なことを規定しているものと認識しております。

法は権力ではなく、社会で安心して生きていくための共通ルールであると考えます。社会の一員である私たち、そして子供たちがお互いに自由を尊重しながら生活するために必要不可欠なものであるため、今後も法律を遵守し、教育行政に取り組んでまいります。

最後に、議員御質問の冒頭で、柔道についてのお話がありましたので、一言お答えさせていただきます。柔道、剣道など日本武道においては、礼儀が基本であり、相手を敬う心、礼を尽くすことを重んじております。私はこれまでの教員時代には、そのことの大切さを生徒達に指導してきたつもりであります。

教育現場において、いじめや教職員の不祥事などが問題となっている昨今、今一度、相手を敬う心や思いやりを大切にした教育を進めてまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 西村稔議員。

○9番 西村稔議員 すみません。先ほどの質問で1ページちょっと抜かしました。それはそれでやむを得ないもので、3番目の質問に移らせていただきます。

町道菩提寺1号線の早期完成について、産業建設部長にお尋ねいたします。

この事業は辺地対策事業債を使つての事業であり、平成13年度に着工しております。当時は世帯数14戸、人口26人でありました。町議会議員もいて、住民の早期完成の悲願もかなって喜びにあふれておりました。

私は、完成があまりにも遅く、着工より17年も経っていたので、令和元年6月に一般質問をしたところ、全長1,600メートルのうちの残すところ450メートルで、令和元年度中に200メートル完成させるとのことでした。元年には8世帯12名が生活していました。継続的な予算を確保して、早期完成を目指すとのことでした。

令和4年12月になって、21年も経過したにも関わらず、残り450メートルが完成しないのでまた一般質問をいたしました。その時に補強工壁工法を使った大型土留構造物を用いた工法を採用して施工して、残り3～4年で完成するのではないかという回答でありました。

今回質問したのは、3～4年経ったので、そろそろ完成間近ではないかと思い、質問しているところです。今年度で事業開始から25年経過しており、3世帯6人が生活しており、世を去るのも間近だから、新しい道路の完成を見たいと切実に懇願しておられました。

現在までにかかった費用は年間5,000万円とすると、12億5,000万円かかっていると思われます。工期的にも経費的にも有利な財源と言っていて、また早期早期と言いながら25年経っても完成しない事業は、このほかにもあるのかないのかをお答えください。

当時60歳の人も、はや85歳にもなっております。一体、いつ完成して追加費用は幾らになるのかを提示していただきたいと思います。

聞くとところによると、1,150メートルの区間も災害で崩れているとのこと。完成していないため、道路復旧の補助金もつかないと思います。どこから財源を持ってくるのですか。早期完成させないとイタチごっこになり、永遠に完成しないかとも思われます。

このような町政でよいのかをお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 松岡産業建設部長。

〔松岡隆司産業建設部長 登壇〕

○松岡隆司産業建設部長 町道菩提寺1号線の早期完成についての御質問にお答えいたします。

本事業は、現道の急カーブ及び急勾配の解消を図り、安全で円滑な交通を確保することを目的とした道路整備事業でございます。全長約1,600メートルのうち、令和3年度末までに約1,150メ

ートルの区間が完成しており、早期完成に向け継続して工事を実施しているところで、本年度末には、残り約200メートルの区間まで舗装が完了する見込みでございます。

御質問の、計画の遅れにつきましては資材や人件費の高騰により想定した進捗まで進まないことや、令和5年7月豪雨から、令和6年能登半島地震、令和7年8月豪雨と、たび重なる大規模な災害への対応により、本事業の進捗にも一定の影響が生じたものと考えております。

残る区間におきましては、近年の豪雨等の影響により地形が変化していることから、設計の修正を行っており、残事業費についても再算定していることから御質問の残工事費及び完成時期につきましては、この修正設計の結果を踏まえ、改めてお知らせしてまいりたいと考えております。

また、御指摘いただきました既設区間の一部法面崩壊につきましては、町でも状況を確認しており、本事業の中で適切に復旧してまいります。

引き続き、早期完成に向けて全力で取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○八十嶋孝司議長 西村稔議員。

○9番 西村稔議員 再質問をいたします。

ちょっと無理な質問があったかと思うんであれなんですけど、こういった25年経っても完成していないような事業は、ほかにあるのかということに関して、どうも回答していただけなかったように思いますので、この辺、質問先が違ったのかどうか、ちょっとこれと、今、答弁いただいたのを、私なりに理解したのは、まだ設計せんなんし、現場も見んなんし、予算も辺地債やと5,000万ですから、あと何億かかるのかもわからんし、いつになるかわからんような、そういう不安な気持ちになるんですけど、もう少し菩提寺の住民を安心させるような回答をいただけないものか、もう一度お願いします。

○八十嶋孝司議長 松岡産業建設部長。

〔松岡隆司産業建設部長 登壇〕

○松岡隆司産業建設部長 西村議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、御質問ありました、25年経って終わらない事業があるのかなのかということにつきましては、町の事業としては、そういった事業はないかとは思いますが、ただ、全国的にとかそういうことであれば、ちょっと私としては、そこは把握はできておりません。

あとですね、残りの事業につきまして、修正設計がありますことから、具体的なことは申し上げませんでした、現在のところ、残りの区間につきましては、修正設計のほうの結果、大幅な事業費の増がなければ、残り1億6,000万円程度というふうに考えております。

この残りの事業につきましては、令和10年度末までに完成を目指してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○八十嶋孝司議長 西村稔議員。

○9番 西村稔議員 回答ありがとうございます。

いつ完成するかわからないという返事なんで、がっかりしましたけども、またよろしく願いします。

これをもって、一般質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、9番 西村稔議員の一般質問を終わります。

次に、14番 道下政博議員。

〔14番 道下政博議員 登壇〕

○14番 道下政博議員 14番、道下政博です。

今回、私のほうからは、3点について質問をいたします。

まず1点目でございますが、防災道の駅を津幡町にという件でございます。そして、2番目には、学校館にエアコンの設置を本格的に検討をというのが、2番目でございます。3番目には、公民館使用の生涯学習グループ登録条件の3分の2規約の撤廃を求める件でございます。午前中の時間が随分迫っておりますので、おそらく最後までは難しいかと思いますが、まず最初の質問に移らせていただきます。

まず、最初の質問でございますが、防災道の駅を津幡町にということで、質問いたします。

石川県では、創造的復興プランに道の駅の強靱化を位置づけ、防災機能の強化を図ることとしているそうであります。県内の防災道の駅は、のと里山空港と織姫の里なかのとの2カ所が選定されています。

この後、紹介いたしますデータや事例については、令和7年7月24日付けの通達業界ニュースからの抜粋記事を紹介させていただきながらお話を進めたいと思います。国土交通省は、能登半島地震において、防災道の駅が大きな役割を果たしたことなどを踏まえ、新たに40駅を防災道の駅として追加選定し、全体で79駅となったと報告があります。

道の駅とはについて少しだけ触れます。道の駅は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供や、地域の振興に寄与することを目的として一般道に設けられた休憩施設を指し、設置者である市町村等の道路管理者の申請を受けて、国土交通省が認定・登録を行つています。地域と共につくる個性豊かなにぎわいの場を基本コンセプトとして、以下3つの機能を有しています。

1番目といたしまして、休憩機能、24時間無料で利用できる駐車場・トイレなどの提供。

2番目には、情報発信機能、道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報などを提供。

3番目には、地域連携機能、文化共用施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設で地域との交流を図るとなっており、2025年6月13日時点で1,230駅の道の駅が登録されているそうであります。

防災道の駅とはについても確認いたします。全国にある道の駅の中から、都道府県の地域防災計画等で、広域的な防災拠点に位置づけられている箇所を、防災道の駅として国土交通省が選定しています。

防災道の駅は、大規模災害が発生した際に、救助活動及び復旧・復興活動の基地として活用されることが期待されており、制度が始まった令和3年から、現在は79駅となっているそうであります。

国土交通省資料より、防災道の駅の選定条件として、以下の3つがあげられていますが、長くなりますので、一部を抜粋して、津幡町が防災道の駅を本格的に検討するに当たって、大きなハードルとなりそうなことだけ1点を選定して、ここでは紹介させていただきます。

3点の内、2の②でございます。災害時の支援活動に必要なスペースとして、2,500㎡以上の駐車場を備えていることが挙げられます。今回、私が提案させていただきたい場所は、国道8号線津幡バイパス、北バイパスでございますが、そのそばに道の駅を設けて、その施設を防災道の駅に認定させることを提案したいと思います。

2,500㎡以上の駐車場を備えることができる、そんな土地があるんだろうかと思われませんが、緑ヶ丘から森林公園に向かう道と、国道8号線との交差点付近で、津幡町の丘陵公園用地の活用はできないだろうかと考えました。津幡町には、既に倶利伽羅塾に道の駅がありますが、それを否定するものではございません。現在は、国道沿いではありませんし、交通量も以前からみると激減している状況でありますので、時代にあった場所の選定を考えた方がよいのではないかと提案をいたします。

これまでの視察研修で、全国の道の駅の売店などを多く見ていますが、倶利伽羅塾と比較すると売店の売り上げなども、おそらく、思うような売り上げの確保も難しく、限界がきているようにも感じます。ここで頭を切りかえて、新しい道の駅を考えた方がよいのではないかと提案いたします。

ここで、防災道の駅の活躍について触れます。令和6年能登半島地震において、当時石川県では唯一防災道の駅として選定を受けていた、能登里山空港は、被災者の受け入れ、道路啓開支援センターの設置、自衛隊や警察などの活動拠点、道路復旧に使用する資材置き場、インフラ復旧事業者の支援、全国から届く支援物資の受け入れなど、広域防災拠点として大きな役割を果たしました。

またこのとき、福岡県にある防災道の駅うきはより、停電や断水時でも使用可能な防災用コンテナ型トイレが、道の駅あなみずに派遣され、新潟県の防災道の駅あらいが支援物資の集積拠点として活用され、活躍いたしました。

地域とともに歩む道の駅としてと題してでは、道の駅は現在、防災拠点化やインバウンド観光拠点化と並行して、道の駅単体ではなく、まち（市町村）と目指すものを共有して、町ぐるみで一体化となつてともに発展していく取り組みを進めています。道の駅同士の連携強化はもちろん、市町村や特産品の生産者、観光関係団体、地域の高校生など、異なる立場の方々と垣根を超えた議論を行い、中には、町への移住相談窓口を役場ではなく道の駅に設置する検討案が上がる駅、道の駅・生産者・行政が一体となって総合加工所を新設する駅、体験型ツーリズム提供を開始した駅など、それぞれの駅が地域の特色を生かした新しい姿にかわっていきこうとしていますとの記事を読み、全国各地で工夫をしているんだということを感じております。昨年発表されました、森本富樫活断層を中心とした震度7を超える大地震が想定されている中で、金沢と能登と富山を結ぶ交通の要衝である津幡町の役割と責任は大変大きいものがあると自覚すべきであると思います。率直に言って、交通量の多いバイパスを通過する観光バスなどが、津幡町に車を上めて、買い物をするような魅力的な場所や施設がないことに心を痛めているのは、決して私だけではないと思います。できるものであればぜひ、新しい道の駅、それも防災機能を備えて魅力的な防災道の駅を国道8号線北バイパス沿いに、そして目立つ場所に観光バス等が、またトラックの運転手が、またぶらっとドライブしている乗用車などが立ち寄って買い物等ができて、津幡町農産物販売等の活性化につながられるような、防災の駅の新規事業を提案いたします。

吉田町長に答弁を求めます。

○八十嶋孝司議長 吉田町長。

〔吉田克也町長 登壇〕

○吉田克也町長 道下議員の防災道の駅を津幡町にの御質問にお答えいたします。

道の駅は、本来、道路利用者の休憩機能や地域振興を目的とした施設であります、近年は、

大規模災害時における広域的な防災拠点としての役割も期待されており、国では一定の要件を満たす施設を防災道の駅として選定し、重点的な支援を行っております。

その主な要件としまして、第1に、県が策定する地域防災計画や受援計画、さらに国と県で策定する新広域道路交通計画において、広域的な防災拠点として位置づけられていることが必要とされております。

第2に、災害時にも施設機能を維持できる体制が求められており、建物の耐震化、非常用電源による無停電化、通信設備や貯水施設などによる水の確保が必要となります。

加えて、支援活動に必要な2,500平方メートル以上の駐車スペースの確保や、市町村と道路管理者との役割分担を定めたBCP、いわゆる業務継続計画の策定も要件となっております。

本町の道の駅倶利伽羅源平の郷につきましては、現段階では、石川県の広域的な防災計画や新広域道路交通計画への位置づけがなされていないこと、また、災害時に必要となる貯水施設が整備されていないことなどから、選定要件の一部を満たしていない状況にあります。

しかしながら、議員も御指摘のとおり、森本・富樫断層帯による大規模地震が想定される中、本町は能登方面と金沢都市圏を結ぶ交通の要衝であり、能登半島地震においても物流・支援活動の重要なルートとなったことから、防災拠点機能の強化は極めて重要な課題であると認識しております。

本施設の一部は、津幡町地域防災計画においても指定避難場所として位置づけられ、町民の命と暮らしを守る重要な施設であることから、長期間の避難や物流支援にも対応可能なインフラ整備や防災機能の強化に段階的に取り組んでまいります。

なお、国道沿いへの新たな道の駅整備につきましては、初期建設費用や管理運営費に加え、用地の確保など様々な課題がありますので、直ちに着手することは難しいものと考えております。

今後とも、国や県の動向を注視するとともに、関係機関と連携しながら、防災機能をより強化した道の駅のあり方について調査・研究してまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 道下政博議員。

○14番 道下政博議員 ありがとうございます。

今の町長の答弁で十分伝わっております。ただ確かに津幡町としても、次の新しい発展をしていくためにも大きな決断と言いますか、展望を持ちながら、これから町政を進めていっていただけるように1つのきっかけとして提案をさせていただきました。

大変、建設費等を考えると莫大にもなることは十分承知をしておりますけれども、その上で、新しい津幡町の発展を今後も願ってまいりたいというふうに思います。

○八十嶋孝司議長 質問の途中ですが、この際残時休憩いたしまして、午後1時05分から一般質問を再開いたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

〔休憩〕 午前0時00分

〔再開〕 午後1時05分

○八十嶋孝司議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

14番 道下政博議員。

○14番 道下政博議員 午前中には、1点目の質問を終わりました。午後から引き続き、2点目

の一般質問を続けさせていただきます。

避難所となる学校体育館に、エアコンの設置を本格的に検討せよということで、質問をいたします。

6年ほど前から、毎年のように要望し続けておりますが、本町では工事費予算の捻出がままならない状況であることは、これまでも説明を受けておりますが、今回も懲りずに質問をいたします。

私は、令和6年12月会議一般質問でも、国からの補助金が大幅に引き上げられました。この機会に避難所となる学校体育館にエアコンの設置を急いでほしいとの内容の質問をいたしました。その時の答弁では、学校体育館を避難所として使用する場合は、当面の間、スポットクーラーなどの設置を考えているとのことでありました。

昨年夏、スポットクーラーが設置された津幡小学校体育館と条南小学校体育館を文教福祉常任委員会で視察し、冷房の効き具合を体験させていただきましたが、多くの委員からは、確かにスポットクーラーの吹き出し口付近は涼しい風を感じるが、少し離れば、やっぱりと思うくらいに、生暖かい空気が広がっており、決して満足のいく冷房の成果を得られるものでありませんでした。おそらく想像するに、夏の暑い日の大災害時に多くの住民が何十人、何百人と押し寄せて避難してきた際には、そこで寝泊まりするには相当厳しいだろうと容易に想像することができました。

県内の大半の市町では、避難所となる学校体育館に、国からの大きな補助金をよいタイミングで活用し、エアコンの設置が進んでおり、地域住民から喜ばれていると聞いております。本町では、今すぐは難しいかもしれませんが、大災害がおそってくるその前には、避難所となる学校体育館にエアコンの設置に向け、一步踏み込んだ覚悟で設置に向けて検討を進めていただきたいと要望いたします。

吉田町長に質問いたします。

○八十嶋孝司議長 吉田町長。

〔吉田克也町長 登壇〕

○吉田克也町長 学校体育館にエアコンの設置を本格的に検討せよとの御質問にお答えいたします。

令和6年12月会議においても、避難所になる学校体育館にエアコンの設置を急げとの御質問がありました。前町長がお答えしましたとおり、現在は、学校施設のバリアフリー化、学校照明のLED化を優先的に進めているところであり、学校体育館へのエアコン整備には至っておりません。しかしながら、学校体育館は避難所としても使用されることを踏まえ、緊急時の対応として、令和7年度には各校に2台ずつ移動式エアコンを整備したところであります。

町といたしましては、学校体育館への本格的なエアコン整備の必要性は高いと認識しており、今後の整備に向けた具体的な検討を行っているところであります。

現段階での試算となりますが、町内小中学校11校全ての体育館に空調設備を整備した場合の費用については、概算として15億円程度と見込んでいます。体育館の面積により設置台数、整備費用は異なり、エアコン室内機器の設置台数については1,000㎡に対し14台程度が必要であると見込み1校当たり10台から中学校では20台程度が必要となります。

その財源としては、文部科学省の学校施設環境改善交付金、総務省の緊急防災減災事業債、公

共施設等適正管理推進事業債が考えられますが、いずれにしても、一般財源において負担は大きいものの推測されます。

空調方式としては、電気式とガス式が考えられます。ガス式においては停電時においても運転が可能であることから、避難所としての役割を担う施設への導入に効果があると考えていますが、ガスの調達、運搬と保管をしなければいけないデメリットもあります。

これらのことから、整備には多額な費用を要すること、室内に相当数のエアコン設置場所が必要となることなど、町にとって大規模な事業となります。そのため、本町の財政状況を十分考慮しながら、整備時期と整備順序を慎重に検討する必要があります。

現時点での見通しとしましては、現在取り組んでいる、学校施設のバリアフリー化と学校照明のLED化が令和9年度に完了する見込みであることから、学校体育館のエアコン整備は、遅くとも令和10年度までに、中学校2校の実施設計に着手したいと考えております。そして順次、小学校の整備へ続けていきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 道下政博議員。

○14番 道下政博議員 ありがとうございます。

具体的に御答弁をいただいて、町民の皆さんも、町としてもしっかり考えてくれているんだなということを感じていただけたと思います。

それでは、3点目の質問に移らせていただきます。

本年3月、声楽アンサンブルALBIREOさんから御要望をいただきました。この御要望の内容は、津幡地域交流センター、中条公民館、条南コミュニティプラザ、井上コミュニティプラザなどには多数の生涯学習グループが登録されていますが、生涯学習グループへの登録には、グループ参加者の居住地についての規約があります。例えば、津幡地域交流センターでは、庄、清水、加賀爪、緑ヶ丘、横浜地区の住民が全体の3分の2以上を占めることというのがそれに該当します。この生涯学習グループへの登録に係るメンバーの居住地に関する規約を撤廃していただきたいことを要望する内容でございます。

理由といたしまして、この3分の2の規約があることによって、グループメンバーの居住地域が町全域から集い、成り立っている我々、声楽アンサンブルのような団体で、その地域に住所を有する方が3分の2に満たない団体では、生涯学習グループとして登録できないことになってしまっているのです。

既に登録されている生涯学習グループに新たなメンバーが加わるにより、仮に3分の2の規定を満たさなくなることになると、その新入会を希望する方の入会を拒否しなければならないような矛盾が生じる可能性もあります。結果、限定された地域の方だけによる活動グループだけが優先されているようにしか見えず、不公平感が拭えません。

津幡町では、これまで地区や校下ごとの対抗意識が強く存在していたことは、当時としては、よき伝統ではありましたが、近年は住民の意識にも変化が生じてきているようにも思います。時代とともに、個人を尊重する風潮に住民意識が変化してきている時代にもなっているようにも思います。よりグローバルな考え方が主流となり、幅広い地域活動の舞台へ、拓かれた時代へと変化しているようにも思います。

今回の御要望の背景には、もう一つ、文化協会にとつての施設利用料金がスポーツ協会より高額になっているのではないかという差別感にも不満があります。声楽アンサンブルは、普段の練

習会場として、レッスルを活動拠点としていますが、2時間で1,600円の使用料を納めているそうですが、一方、津幡町総合体育館アリーナは半面利用で、シニア割引もあってのことですが、2時間で600円と割安になっていることにも不満があります。声楽アンサンブルは、現在15名のメンバーで、週一で練習を行っているようですが、施設使用料の負担は決して軽いものではないと訴えておられます。さらに、スポーツ関係者は優遇されていて、石川県スポーツ大会前の1カ月間は施設使用料が免除となっており、明らかに文化協会との待遇との違いに憤りを感じておりますとの訴えでもありました。

声楽アンサンブルの経歴をお聞きしましたところ、約20年前、文化会館シグナスのオープンに向けて結成されたグループが始まりだそうであります。結成当初は、メンバー約30人から始まったそうであります。それをお聞きして、私も少し思い出しました。文化会館シグナスオープン当初、私は議員になって間もないころでした。オープニングイベントに参加させていただいた折に、おしゃれな声楽アンサンブルの歌声が、まことに新鮮な印象だった記憶がよみがえってまいりました。と同時にこんな気持ちになったことも同時に思い出しました。これからは、この文化会館シグナスの利用とともに、津幡町に文化の華が咲き香る時代が到来するのだろうなと思ったことでもあります。少し話は飛びますが、本年4月7日の午後から津幡中学校の入学式に来賓として出席させていただきました。式では、毎回ですが、明るく爽やかに希望に満ちあふれた新入生たちの姿に、心洗われるような気持ちにさせていただいたことの感謝の気持ちはもちろんであります。今回、さらに新鮮で感動的だったのは、式を終えてからのブラスバンドの見事な演奏（コンサート）に驚きと感動をいただいたことであります。

何年前になりますでしょうか、津幡南中学校ブラスバンド部の活躍は、当時、大変有名でありました。当時、全国大会等で金賞受賞の活躍の成果もすばらしかったことについては、耳にしており認識しておりましたが、今回、津幡中学校のブラスバンド部の演奏に直接触れる機会を得て、その演奏のすばらしさに大変感動をいたしました。私の知る中学生レベルをはるかに超える、津幡中学校ブラスバンド部の演奏のすばらしさに衝撃を受けました。と同時に、津幡町の中学生はすごいんだなあと驚きを新たにしました次第でございます。バンドの紹介では、全国大会で銀賞をいただいているとのことで、なるほどと、その卓越した実力に納得をし、惜しみない拍手を送りました。少し角度は変わりますが、スポーツ界でも多くの実績を残された、津幡町出身者で、レスリング女子オリンピック金メダリストの川井姉妹や現役大相撲横綱の太田里閔や幕内力士で大活躍中の欧勝海関など、全国、他市町からも羨ましがられるほどのスポーツ分野の実績とその勢いと成果には、大変すばらしいことで、町民の大きな自慢でもあります。

一方、文化活動面で考えると、津幡町には、まだまだ伸びしろが存在するのではないかと思います。期待をしておりますのは、私だけではないと思います。この伸びしろを、いろいろな形で結果や成果に結びつけていくには、行政としても、できる限りの支援を幅広く、こまめに継続的に支援し、小さな子供を育てるように、温かく包み込むような無償の愛を注ぎ続けることが必要なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

今回、このように一般質問にする少し前に、教育部長に、要望内容をお伝えし、要望いたしました。条例改正にもつながることですので、時間が必要なことはよくわかります。4月まで町教育長をされておられ、このたび津幡町長に当選された吉田町長にお尋ねするのが一番と思い、今回の一般質問となったものであります。

現在、声楽アンサンブルARUBIEROさんのメンバーの大半は、高齢者であるとお聞きしており、決して経済的にも余裕のある方ばかりではないはずであります。生涯学習グループの登録に係る地区住民3分の2以上のメンバーに限定する規約の3分の2についての撤回を要望するものであります。

文化面を含めて、もっと自由にのびのびと活動しやすい環境の整備に向けて改善を進めていただきますように提言をいたします。

吉田町長に答弁を求めます。

○八十嶋孝司議長 吉田町長。

〔吉田克也町長 登壇〕

○吉田克也町長 公民館使用の生涯学習グループ登録条件の3分の2の規約の撤廃を求めるとの御質問にお答えいたします。

公民館は、社会教育法第20条においてその設置の目的が定められており、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行うこととしております。それを踏まえ、本町の地区公民館事業については、津幡町公民館規則第2条に、当該対象区域内の住民に対し、社会教育法第22条に規定する事業をその地域の規模及び実情に即して行うものと定め、対象の各地区住民からの協力金をいただき、学習活動及び地域コミュニティ形成の拠点として設置・運営を行っております。

そうした観点から、当該地区住民による主体的な活動を支援し、地域活動の活性化につなげるため、会員は対象地区の会員が3分の2以上で構成していることと定め、登録サークルに対して使用料免除の措置を講じているものであり、本要件は施設設置目的及び運営趣旨に沿ったものであると考えております。仮にこの条件が撤廃されてしまうと、本来の目的である対象地区住民の活動を圧迫するおそれが生じると考えられます。

一方で、町内全域を会員の対象とする団体につきましては、津幡町生涯学習センターサークル名簿登録要領を設けており、文化会館シグナスにおける活動では、登録された生涯学習センターサークルに対し、使用料の70%減免を行っております。このように、施設により、設置目的や制度、利用対象が異なることから、それぞれに応じた運用を行っており、施設使用料の減免につきましても、各施設の設置目的や関係例規に基づき、定められた基準により運用しているところであり、公平性の確保に努めております。

以上のことから、現在の津幡町公民館生涯学習サークル登録要領における登録基準は、地域コミュニティの維持及び地区公民館の適正な運営のために必要なものであると判断しており、現時点において登録条件の3分の2の規約を撤廃する予定はございませんが、令和10年4月を目途に運用開始を予定しているコミュニティセンター化への議論の中でも、使用料のあり方について検討できればと考えております。

現代社会においてサークル活動に代表される生涯学習は、自己の人生に生きがいをもたらし、他者とのつながりを深める非常に重要なものであると認識しております。関係の皆様にはこうした制度に御理解をいただきたいと思います。町といたしましても、今後も町民の皆様の活発な学習活動を支援してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 道下政博議員。

○14番 道下政博議員 丁寧に答弁をしていただきまして、大変ありがとうございます。

実際にアンサンブルに参加しておられる方の憤りを解決するにはどうしたらいいか。大変難しい壁があるなというふうに思います。ですけれども、先ほど町長が最後に言われたように、生涯学習、特にこれから高齢化が進む中で、私も含めて70歳を超えて生涯、こう打ち込めるものがあるということは、大変すばらしいことです。でき得れば今後またしっかりと検討を進めていただき、早い時期にこの高齢者の方も含めて、使いやすい、活動しやすい環境づくりにもう一步踏み込んだ形での判断をお願いをさせていただいて、私からの3点にわたる一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、14番 道下政博議員の一般質問を終わります。

次に、5番 小倉一郎議員。

〔5番 小倉一郎議員 登壇〕

○5番 小倉一郎議員 議席番号5番、小倉一郎です。

今回は、障害福祉施策の一つであります、本町の相談支援体制に絞った質問をいたしたいと思います。

まず初めに、障害のある人やその家族への相談支援の現状と課題はということで質問をいたします。

近年、障害のある方やその御家族を取り巻く環境は大きく変化しており、相談内容も複雑化・多様化している状況です。

特に、いわゆる8050問題、精神障害や発達障害への対応、ひきこもり、さらには医療・介護との連携など、単一の制度や機関では対応しきれない課題が増加している現状かと思われます。

また、現場に目を向けますと、相談支援専門員の不足や負担増大は全国的な課題であり、複雑困難事例への対応に苦慮している実態も指摘されているという声も聞こえてまいります。

本町においても例外ではなく、身体、知的、精神に障害がある人のうち、特に精神障害者保健福祉手帳を所持する人が年々ふえ、令和7年度末で342人となっており、5年前と比較して、約1.5倍近くの増加が見られております。

また、手帳を交付されていなくても、精神障害で自立支援医療を受けている人も加えると、さらに人数がふえるものと思われます。

ほかにも、障害福祉サービスを利用したい人のために計画を作成する、計画相談支援件数は、7年度で1,143件と5年前より158件ふえ、今後さらに支援ニーズが増加することが予想されております。

こうした中、国におきましては、地域の相談支援体制の中核を担う、障害者基幹相談支援センターの設置を推進しております。令和6年度からは設置が自治体の努力義務とされております。

加えて、本町が策定した第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画では、今年度末までに、障害者基幹相談支援センターの設置を目標に掲げています。

そこで、山嶋健康福祉部長にお伺いいたします。

本町の福祉課の地域包括支援センターでは、従来から高齢者のみならず、障害のある人も対象とした体制を構築しております。

また、一般的な障害者相談支援事業の委託先も今年度から1カ所ふえ、3カ所となったことも聞きました。

相談件数の推移や困難事例の増加、対応する職員の負担状況などの現状を踏まえ、本町の相談

支援体制について、委託先の事業所も含め、現状での課題があるのか、もし、課題があるならば、その対策や対応はどうなっているのか、あわせてお聞かせください。

それから、2つ目です。国が各自治体に設置を推進しております、障害者基幹相談支援センターが担う、地域の中核的役割について、所管する健康福祉部では、その必要性を認識しているのかお伺いいたします。

よろしくお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 山嶋健康福祉部長。

〔山嶋克幸健康福祉部長 登壇〕

○山嶋克幸健康福祉部長 小倉議員の障害のある人やその家族への相談支援の現状と課題はについての御質問にお答えいたします。

本町では、現在、福祉課内の地域包括支援センターが総合相談窓口として、高齢者や障害のある方、そしてその御家族の多様な相談に対応しております。

議員御指摘のとおり、近年の相談件数の増加に加え、相談内容も複雑かつ多岐にわたるようになっております。

障害福祉サービスの利用者が増加傾向にある中、現在、町内の相談支援事業所に配置されている相談支援専門員は計5名であり、計画相談支援及び一般相談支援業務に追われている現状です。

また、地域包括支援センター職員を初めとする、町職員及び相談支援事業所の双方において、専門性の高い主任相談支援専門員が配置されていないため、より高度な専門性を要する相談への対応が困難である現状にあります。

こうした状況を踏まえ、令和7年度からは、石川県相談支援専門員協会のアドバイザー派遣制度を活用し、同じ健康福祉部内のこども家庭センター職員とも連携し、困難事例の検討を行うなど、体制の補完と専門性の向上に取り組んでいるところです。

障害者基幹相談支援センターの設置につきましては、その必要性を十分に認識しております。基幹支援センターは単なる窓口の拡大ではなく、地域の相談支援体制の中核として、関係機関をつなぐコーディネーターの役割を果たすことが求められております。

今後は、地域の実情に即した持続可能な体制構築に向け、基幹相談支援センターの早期設置を視野に入れ、具体的な検討を進めてまいります。

○八十嶋孝司議長 小倉一郎議員。

○5番 小倉一郎議員 今ほど、山嶋部長のほうからは、障害者機関相談支援センターの設置の必要性について、非常にその必要性が高いといったような答弁をいただきました。

それを踏まえまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、国が推進する、障害者基幹相談支援センターについて、少し踏み込んだ質問を吉田町長にいたしたいと思います。

本町における相談支援体制についてですが、高齢者分野においては、介護保険制度のもと、地域の身近な相談窓口として、福祉課に地域包括支援センターが設置されております。同センターでは、介護、医療、福祉、権利擁護など、多岐にわたる課題に対して総合的な支援が行われている部署であります。

また、あわせて障害がある方や家族への相談対応も担っており、住民にとりましては、困ったときは、まず相談できる場所として、その役割は広く認知されておる状況であります。

しかしながら、障害者の一般相談を委託する民間の相談支援事業所は存在するものの、地域全体の相談支援を統括し、困難事例への対応や専門的助言、関係機関との連携強化、人材育成などを担う中核的機関であります、障害者基幹相談支援センターは、本町には、残念ながらまだ設置されていません。

障害者基幹相談支援センターは、総合的かつ専門的な相談支援、困難事例への対応、相談支援専門員への助言・支援、関係機関との連携強化といった、いわば地域の司令塔の役割を担うものであります。

そこで、各自治体の設置状況についてですが、石川県内では、金沢市を初めとする8つの市において、既に設置されております。

また、そのほかの自治体においても、今後設置に向けた動きがあるとも聞いております。

特に注目すべきは、本町と生活圏で重なる部分が多い、お隣りの金沢市やかほく市において、既に設置されており、地域の相談支援の中核機能を担っている点であります。

このことから、津幡町におきましても同様の体制整備が求められているものと考えます。

国では、努力義務とはいえ、各自治体に障害者基幹相談支援センターの設置について、法で明記していることから、本町においても同センターを設置すべき段階にきていると考えます。

また、センター設置に当たりましては、各自治体の財政負担も生じることから、7年度では、設置に係る地方交付税も拡充されておりますほか、機能強化に対する補助制度も設けられております。

障害のある人が地域で安心して暮らし続けるためには、相談できる場所があるだけでなく、適切につなぐ力と支援を統括する機能が不可欠ではないでしょうか。

障害者基幹相談支援センターは、まさにその要となるものであり、支援が必要な方を取り残さない体制の構築が求められています。

仮に、本町の地域包括支援センターがその役割を担うのであれば、組織としての位置づけや、現在の人員体制における課題など、現場職員の声を聞きながら、改めて体制整備を行うことが重要かと考えます。

つきましては、本町におけます障害者基幹相談支援センター設置に向けた具体的な検討の有無と、本町の相談支援体制の今後の方向性につきまして、吉田町長の答弁を求めます。

○八十嶋孝司議長 吉田町長。

〔吉田克也町長 登壇〕

○吉田克也町長 障害者基幹相談支援センター設置に向けた早急な対応をとの御質問にお答えいたします。

障害者基幹相談支援センターは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2に基づき、市町村に設置の努力義務が課されている専門機関です。地域の総合的な相談窓口としての機能に加え、地域の相談支援事業者への助言や指導を初め、成年後見制度利用支援による権利擁護、障害者等に対する虐待防止など、地域における相談支援体制の中核を担う役割が求められます。

本町における現在の相談支援体制についてですが、健康福祉部内の地域包括支援センターとこども家庭センターが相互に連携し、一体的かつ総合的な相談窓口として、障害のある方やその御家族の相談に対応しております。

また、地域の相談支援事業所への支援につきましては、石川県相談支援専門員協会から主任相談支援専門員のアドバイザー派遣制度を活用し、月1回、困難事例の検討を行っているほか、近隣自治体の相談支援専門員と連携した研修会を開催するなど、専門性の向上とバックアップに努めているところです。

さらに、津幡町障害者地域自立支援協議会と、その専門部会を通じて、関係機関との緊密な連携体制の構築にも取り組んでおります。

基幹相談支援センター設置の方法としては、町による直営か社会福祉法人等への委託といった選択肢がありますが、地域の実情を鑑み、まずは、直営による設置が、本町の現状に即しているのではないかと検討を進めております。具体的な設置に向けた検討に当たっては、引き続き、石川県相談支援専門員協会からの主任相談支援専門員のアドバイザー派遣事業を活用し、体制整備を進めていく予定です。

直営による運営は、現行の成年後見制度の利用支援や虐待対応との連携において、迅速な意思決定が可能であるという大きな利点があります。一方で、専門性の高い人材の継続的な確保と育成は重要な課題と認識しております。

今後は、現在の支援体制の強みを一層伸長させるとともに、課題解決に向けた具体的な検討を加速させることで、基幹相談支援センターの早期設置を目指し、障害のある方が安心して暮らし続けられるよう、障害福祉のさらなる充実に努めてまいります。

○八十嶋孝司議長 小倉一郎議員。

○5番 小倉一郎議員 すいません。1点再質問させていただきます。

今現在、町の計画では今年度末までに今の障害者機関相談支援センターを設置するという目標を掲げておりますけれども、今、設置に向けた早急な検討を行うといったような御答弁もいただきましたけれども、今のこの計画はクリアできるって言いますか、今年度末までになるのかならないのかってということで、1点、ちょっとお聞かせ願います。

○八十嶋孝司議長 吉田町長。

〔吉田克也町長 登壇〕

○吉田克也町長 小倉議員の再質問にお答えいたします。

計画では、今年度末までにの設置ということになっておりました。現在、そこを目標にですね、設置に向けての課題の洗い出しを行っております。具体的にかなりこの時期にできると、そういう適切な設置時期については引き続き、前向きに検討してまいります。

以上です。

○八十嶋孝司議長 小倉一郎議員。

○5番 小倉一郎議員 設置の時期については、まだ明確にはならないということでございましたけれども、設置に向けての動きがもう始まったといったようなことで理解しております。

今後ともまた、障害福祉施策についてのさらなる充実について、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、5番 小倉一郎議員の一般質問を終わります。

次に、6番 小町実議員。

〔6番 小町実議員 登壇〕

○6番 小町実議員 議席番号6番、小町実です。

1つ目の質問、しらとり児童公園のリニューアル再整備をということで、津幡町3月議会におきまして、新たな河北中央病院の建設候補地として、現在の津幡町役場横の津幡中央公園が示されました。地域医療を守るため、新病院整備が重要であることについては、私自身も十分理解しております。高齢化が進む中、河北都市における中核病院の役割はますます大きくなっており、救急医療や災害医療の観点からも必要不可欠な施設であると思っております。

しかしその一方で、私は、地域の公園が果たしている役割についても、改めて重要であると感じております。津幡中央公園おきましては、住民の憩いの場であるだけではありません。子供が遊び場、ペットとともに散歩を楽しむ地域住民が憩う、町民共有の財産であります。さらに都市公園として、防災機能や避難場所としての役割も担っております。また、横浜区や加賀爪区における区民運動会やグラウンドゴルフ大会におきましても、地域コミュニティ活動の場としても長年親しまれております。

あと数年すれば病院建設に伴い、公園機能や利用環境に変化が生じることは間違いありません。代替えの公園はどこに検討しているのか。公園のスケジュール調整は考えているのかと最近よく聞かれます。

公園は、子供の健やかな成長や住民の健康、地域コミュニティを守る重要な共有空間であります。だからこそ私は、病院整備と都市公園機能の維持は、どちらかを犠牲にすることなく、両立させるべきであると考えます。

その中で、現在の都市公園機能を補完する意味でも、加賀爪区と横浜区に隣接している、しらとり児童公園の再整備は急ぐべきではないでしょうか。

しらとり児童公園は、町の中心部にあり、住宅地からも近く、現在も地域の子供たちが日常的に利用している重要な公園であります。しかし現状では、トイレがなく、駐車場が狭く、利用しづらい状況も見られ、遊具の老朽化、ベンチや休憩スペースの不足、バリアフリー対応の課題など、利用者からさまざまな改善要望も聞かれております。

そのような中、私は、都市公園でもあるしらとり児童公園におきましては、積極的に検討すべき時期に来ていると考えております。しらとり児童公園については、単なる遊具更新だけではなく、子育て支援、防災、地域交流機能を備えた公園として再整備を進めていく必要があると考えております。

そこでお伺いいたします。新病院整備に伴う都市公園機能の維持について、町としてどのように考えていらっしゃるのでしょうか。また、しらとり児童公園について、駐車場整備や遊具更新を含めたリニューアル工事を、早急に整備する考えはあるのでしょうか、吉田町長の見解をお伺いいたします。

○八十嶋孝司議長 吉田町長。

〔吉田克也町長 登壇〕

○吉田克也町長 小町議員のしらとり児童公園のリニューアルをとの御質問にお答えいたします。

初めに、河北中央病院の新築移転につきましては、地域医療を守るために必要不可欠な事業であり、令和8年3月会議でお示ししたとおり、津幡中央公園を新病院の計画地とする一方、都市公園が持つ機能についても、別の形で維持していく必要がある旨を表明しております。

新病院の移転先となる津幡中央公園は、昭和49年に役場庁舎の移転計画にあわせて都市計画決

定され、昭和54年に完成し、供用を開始しております。公園の種別としては、近隣公園であり、概ね500メートル圏域内の住区の住民利用を目的とした公園です。

津幡中央公園は、議員の御質問のとおり、町民の憩いの場であるだけでなく、子供たちの遊び場、地域コミュニティ活動の場、さらには災害時の指定避難場所として、多くの重要な役割と機能を担っております。

新病院整備に伴う都市公園機能の維持につきましては、今年度策定予定の新病院建設基本計画の中で、必要となる病院面積や廃止となる公園機能も明らかになることから、その進捗にあわせて公園面積など検討してまいります。

また、公園の廃止される機能を補う場所につきましても、現在の病院敷地も含め、検討しているところです。

次に、しらとり児童公園のリニューアル整備についてですが、しらとり児童公園は、昭和48年に都市計画決定され、昭和49年に完成し、供用を開始した、津幡町で最も古い都市公園です。公園の種別は、街区公園であり、概ね250メートル圏域内の住区の住民利用を目的とした公園です。加賀爪区及び横浜区に隣接し、町の中心部に位置する住宅地に近い重要な公園であり、地域の子供たちを初め、近隣の方々に利用されております。

町といたしましても、遊具の老朽化、ベンチや休憩スペースの不足、バリアフリー対応など、施設の老朽化に伴う改修の必要性は認識しており、新病院建設基本計画の中で検討してまいります。

また、トイレや駐車場につきましては、周辺住民の利用を想定した街区公園であることから、未設置、または限定的な整備にとどまっているものであり、これらを含め、しらとり児童公園リニューアル工事については、新病院建設のスケジュールや、津幡中央公園で失われる機能の一部をしらとり児童公園で補完できる可能性も踏まえ、対応を検討してまいります。

今後も、地域住民にとってよりよい公園環境の整備に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 小町実議員。

○6番 小町実議員 少しだけ再質問ということで、しらとり児童公園に関しまして、少し歩進んだのかなという思いもありながら、広がるってようなイメージもちょっと取ったんですけども、大きくなるというイメージも少し受けとめたんですけども、まだ周りにも少し空いてるような地面もあるような気がするんですけども、そういうところを、なんて言うんですか、広くなるような、そういうような思いがちょっとあったんですけども、その辺はそういうふうに捉えてもいいのかなということで、すいません、よろしくお願いします。

○八十嶋孝司議長 吉田町長。

〔吉田克也町長 登壇〕

○吉田克也町長 小町議員の再質問にお答えいたします。

ちょっと、私の言い方が適切ではなかったかもしれませんが、今現在、拡張するかどうかということについては、全く白紙でございます。

新河北中央病院の建設計画の中で、まず、現在の中央公園の一部がどうなるのかということであり、またそして、しらとり公園もその中でどういう機能を中央公園から持っていくことができるか、そういうことをあらゆることを含めてですね、リニューアルということをしていきたいと

思っております。

また、いろんな町民の皆様の御意見もお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 小町実議員。

○6番 小町実議員 ありがとうございます。

ちょっと胸が熱く思いがあったんで、失礼いたしました。

最近、よく本当にたくさんの方に公園はどうなるんやということで、その代わりがとか、いろいろ聞かれることが最近すごく多いものですから、またそういう意見があるということをお伝えして、次の質問にいきたいと思います。

2問目に関しまして、津幡高校との連携と支援はということで、津幡町におきまして、県立津幡高等学校及び石川工業高等専門学校という、将来を担う人材育成の拠点となる教育機関があります。これらの学校は、本町の魅力や活力を支える重要な存在であると認識しております。とりわけ自由な校風と専門的な技術教育が学べる石川高専におきましては、学生寮の整備により広域から学生を受け入れる体制が整っております。

一方で、少子化の進行や教育環境の変化により低倍率など、津幡高校を取り巻く状況は年々厳しさを増しております。津幡高校の魅力向上や生徒確保に向けた取り組みは、今後ますます重要です。通学環境の制約から遠方の生徒の受け入れに一定の課題もあるのではないかと感じております。

また、さらに、本町が進めるスポーツのまちづくりの観点からも、津幡高校の部活動や人材育成は大きな役割を担っており、地域と学校が連携した取り組みが一層求められているのではないのでしょうか。津幡高等学校スポーツ健康科学科では、柔道、女子バスケットボール、女子ソフトボールの競技において部員を全国から募集しています。

そのような中で、近年、県内外からの生徒を受け入れるための生活支援についても、可能性の一つとして検討する余地があるのではないかと考えております。県内では生徒の減少や定員割れが続く公立高を存続させるため、以前から給食や寮を提供する自治体もあり、授業料無償化による公立離れ加速を阻止するために、各市町が知恵を絞っているようです。

そんな中で、中能登町では町の未来を左右する重要な課題だとし、鹿西高の新入生の教科書購入費を県内初で全額負担する方針を打ち出しましております。教科書代は1人当たり1万円前後とされ、近年は定員割れとなる年が目立ち、入学生は25年度には過去10年間で最少の74人でしたということです。全生徒数は270人で、2016年度の467人と比べて約200人減少しています。また、ふるさと納税の使途に鹿西高への応援を加えています。輪島市は、元星稜高校の山下智茂氏が野球指導アドバイザーに就いている門前高校で、生徒寮を整備。市外からの入学がふえており、受け入れ態勢が充実しています。さらには、寺井高校では希望者に昼食提供し、宝達高校では通学定期の一部補助するなど、学生の応援をされています。本町でもスポーツの町としてもっと応援できることはないのでしょうか。

そこでお伺いいたします。近年、少子化の進行に伴い生徒数が減少していることに加え、私立高校の多様化や授業料無償化の進展などにより、公立高校を取り巻く環境は大きく変化しております。

そのような中で、令和5年には創立100周年を迎えた県立津幡高等学校の存続、さらには魅力

向上に向けた新校舎建て替えの促進などが、喫緊の課題であることは認識しております。本町として、地元の津幡高等学校への連携や支援など生徒確保に向けて、どのように深めていくか、吉田町長の御意見をお聞きかせください。

○八十嶋孝司議長 吉田町長。

〔吉田克也町長 登壇〕

○吉田克也町長 津幡高校への連携と支援はとの御質問にお答えいたします。

石川県立津幡高等学校は、長年にわたり本町の中等教育の拠点として、数多くの優れた人材を育て、送り出してきました。同校の存在は、単に学びの場であるにとどまらず、若者が町内を行き交うことによる地域の活力創出、町内公共交通機関の維持、さらには文化・スポーツ活動を通じた地域コミュニティの活性化など、波及効果をもたらしています。

特に、全国から生徒を募集しているスポーツ健康科学科の活躍は、スポーツを通じて元気な町つばたを発信することにも大きく寄与するものであり、同校の存続と発展は、本町の持続可能なまちづくりにおいて不可欠な要素の一つであると考えております。

しかしながら、県立高校の設置・運営主体はあくまで石川県であり、施設整備や学校運営の基本経費については、県が第一義的に責任を負うべきものです。したがって、町が直接的な学校運営費や生徒確保のために公金を充てることについては、県と町の役割分担の観点から慎重であるべきと考えます。

一方で、同校に通う生徒たちの3割以上は、本町中学校の卒業生であり、また、県外からスポーツ健康科学科に入学し、本町で生活する生徒たちも、大切な本町の住民です。教育環境の充実をまちづくりや、定住・移住促進、スポーツ振興の一環として捉えれば、生徒の生活環境や活動に対して一定の支援をすることは、地方創生の観点からも意義があるのではないかと考えています。

本町として現在行っている支援としては、河北郡市会を通して、津幡高校特別教育活動振興会へ負担金を支出しています。また、今後活用が可能な支援としては、津幡町大学等支援寄附金制度があります。これは町のふるさと納税制度を活用し寄附者を募るもので、町の登録を受けた大学、短期大学、高等専門学校、高等学校等に対し、寄附者が大学等を指定して町に寄附をするものです。収納した寄附金は一旦基金に積み立て、基金への積立額の7割を原資として指定大学等に寄附を行う流れであり、ことし制度を創設しました。

同校の魅力向上や生徒の確保は、あくまでも県と学校の主体的な取り組みが前提であるとの考えではありますが、本町としてどのような連携・支援が可能か、調査・研究してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 小町実議員。

○6番 小町実議員 ありがとうございます。

また、一つでも関連性を持って、行事、イベントなどでもまた参加していただけるような支援というか、関係を持っていただきたいと思いますので、御理解をお願いします。

続きまして、3点目の質問に入ります。

本日、柴田議員より朝一、部活動の送迎の現状、安全確保についてということで、類似の質問がございました。

北山教育部長に関しまして、また答弁のほう、似た答弁になるかもしれませんが、よろし

くお願いいたします。

本年5月、福島県の磐越自動車道で、新潟市の高校の男子ソフトテニス部の生徒を乗せたレンタカーバスが事故を起こすといういたましい出来事がありました。

部活動に打ち込む子供たちのために、教員や保護者達が複雑な思いを抱えながら、ハンドルを握っているのが現実は決して看過できるものではありません。

文部科学省は、事業者との適切な契約の締結や遠征の必要性の検討など、クラブ活動の遠征における安全確保の徹底するよう全国の教育委員会に通知を出されたようです。また、国土交通省との連絡会議を立ち上げ、6月末をめどに安全対策を取りまとめるようです。

このような状況を踏まえまして、町教育委員会として対外試合や大会参加時の生徒の引率、指定管理者でもある津幡町スポーツ協会のクラブチームなども含めまして、津幡町としての原則的な考え方をお伺いしたいと思います。今回のような事故を受け、保護者等が運転するレンタカーバスを利用する場合の取り決めや安全確保。現状の課題についてどのように把握しているのかお伺いいたします。

最後に、これらの状況を踏まえた上で、今後の津幡町におけるクラブ活動・部活動の送迎のあり方について、北山教育部長に考えをお伺いいたします。

○八十嶋孝司議長 北山教育部長。

〔北山ゆかり教育部長 登壇〕

○北山ゆかり教育部長 クラブ活動の送迎のあり方についての御質問にお答えいたします。

午前中にありました、柴田議員からの部活動送迎の現状と安全確保についての御質問に対する山本教育長のお答えと重なりますが、まず、学校部活動や地域クラブ活動の送迎、大会参加時の引率に関する考え方につきましては、児童生徒の生命・安全確保を最優先とすることが大原則であります。

学校教育活動の一環として実施される学校部活動につきましては、学校及び町教育委員会が安全配慮義務を有しており、生徒の移動を含めた安全管理を徹底する必要があります。また、地域クラブ活動につきましては、主催団体や地域指導者と町が十分に連携しながら、安全管理体制を構築することが必要であると考えております。

2016年に県内で起きた中学生の事故を受け、町教育委員会では、学校における部活動等の引率業務に関する安全対策の見直しを行い、津幡町立小中学校に勤務する県費負担教職員の自家用車等の児童生徒の引率業務使用に関する要綱を制定し、安全管理に関する周知徹底を図ってまいりました。

現在、町立中学校の部活動につきましては、県内の公式大会への移動は、公共交通機関または借り上げバス等の活用を基本とし、その際の交通費は町から各学校へ、部活動生徒派遣費として全額を補助しております。練習試合等につきましては、公共交通機関、もしくは交通事情によっては保護者による送迎をお願いしているところであります。地域クラブ活動につきましては、各種大会、練習試合への移動は公共交通機関、もしくは保護者による送迎となっており、現在、町からの補助等は行っておりません。

今後の送迎のあり方につきましては、安全性を最優先とする考えのもと、可能な限り公共交通機関や専門業者の借り上げバス等の活用を基本とし、学校、保護者、地域クラブ関係者と共通理解を図りながら、送迎時における安全確保の基準、保護者・地域指導者・学校それぞれの役割分

担、事故発生時の対応及び責任の整理などについて、一定の指針や運用ルールの明文化について検討を進めてまいりたいと思います。

町教育委員会といたしましては、子供たちが安心して、スポーツや文化などの自主的な活動に取り組める環境づくりを進め、学校、保護者、地域クラブ関係者と連携しながら、安全対策を徹底してまいりたいと思いますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 小町実議員。

○6番 小町実議員 今後もまた、事故のない安全対策を取っていただきまして、保護者、教員、指導者が送迎していただきたいと思っております。

また、部活動クラブチームやスポーツ協会の安全対策が整った環境のもと、さらなる支援をまた取っていただき、緑ナンバーのバスと言いますか、安全が整ったバスで、送迎のほうを、またお願いしたいと思っております。

これでの 小町実の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、6番 小町実議員の一般質問を終わります。

次に、7番 竹内竜也議員。

〔7番 竹内竜也議員 登壇〕

○7番 竹内竜也議員 7番、竹内竜也です。

通告した順序に従い、3項目について質問いたします。

まずは、事前復興まちづくり計画の策定等についてです。

近年における自然災害の傾向として、頻発化と激甚化があげられていますが、当町でも、令和5年7月の豪雨災害や翌6年の年明け早々に発生した能登半島地震など、自然災害によって甚大な被害、大きなダメージを負わされることになりました。

そのことを教訓として、防災・減災の取り組みを強化することはもとより、これらと並行して、復興事前準備の取り組みを進める必要があります。

被災によって大きな混乱が生じる中で、ゼロの状態から復興事業を計画し進めていくことには多くの困難が伴うため、平時に復興まちづくりを描いておくことによって、災害に負けないまちづくりを実現することが求められているのではないのでしょうか。

そこで、2点について質問いたします。

1点目です。平成23年3月11日に発生した東日本大震災を端緒として、国による復興事前準備に関するガイドライン等が策定され、これに基づき南海トラフ地震や首都直下地震等による大きな被害が想定される自治体を中心に、事前復興まちづくりの取り組みが進められています。

国土交通省が公表している、復興まちづくりのための事前準備の取組状況を参照すると、平成30年7月に公表された、復興まちづくりのための事前準備ガイドラインが示す5つの取り組みのうち、令和7年7月末の時点で、いずれかの取り組みについて、検討済み、または検討段階であると回答した自治体は1,232となっており、1,788ある全国自治体のうちの約69%がその必要性を認識し、何らかの取り組みを進めていることがわかります。

復興まちづくりのための事前準備の取組内容は5項目あり、復興体制の事前検討、復興手順の事前検討、復興訓練の実施、基礎データの事前整理・分析、復興における目標等の事前検討とされていますが、これら個別の取り組み状況については、ノウハウや知識の不足によるばらつきが生じていることが指摘されています。

とりわけ、事前復興まちづくり計画を策定済みとしている自治体は32にとどまっており、そのハードルの高さが窺えます。

これを憂慮し、地方自治法第99条の規定に基づき、事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書を提出する自治体議会が現れていますが、議会サイドにおいても、復興まちづくりのための事前準備の必要性が、共有されてきている証左と言えるのではないのでしょうか。

津幡町地域防災計画では、町は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めると言及されていますが、その策定等に向けた進捗状況はいかがでしょうか。

2点目です。日常生活と災害など非常事態による非日常生活の垣根をなくし、定型的な防災対策ではなく、状況に応じて柔軟に対応するフェーズフリー防災という考え方があります。備えない防災とも言われているようですが、フェーズフリー防災を積極的に取り入れている自治体も現れ始めています。

例えば、徳島県鳴門市では地域防災計画において、平時からの取り組みとして、市は、平常時や災害時などの社会の状態に関わらず、いずれの状況下においても、適切な生活の質を確保する上で支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策及びそれを実現する概念であるフェーズフリーについて研究を行い、市民への普及・啓発に努めるとし、さらには、今後30年以内に60～90%程度以上の確率で発生すると言われている南海トラフ地震への対応は、本市の喫緊の課題であることから、フェーズフリーの概念を踏まえた、より具体的で実効的な防災・減災対策を推進すると言及なさっています。

当町では、本年2月19日にトイレカーが納入されています。これは1台の車両を多方面・多目的に活用でき、平常時、災害時というフェーズを取り払って、いつもと、もしもの両方で差がなく利用でき、かつ価値を高めるフェーズフリー（備えない防災）の考え方にマッチしたものと評価できます。

フェーズフリー防災に対する御認識はいかがでしょうか。また、フェーズフリー防災の考え方を、防災・減災に積極的に取り入れていく考えはありますか。

以上、総務部長にお聞きいたします。

○八十嶋孝司議長 酒井総務部長。

〔酒井英志総務部長 登壇〕

○酒井英志総務部長 竹内議員の事前復興まちづくり計画の策定等についての御質問にお答えいたします。

東日本大震災以降、国においては、被災後の迅速かつ円滑な復興を実現するため、復興まちづくりに関する事前準備の重要性が示されており、全国の自治体でも、その取り組みが進められているものと認識しております。

事前復興まちづくり計画の策定につきましては、本年3月に改定しました津幡町地域防災計画に、復興事前準備の取り組みとして新たに、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めると掲げております。

近年は、能登半島地震を初め、全国各地で大規模自然災害が発生しており、災害発生後の応急対応のみならず、その後の生活再建や地域復興を見据えた事前準備の必要性は、ますます高まっているものと考えております。

一方で、事前復興まちづくり計画の策定には、被害想定、土地利用、インフラ復旧、住民の合意形成など、多岐にわたる専門的な検討が必要となることから、全国的にも策定済み自治体が限定的であるなど、一定の課題があるものと認識しております。

本町の進捗状況といたしましては、現在、事前復興まちづくり計画の準備段階として、どのような庁内体制のもとで、どの部署が主体となって計画の策定を進めていくべきか、また、関連する各種計画との整合をどのように図っていくかについて検討していることに加え、検討に用いる基礎データの収集等にも努めているところでございます。

今後につきましては、国の財政支援である都市防災総合推進事業の活用や、県からの技術的助言・情報提供を受けながら、先進自治体の事例等も参考に、本町の実情に即した復興事前準備のあり方について検討を重ね、必要な取り組みを段階的に進めてまいりたいと考えております。

次に、フェーズフリー防災につきましては、平常時と災害時を区別することなく、日常生活の中に防災の視点を取り入れ、いざという時にも役立てていくという考え方であり、近年、防災・減災分野において注目されている取り組みの一つであると認識しております。

従来の災害時のために特別に備えるという考え方に加え、日常的に使用している設備や物資、サービス等を災害時にも活用できるようにしておくことは、町民の防災意識の向上や、実効性ある災害対応につながるものと考えております。

本年2月に納車したトイレカーにつきましても、災害時における衛生環境の向上に資するだけでなく、平時においては乗用車としての活用が可能なことから、本町におけるフェーズフリーの代表的な取り組みであると考えております。

また、近年では、防災機能を備えた公園整備、備蓄品の日常利用など、フェーズフリーの概念を取り入れた事例も広がりつつあります。

本町といたしましても、このような考え方は、防災をより身近なものとし、町民一人一人の防災意識の高まりや、地域全体の防災力向上につながる有効なものであると考えております。今後は、施設整備や防災備蓄、防災啓発などさまざまな施策を進める中で、フェーズフリーの視点を取り入れることが可能かどうかを検討しながら、実情に応じた防災・減災対策の充実に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 竹内竜也議員。

○7番 竹内竜也議員 やっぱり計画の策定等については、かなりハードルが高いということで、そういう意味もあって、全国の自治体議会には、国に対してもっと支援しなさいという意見書を提出してることもあるのかなと思います。ただ、データ収集にもすでに取り組まれているということで、ちょっとこれは明るい光が見えてるのかなというふうに感じております。

フェーズフリー防災に対する御認識、取り組み等についてお聞かせいただきました。何気にフェーズフリーの考え方については、例えば、あがた公園のカマドベンチなんかも、あれ実はフェーズフリーの考え方といえば、考え方なんで、意外とフェーズフリーの考え方を減災・防災に積極的に取り入れていくってことは、そんなに難しいことじゃないのかなとも考えておりますので、ぜひ、また御検討いただければと思います。

御承知のとおり、鳴門市の教育委員会では、いつもともしもがつながる学校のフェーズフリーという冊子を作成されていて、これは学力向上の視点であつたりとか、災害対応、災害対応力向

上の視点から、子供たちの学習にもフェーズフリーの考え方を取り入れられていらっしゃるということです。当町でも、町民の皆様に向けてフェーズフリー防災の考え方も、また広げていただければと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、引き続き、御努力に期待申し上げ、次の質問に移ります。

続いて2項目め、子供のQOL、クオリティー・オブ・ライフとウェルビーイングなどについてです。

4月30日に開催された4月会議では、教育長より、次世代を生きる子供たちや町民の皆様の豊かな心や夢を育むために、自身のこれまでの経験を生かしつつ、議員の皆様を初め、学校や保護者、地域の関係者の皆様との信頼関係を大切にし、教育委員会事務局職員と一丸となって、誠心誠意全力を尽くしていくという、教育行政トップとしての決意表明をいただきました。

そこで、4点について質問いたします。

1点目です。健康格差や学力格差など、子供に関するさまざまな指標が、子供が暮らす家庭の経済状況と密接な相関関係にあることが明らかにされています。

生まれ育つ家庭の経済的な理由によって、心身の健康や生活習慣、学力や進学、総じてQOL、クオリティー・オブ・ライフの向上において、子供が不利益を受けるようなことがあってはいけません。

当町でも、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し学納金の一部扶助を行い、保護者の負担軽減と児童生徒の健全な就学を図ることを目的として、就学奨励費事業が実施されています。

この事業について令和6年度決算を参照すると、準要保護児童・生徒就学援助費に係る準要保護児童・生徒は132人と82人、特別支援教育就学奨励費に係る該当児童は31人、該当生徒が15人、新入学学用品費の前倒し支給に係る該当児童は4人、該当生徒が10人となっています。年度ごとにばらつきが見られはしますが、ここ数年は概ねこの程度の水準で推移していると言えます。

当町における就学援助の受給状況から、思うところはいかがでしょうか。

2点目です。ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的によい状態にあり、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含み、多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられるよい状態にあることも含む、包括的な概念とされています。

文部科学省による教育振興基本計画では、日本社会に根差したウェルビーイングの要素としては、幸福感、これは現在と将来、自分と周りの他者に関するものです。そして、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、サポートを受けられる環境、社会貢献意識、自己肯定感、達成感、キャリア意識などの自己実現、心身の健康、安全・安心な環境などがあげられており、これらを、教育を通じて向上させていくことが重要である旨が記述されています。

このことを受け、津幡町教育振興基本計画においてもウェルビーイングに関して言及されているわけですが、子供のウェルビーイングについてどのように考え、また、その向上のためにどのような取り組みに力を入れていく考えをお持ちでしょうか。

3点目です。公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正により、教育委員会は、指針に即して、当該教育委員会がサービスを監督する教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画を定めるものとするを受け、本年3月に津幡

町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画が策定されています。

この計画の中では、取り組みを進めるに当たっての留意点の1つとして、時間外在校等時間の縮減が目的化し、教育活動がおろそかになったり、時間外在校等時間に行っていた業務が持ち帰り業務とならないよう、十分留意して取り組みを進めるとしているように、仕事の持ち帰り引きかえに時間外勤務時間の削減が実現されているとすれば本末転倒であり、留意すべき点として正鵠を射ているといえます。

令和2年3月会議での町政一般質問において、文部科学省が平成31年1月25日付で策定している、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを法的根拠を有する指針として格上げしたタイミングを捉え、5点にわたり当時の教育長にお聞きしています。

そのうちの1つとして、持ち帰り業務について、その内容を含めた実態把握が必要ではないかとお聞きしましたが、このことに対しては、持ち帰り仕事は、在校等時間に含まれないため、実態を正確には把握できていませんが、実際には家庭の状況等個々の事情により持ち帰り仕事が発生しています。今後、勤務時間外における業務の整理、効率化をさらに進めることで少しでも持ち帰り仕事が削減できるよう取り組んでいきたい旨の答弁がありました。

それから6年余りとなりますが、持ち帰り業務、持ち帰り仕事が削減された成果は、いかがでしょうか。

最後に4点目です。中央教育審議会による令和6年8月27日付の答申、令和の日本型学校教育を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策についてでは、休憩時間や継続した休憩時間の確保等に関して、先行的に取り組んでいる教育委員会においては、管理職や個々の教師の意識の変容等を取り組み導入の効果としてあげている。また、結果として休憩時間を確保できなかった場合においても、業務の見直しや負担の平準化などを検討する契機ともなる。教師が十分な生活時間や睡眠時間を確保し、心身ともにゆとりを持ち教育活動を行うことができるよう、教師の健康福祉を確保するため、11時間を目安とする勤務間インターバルの取り組みを学校においても進めることが必要である旨を指摘しています。

勤務間インターバル制度とは、一日の勤務が終了した後、翌日の勤務開始までの間に一定時間以上の休憩時間、いわゆるインターバルを設けることによって、労働者の生活時間や睡眠時間を確保するためのものであり、労働時間等の改善に関する特別措置法の改正によって平成31年4月1日から、民間企業においては事業主の努力義務とされています。

また、国家公務員については、人事院規則改正に係る令和6年3月29日付の通知、勤務間のインターバル確保についてが発出されており、勤務間のインターバル確保の取り組みの推進が努力義務とされ、同じく地方公務員についても総務省が通知を発出し、取り組みの推進を要請しています。

津幡町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画では、教育職員の健康及び福祉の確保に関する取り組みとして、学校ごとに設定している最終退校時刻の目標について、各学校の実態に応じてできる限り前倒しに努めることなど、7項目にわたる取り組みをあげていらっしゃるようですが、例えば、11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組むというような、業務間インターバルに関する言及は見られません。

教育職員の業務間インターバルの確保について、どのような考えをお持ちでしょうか。

以上、教育長にお聞きいたします。

○八十嶋孝司議長 山本教育長。

〔山本智秀教育長 登壇〕

○山本智秀教育長 子供のクオリティー・オブ・ライフとウェルビーイングなどについての御質問にお答えいたします。

御質問1つ目の、本町における就学援助の受給状況について、教育長として思うことについてお答えいたします。

議員から御指摘がございましたとおり、生まれ育つ家庭の経済的な状況によって、子供たちの健康や生活習慣、学力や進学、そして何より人生の選択肢やクオリティー・オブ・ライフに格差や不利益が生じることは、決してあってはならないと考えております。教育の機会均等こそが、子供たちの夢や未来を拓く土台であります。

ここ数年、就学援助の受給状況が同程度の水準で推移していることを、私は、支援を必要としている家庭へ必要な援助が行き届いている安心感として捉える一方で、これだけ多くの家庭が経済的な不安や課題を抱えながら、日々の生活と子育てに向き合っておられるという重い現実として受け止めております。

今後も、就学援助制度などの適切な運用により保護者の負担軽減に努めるとともに、町こども家庭センターなどと連携して経済的困窮の背景にある多様な課題へアプローチし、全ての子供が質の高い教育を等しく受けられ、自己有用感を高められる環境づくりに真摯に取り組んでまいりたいと思います。

次に、2つ目の、子供のウェルビーイングについての御質問にお答えいたします。

第2期津幡町教育振興基本計画では、重要な視点の第1に、ウェルビーイングを基盤とした教育の視点を掲げております。これは、教育を通じて心身の健康や幸福感を育み、一人一人に向き合ったきめ細かな教育環境づくりを目指すものであります。

具体的な取り組みといたしましては、子供たちの学力向上だけでなく、本計画で強調している非認知能力を育成することや、就学前から小学校、小学校から中学校へのつながり・連携を深め、その中で、子供たちの自己有用感や忍耐力、主体的行動力を育んでまいります。

また、津幡かるたを用いた郷土学習や、こども科学館での科学体験、地域住民とともにあるコミュニティ・スクールの導入検討など、学校・家庭・地域が一体となって子どもに伴走し、子供たちが日々の生活の中で多様なつながりと、持続的な幸せを実感できるよう努めてまいります。

次に、3つ目の、教員の持ち帰り業務の削減成果についての御質問にお答えいたします。

平成30年度に教職員の多忙化改善に向けた取組方針を策定以来、校務支援システムの導入や自動応答装置での時間外電話対応、調査物や会議等の縮小やペーパーレス化、さらには学校給食会計の業務負担軽減や、中学校部活動の地域展開などの施策を積極的に進めてまいりました。

教員の在校時間と時間外勤務については、データ上では一定の効率化の成果が見られるものの、議員御指摘のとおり、それが、自宅への仕事の持ち帰りに形を変えているとすれば、真の働き方改革とは言えません。個人情報の持ち帰りを禁止し、教員にもしっかりと休養してほしいことは学校管理職を通して周知・指導をしておりますが、授業準備や児童生徒へのきめ細かな対応など、教員の熱意による自主的な持ち帰り業務が完全に解消されているかの確認はできておりません。

今後は、本計画に掲げる、学校行事の統合・減量化や業務のマニュアル化をさらに一歩進め、教員が学習指導や生徒指導に専念できる質の高い環境を創出することで、真の意味での持ち帰り

業務の縮減につなげてまいりたいと思います。

最後に、4つ目の、教員の勤務間のインターバル確保についての御質問にお答えいたします。

教員が心身ともにゆとりを持ち、笑顔で質の高い教育活動を行うためには、十分な生活時間や睡眠時間を確保することが不可欠であり、議員御指摘の勤務間インターバルという視点は極めて重要であると認識しております。

町教育委員会が本年3月に各学校に通知した、令和8年度 津幡町立学校における教職員多忙化改善に向けた取組方針では、1カ月の時間外勤務時間を30時間以内とする極めて高い目標を掲げ、その達成に向けた退校時刻のルールを定めております。具体的には、最終退校時刻は遅くとも午後8時とし、毎週水曜日は午後6時を最終退校時刻とすることや、月2回以上の定時退校日を確実に設定することとしております。また、令和8年度の夏季リフレッシュウィークにおいては、8月8日から16日までの9日間を完全な学校閉庁日として、その期間の保護者や外部への対応は、町教育委員会で行うこととしております。これらの施策により、結果として11時間以上のインターバルを確保できるものと考えております。

現時点では、11時間以上のインターバルという具体的な数値を制度として明記するには至っておりませんが、現在の多忙化改善に向けた取組方針などの徹底により、有効に機能するものと考えております。

今後も、取組方針などの実行成果を検証しながら、勤務間インターバル制度の明文化について前向きに検討を進めてまいりたいと考えております。

引き続き、子供たちの豊かな心と夢を育む教育環境の向上に取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 竹内竜也議員。

○7番 竹内竜也議員 1点、再質問をお願いいたします。

3点目でお聞きした、持ち帰り業務のところなんですけれども、持ち帰る業務について把握するのは難しいっていうのは、当然承知しているつもりなんですけれども、やっぱり正確には把握できていないという御答弁だったかと思うんですけれども、例えば、業務実績みたいな、これは公的な記録になるかと思うんですけれども、こういう業務実績簿のようなもので実態を把握しているわけでもない。要は、把握を全くする手続きを取っていないという理解でよろしいのでしょうか。

山本教育長、改めてお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 山本教育長。

〔山本智秀教育長 登壇〕

○山本智秀教育長 竹内議員の再質問についてお答えいたします。

議員の言うとおり、正確な時間は確認はできておりません。タイムカード等、またパソコンでの入力等の時間を確認はしております。

これからも小中学校の管理職をとおしまして、その辺の確認もしていきたいと思います。御理解のほう、よろしくをお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 竹内竜也議員。

○7番 竹内竜也議員 再質問にもお答えいただきました。

しっかりと確認をしていきたいということでしたので、それに僭越ながら期待申し上げたいと

思います。

4点について御答弁をいただきました。引き続き、子供の豊かな心や、そして夢を育むために御尽力をお願い申し上げたいと思いますし、業務量管理、健康確保措置、実施計画にのっとりた取り組み、特に、本来そもそも学校がやる仕事じゃないよってというのは、どんどん削ぎ落としていっていただければいいのかなと思いますし、私もそれについては、応援をしていきたいと思っています。

1点目の質問につきましては、実は、吉田町長が教育長に就任なさった直後の、平成28年6月会議に、ちょうど10年前ということになるんですが、あえて意地悪じゃないんですけども、そのときと全く同じ内容をお聞きいたしました。思うところについても、伝わってまいりましたので、しっかりと引き続き、いろいろと取り組んでいただければと思います。

子供の学習機会の均等をしっかりと保障し、あわせて体験格差も生じさせないような取り組みにも全力投じていただきますよう、僭越ながら期待申し上げ、次の質問に移ります。

続いて3項目め。町長の政治姿勢についてです。

新町長は、頭の天辺から足の爪先まで、生粋の政治家ともいえる経験豊富な矢田富郎前町長から襷を託され、純粋無垢な教育長から政治家へと転身を遂げられました。

自治体の首長は、事務の管理及び執行権、統括代表権、職員の指揮監督権などの広範な権限を有しており、胆力が求められる地方政治家であるといえます。

そのような自治体の首長が、どのような政治姿勢で行政運営に当たるのかは大きな関心事であり、それを明らかにしておくことは極めて重要であると言えるのではないのでしょうか。

そこで、4点について質問いたします。

1点目です。ちょうど二月前ということになりますが、4月5日に執行された町長選挙では公約の一つとして、町民一人一人が主役のまちづくりに向け、災害に強く、安全に生活できる安心社会の強化を掲げ当選なさいました。

災害に強くと言うことですが、防災・減災に向け、何を最優先に取り組むべき課題として捉えていらっしゃるのでしょうか。

2点目です。住民と町政との間に信頼関係を構築し、政策を実施する理由とその根拠を明確にし、住民の納得と協力を得るための努力として、行政のアカウンタビリティは極めて重要であるといえます。

住民に対する説明責任について、どのような考えをお持ちでしょうか。

3点目です。自治体首長のリーダーシップのあり方について、議会との関係も含め、どのような考えをお持ちでしょうか。

最後に4点目です。独任制の代表機関として住民による直接選挙によって選ばれ、統括代表権と管理執行権を有する政治家として、自治体首長に課せられた責任は重く、難しい判断を迫られる場面が生じることもあろうかと思っています。

仮にということになりますが、合議制の代表機関である議会を二分しかねない政治課題、政策課題が持ち上がったような場合、何を拠り所とし、どのような基準で裁定していくお考えでしょうか。

以上、町長にお聞きいたします。

○八十嶋孝司議長 吉田町長。

〔吉田克也町長 登壇〕

○吉田克也町長 町長の政治姿勢についての御質問にお答えいたします。

初めに、災害に強く安全に生活できる安心社会の強化に向け、防災・減災対策では何を最優先に取り組むかについてお答えいたします。

4月会議の所信表明におきまして、私は、災害に強く、安全に生活できる地域社会の構築を、まちづくりの基本の一つとして掲げました。近年は、全国で災害が激甚・頻発化しており、本町におきましても、豪雨災害や能登半島地震を初めとする被災経験を踏まえ、防災・減災対策は、町民の命と暮らしを守る上で最優先に取り組むべき課題であると考えます。

その中でも、私が最も重要であると考えている点は、町民一人一人の災害時における迅速な避難行動と地域防災力の強化です。

災害による被害を最小限に抑えるためには、行政によるハード面の整備はもとより、町民一人一人が日ごろから自分の身は自分で守るという自助の意識を強く持ち、いざという時に適切な避難行動を取れる体制をつくることが極めて重要であると考えております。

また、高齢者や障がいのある方など、特段の配慮を必要とする方々に対しては、住民同士が互いに助け合う共助について、地域全体で支援体制を構築していくことも不可欠であると考えております。

このような考えのもと、本6月会議において地域防災力向上事業費として補正予算計上しておりますとおり、昨年度制作した防災啓発動画を閲覧された町民に対して防災備蓄品を配付することにより、家庭における日ごろからの災害への備えを促進し、町民の防災意識及び知識を高めるとともに、災害時における共助の強化に向け、自主防災組織や防災士との連携強化を図ってまいります。

また、防災訓練の充実、防災情報の迅速かつ確実な伝達体制の整備に取り組むとともに、避難所環境の改善や防災備蓄の充実など、実効性ある防災体制の構築を進めてまいります。

さらに、道路、河川、排水施設などのインフラ整備や耐震化等の対策につきましても、国・県と連携しながら推進し、災害に強いまちづくりを目指してまいります。

次に、住民に対する説明責任についての考え方ですが、御指摘のとおり、住民と町政との間に信頼関係を構築し、説明責任を果たすことは極めて重要であります。私は、長きにわたる教育現場での経験から、そこに住む人がまちづくりの主役であるという信念を持っております。教職員として30年以上にわたり、学校現場で児童生徒、保護者、教職員と向き合ってきた経験から申し上げますと、信頼関係の構築には、相手を理解しようとする姿勢、自分の考えや行動について根拠を明確にしながら丁寧に説明することが不可欠です。これは、町政全般に対しても当てはまることだと考えます。

私は、就任時に職員に対して、町民から信頼される仕事をしていただきたいと話をいたしました。町民の皆様が町政に対して信頼を寄せてくださるためには、実施する政策や事業について、その背景にある課題の認識、判断の根拠、期待される効果など、町ができるだけわかりやすく丁寧に説明することが大事であると考えます。人がまちづくりの主役という理念に基づき、透明性を確保し、タウンミーティングやパブリックコメントなど、さまざまな方法による住民参加の機会を確保し、住民の皆様が町政の主役として主体的に関与できる環境を整備してまいります。

次に、自治体首長のリーダーシップのあり方と議会との関係についてです。首長には、直接選

挙によって選ばれた責任のもと、明確なビジョンを掲げ、多様な意見を調整しながら自治体をけん引していく力が必要であると考えます。そして、限られた予算や人員を地域の課題解決に向けてどう有効に投下していくか判断し、政策の優先順位を決断していく力が大事です。

また、議会に対しては、対等・協力の関係として捉え、町政の課題解決に向けて緊密に連携していくことが大切であると考えます。議会は、合議制の住民代表機関として、重要な役割を担っており、議員の皆様は、住民の代表として、各地域においてさまざまな視点から町政に対する貴重な御意見等を住民から聞いておられます。私は、こうした皆様の御意見を真摯に受けとめ、住民全体の福祉向上という共通の目標のもと、信頼関係と相互理解に基づいた対話を重視してまいりたいと思います。

最後に、議会を二分しかねない政治課題・政策課題に対する裁定基準についての考え方ですが、住民の直接選挙によって選ばれた首長は、統括代表権と管理執行権を有しており、その責任は重く、時に難しい判断を迫られることは避けられません。そのような場面においては、法令・条例など法的根拠を優先することは大前提ですが、まず、人がまちづくりの主役という理念に基づき、特定の利益団体や政治的立場に左右されることなく、町民全体の長期的な利益、福祉、そして安全・安心を最優先に判断してまいります。とりわけ議会を二分しかねない課題については、事前に議員の皆様と十分な協議を重ね、対話を尽くし、できる限り合意形成を図る努力を惜しまず取り組みたいと考えます。

私は、矢田町政の継承と、さらなる発展を目指すという政治姿勢と、人がまちづくりの主役であるという信念を基本姿勢としております。その施策の実現に向け、説明責任を果たし、議会との協力関係を構築し、難しい判断を迫られる場面においても、町民全体の利益と信頼を最優先として、透明性を確保した裁定を行ってまいります。これが、教職員から教育長、そして町長へと職務を重ねてきた私の政治姿勢の根幹です。議員の皆様、そして町民の皆様の御理解と御協力を心よりお願い申し上げます。

○八十嶋孝司議長 竹内竜也議員。

○7番 竹内竜也議員 首長としての熱い政治姿勢をお聞きすることができました。大変失礼なこと申し上げるんですけども、教育長時代と全く違って、すごい力強さを感じさせていただきました。本当に、微に入り細を穿つ答弁であったかなと思います。誠実なお人柄というものを再確認もさせていただきました。

もちろん首長として、安全運転に徹しなければならないわけですが、おっしゃったとおり、これまでに培ってこられたキャリアや実績を生かしていただき、繊細かつ大胆に、吉田町長でなければなし得ないことに果敢に挑んでいただきたいと僭越ながら期待申し上げ、7番、竹内竜也の一般質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、7番 竹内竜也議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたしまして、午後3時10分から一般質問を再開いたしたいと思います。よろしく願いいたします。

〔休憩〕 午後2時57分

〔再開〕 午後3時10分

○八十嶋孝司議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、11番 塩谷道子議員。

〔11番 塩谷道子議員 登壇〕

○11番 塩谷道子議員 11番、塩谷です。

きょうは、2つの質問をさせていただきます。

まず、1つ目の質問です。コミュニティバスを70歳以上は無料にということで、町長に質問いたします。

コミュニティバスが5台にふえ、ますます便利になってきました。それぞれのコミュニティバスもこの5台に加えてさらにふえていくと嬉しいのですが、今日はこの問題ではなく、コミュニティバスの料金のことです。70歳以上のお客さんの料金を無料にしていただけませんか。

内灘町は、2025年月からコミュニティバスは70歳以上無料になっています。西荒屋に住んでおられる方から喜びの文章が届けられています。一部紹介します。

2025年10月からコミュニティバスは70歳以上無料になりました。早速その日のうちに申請してパスカードを手に入れました、冬以外はバイクで移動していましたが無料パスをもらった後は、雨の日や雪の日でも町内を自由に移動できるようになりました。途中中略してあります。高齢者や車を持たない町民にとってはなくてはならない交通交通手段です。北部地区は、土日は16時30分が最終で、金沢から帰るためには16時の電車に乗らないと2,700円かかるタクシーしかないのが現実です。ゆくゆくは夕方の便数をふやしてもらいたいと思っています。このように無料になったコミュニティバスを喜んでおられます。

津幡町では、運転免許書を返納された方には、コミュニティバスの無料券が交付されているようですが、初めから免許書を持たない方にはその特典はありません。70歳過ぎたら無料にしたいと思います。コミュニティバスに乗るのが楽しくなったら、健康上もいいですし、人とのつきあいの上でもいいのではないのでしょうか。

町長にお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 吉田町長。

〔吉田克也町長 登壇〕

○吉田克也町長 塩谷議員のコミュニティバスを70歳以上は無料にとの御質問にお答えいたします。

初めに、交通不便地域の解消や交通弱者の外出支援など、福祉増進を目的とした、いわゆる一般的なコミュニティバスと比較しますと、本町ののーと津幡は、AIを活用したオンデマンド型の乗り合いバスであり、運行形態やサービス内容は大きく異なるものです。両者を同列に比較することは本来適切ではございませんが、ここでは議員の御質問の趣旨を鑑み、答弁させていただきます。

本町の地域公共交通である、のーと津幡は、令和5年12月4日の運行開始以降、着実に利用者数も増加しており、町民の皆様の移動手段として、広く利用されていると感じております。

また、議員の御質問にありますとおり、令和6年10月には、増車により運行エリアを拡大し、利便性の向上にも努めております。

さらに本年度は、太陽光発電によるゼロカーボンドライブを実現するEVバスの納車も予定しております。地域脱炭素の取り組みと地域交通を結び付ける新たな町のシンボルとして活用することで、今後もさらなる利用促進につながるよう、エリア拡大やサービス向上について検討して

まいります。

さて、御質問の内灘町のコミュニティバスと同じく、70歳以上を料金無料ににつきましては、既に本町では、65歳以上の高齢者や障害がある方を対象に、無料の福祉バスを運行しております。

福祉バスは、福祉施設や医療機関等への移動支援を目的としたバスで、町内全域を8路線に区分し、各路線の運行日は、週2日、月曜日と木曜日の路線と、火曜日と金曜日の路線があり、往路・復路ともに定時運行を行っております。目的地は、ウェルピア倉見、河北中央病院、おやど商店街、J A石川かほく本店、アザレア、役場、シグナスとなっており、高齢者福祉施策の一つとして福祉課において実施しているところであります。

また、運転免許証を自主返納された方への町営バス無料券の交付につきましては、高齢運転者による交通事故防止を目的として、運転免許返納を促進するために実施している事業であり、高齢者福祉とは異なる目的で行っているものであります。

なお、のる一と津幡の運行エリアについては、現在のところ町内7地区のうち4地区をカバーするにとどまっておりますので、仮に70歳以上高齢者を無料とした場合は、のる一のある地区とない地区で、著しく不公平な結果を招きます。

このため、のる一と津幡を70歳以上無料とすることについて、現時点では考えておりません。

高齢者の皆様と障害者の皆様の移動支援施策につきましては、今後の福祉バスのあり方も踏まえて、総合的に検討を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○八十嶋孝司議長 塩谷道子議員。

○11番 塩谷道子議員 70歳以上でも障害者ではないわけですね。だから普通のバスに乗るような感覚で乗れたら、それはいいなと思います。だけど、のる一とコミュニティバスのちょっと違いもおっしゃっていただきましたし、ちょっと今すぐは無理なのかなと思います。

また、谷のほうもコミュニティバスかのる一が行けるようになったら、そのときにまたもう一度、質問させていただきます。

2番目に行きます。2番目は、教育費の完全無償化をということで、教育部長にお尋ねいたします。

教育費の完全無料化を教育にかかるお金はいろいろあります。今までには教科書、給食費は無料になりました。しかしまだまだお金がかかります。制服、体操服、絵具セット、習字セット、修学旅行費、算数セット、その他教材学用品等です。

文部科学省の2023年度調査によると、子供一人を育てるのにかかる、給食費や塾、習い事などを含む教育費は、年間で公立小学校に通う場合、33万6,265円、公立の中学校で54万2,475円にもなります。経済的に困難な家庭がふえる中、25年6月文部科学省が保護者負担を減らすための通知を出しました。

これまで保護者が購入していた教材・学用品を学校備品として整備することで負担を軽くすることが紹介されています。制服や体操服、習字セット、絵具セット、算数セットなどを譲り受けて再利用するなど負担を減らすことができている制度だと思います。

憲法26条にも、義務教育は、これを無償とすると、述べられています。給食費も無償となりましたし、教育は無償という理念の実現に向けた動きが加速しています。

津幡町でも、制服、体操服は譲り受けていく制度に、算数セット、習字セット、絵具セットは

学校備品として整備する制度にしていだけませんか。算数セット、習字セット、絵具セットは、譲り受ける制度では、全員が同じ益を得ることができないので、学校備品として整備していただくほうがいいのではないかと思います。輪島市では、算数セットは学校の備品として購入の上、児童に貸し出しています。また、児童生徒1人当たり2万1,000円分の体操服購入支援クーポンの発行、物価高対応子育て応援手当として児童1人当たり2万円を支給しています。津幡町でもこれらの取り組みはできませんでしょうか。よろしくお願いいたします。

教育部長にお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 北山教育部長。

〔北山ゆかり教育部長 登壇〕

○北山ゆかり教育部長 教育費の完全無料化をとの御質問にお答えいたします。

本町では、子育て世帯の経済的負担の軽減は重要な課題であると認識しており、教育費に関する家庭支援の充実に努めております。学校教育においては、教材費や学用品費、修学旅行費、給食費などのさまざまな費用が必要となりますが、本町では、国に先駆けて給食費の無償化を開始しており、中学校では令和7年9月から、小学校では令和8年1月から無償として、子育て世帯の負担軽減を図っております。

また、経済的理由により就学が困難な世帯に対しましては、就学援助制度により、学用品費や修学旅行費、新入学学用品費などへの支援を行っております。加えて、各学校では、PTAとも連携しながら、制服や体操服、ランドセルなどのリサイクルに取り組み、保護者負担の軽減につなげております。

一方で、習字セットや絵具セットなどの教具や、学習終了後に家に持ち帰ることになる教材などにつきましては、個人使用の要素が強いため、保護者に御負担をいただいております。

議員御提案の算数セットなどを学校備品として整備する場合には、主に運用面において、整理すべき課題が多くございます。特に、習字セットや絵具セットにつきましては、貸出・返却、学年更新時のメンテナンス、破損や不足品の確認など、学校現場における管理業務の増加が懸念されます。また、児童生徒の扱い方による劣化の個人差や、それに伴う消耗品のひんばんな補充・買い替えといった教職員の負担の増大も考えられます。学用品の備品化や貸出制度につきましては、先行自治体の事例も参考にしながら、学校現場の実情や課題を丁寧に把握していく必要があると考えております。

今後も、学校給食費の無償や就学援助制度、学校部活動に関する補助金、英語検定の受験料助成など、現在実施している多方面からの支援策を適切に運用しながら、子供たちが安心して学ぶことのできる教育環境づくりと、子育て世帯の負担軽減のためにできる施策の検討に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 塩谷道子議員。

○11番 塩谷道子議員 すでに実施されている制度があるとお聞きしてうれしく思います。

制服とかランドセルとか、それらはすでにリサイクルで使えるということがわかりました。算数セットなども学校備品としてもそんなにお金がかかることではないと思います。ぜひ、算数セットは、検討していただけないでしょうか。

これで、私からの一般質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、11番 塩谷道子議員の一般質問を終わります。

次に、1 番 池野翔吾議員。

〔1 番 池野翔吾議員 登壇〕

○1 番 池野翔吾議員 議跡番号 1 番、池野翔吾です。

通告に従いまして、本日は 3 問の質問をさせていただきます。

まず、1 つ目、津幡町をすきのない魅力ある町にということで質問をさせていただきます。

町民の皆様との意見交換を重ねる中で、日ごろからよく聞く切実な声がございます。それは、町内に産科がなく、小児科が少ない。また、閉鎖したスーパー銭湯の跡地はどうなるのか、なぜ津幡にはファミレスがないのかといった、日々の生活に直結するような身近な商業インフラに関する要望でございます。執行部の皆様方も必ず 1 つや 2 つは耳にしたことがあるのではないのでしょうか。

先日ですね、奥能登の市議会議員の方と意見交換をする機会がありました。奥能登の若者に将来も地元に住みたいかと聞きますと、医療への不安がある、ファミレスやコンビニがないからといった理由から定住をためらう声が多く上がってくるそうでございます。

これをお聞きし、私ははっとさせられました。人口減少が続く奥能登と、ありがたいことに、県内でも人口が増加傾向にあるこの津幡町において、住民が生活圏に求めているものの根底は、全く同じということです。もちろん、すぐ隣の金沢市へ足を延ばせば、産科も小児専門医も、ファミレスも、立派な入浴施設もそろっています。また、私自身も会社経営を行う身としてですね、こうした近郊にあります施設が、本町に単独で進出、成立しにくいという経営上のハードルは、十分に理解しているつもりでございます。

今回ですね、ちょっとこの質問をさせていただくに少しお話、ネタがあるんですけども、私は、定期的に若い方を集めて意見交換などもしておるんですけども、その中で、やはりファミレスがないだとかという意見があったときに、何でこの津幡町にファミリーレストランができていくのかという理由を経営者の目線ですとか、また町のほうでいろいろと過去に説明になったようなことをお話ししながら説明をしておりましたら、1 人の方から、そういったできない理由を語るの、それは町長の仕事だと、お前は議員なんだから、それをできるようにするのが、お前の仕事だろうと怒られてしまいました。確かに全くそのとおりでして、ぐうの音も出なかったんですけども、そういったことがありまして、今回、このような質問をしておる次第でござい

ます。

住民ですとか、移住を考えていらっしゃる方々が真に求めているのは、単なる利便性だけではありません。自分たちが住む町に、それらがしっかりと存在しているという安心感であり、またそれが一つのステータスシンボルとして、町に対する愛着や魅力につながっているのではないのでしょうか。補助金や生活支援といった直接的な定住政策も大変重要ではございますけれども、これからの人口減少社会において、選ばれる町であり続けるためには、他の町にある当たり前の豊かさが、津幡町にも確実にあると感じられるまちづくりにも目を向けるべきであると考えております。

この視点から、吉田町長に 3 つお伺いをさせていただきます。

第 1 に、産科・小児科の問題にどう向き合っていくのかという点でござい

ます。

小児科については、本年 4 月 6 日より河北中央病院において、月曜午後に新たな診療科として開設されたこと、そして、吉田町長が、現在進めておる新病院の移転において、すいません、私、

原稿にはですね、移転構想においても書いたんですけども、吉田町長の思いとしてですね、就任直後のメディアの取材などで、小児医療を充実したいというような旨のことをおっしゃられておりました。そういったことは大変心強く思っておりまして、今後の展開に大きな期待をしておるところでございます。

しかし一方でですね、本年3月末には、本町の日本小児科学会認定の小児科に強い開業医が、惜しまれながら廃業されました。この方がですね、小児科専門医としては、町内で最後の方だったのではないかというふうに言われておるんですけども、こういった日常的に気軽に駆け込める、近所のかかりつけ医が不在となったことは、子育て世代の親にとって依然として大きな心配ごとの一つでございます。

そこで、新病院での体制整備という大きな軸に加えてですね、町としての新たな開業医誘致への働きかけや、廃業された医院の居抜き物件の活用促進など、地域医療の空白を素早く埋めるための具体的なアプローチについて、町長はどのようにお考えでしょうか。

2つ目に、ファミレスがないという町民の声に対する見解でございます。一見すると民間企業への出庖要望のようにも思われますが、先述のとおり、若者や子育て世代にとっては、町への定住意欲や町の魅力を左右する一因にもなり得ます。こうした身近な商業施設の充実について、移住・定住政策の観点から、町長はどのような御認識をお持ちでしょうか。

3つ目に、入浴施設に関する課題と、既存資源を活用した前向きな御提案でございます。まず、長らく閉館したままとなっている大手スーパー銭湯の跡地についてです。一義的には民間の経済活動における問題ではございますけれども、空店舗としての状態が年々悪化しているようにも見受けられます。町民の生活の中心地に、年々劣化していく大きな空き店舗があるというのは、町のイメージにもかかわってくるのではないかと思います。この現状について、町長としてどのように捉えておられるかお伺いをいたします。

その上で、町民の皆様のリフレッシュの場を提供するための提案が、私からございます。現在、本町には魅力的で温かみのある公営・民間の入浴施設が複数存在しております。そこで、現在高齢者向けに実施している、福祉施設入浴無料券やふれあい入浴補助券の対象範囲を、子育て世代、親や子にも拡充してみてはいかがでしょうか。これにより、子育て世代が町内の入浴施設へ気軽に足を運ぶきっかけをつくり、スーパー銭湯がなくても、津幡町にはこんなよいお風呂があると既存施設の魅力をPRする絶好の機会になります。町内施設の利用促進と、子育て世代の満足度向上を同時に図る施策として有効と考えますが、町長の御所見をお伺いいたします。

以上を質問といたします。御答弁を町長によろしくお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 吉田町長。

〔吉田克也町長 登壇〕

○吉田克也町長 池野議員の津幡町をすきのない魅力ある町にとの御質問にお答えします。

まず、1つ目の医療インフラについての御質問ですが、医療を取り巻く状況として、医師の高齢化や後継者の不在等による医療機関の廃業・休止が全国的に増加しており、特に産科・小児科については、求められる医療の領域の幅が広いことや、人材不足による負担の増加により、さらに人手が減るという悪循環を起こし、新たに小児科医を目指す若手も減少していると言われております。

現在、本町において小児科の診療を行っているのは、1つの医療機関であり、近隣市町の小児

科を受診するなど、子供の医療は広域的に及んでいます。子育てしやすい町として、小児科医療の充実が課題の一つであると私も考えております。

現在、公立河北中央病院が本年4月より、小児科を開設し、月曜日の午後に限って診療を始めるところです。今後、診療時間の拡充を目指し、取り組みを進めてまいりたいと思います。

新たな開業医誘致への働きかけとしましては、県が小児科医療開設者への支援や資金調達支援を行っていることから、まず、県と医療計画を含めたさまざまな情報の共有を図りたいと考えています。その上で、町独自の補助金制度を含めた支援についても、調査、研究してまいりたいと思います。

また、廃業された医院の活用につきましては、住居にもなっていることから、現時点での活用の促進につきましては、慎重な対応が必要になると思われます。

いずれにしても、小児科医療の充実に向けた取り組みは、かなりハードルが高いものの、子育てしやすい環境づくりに向けての重要課題であるとの認識から、全力で取り組んでまいります。

2つ目の身近な商業インフラについての御質問にお答えいたします。

本町には、現在ファミリーレストランがないため、多くの町民から出店の要望があることは以前より承知しております。

平成29年6月会議において、同様の一般質問があり、それに対し、矢田前町長は、平成23年度からこれまでの間に7社と交渉しております。そのうち1社は、実際に本町まで視察に来るなどかなり前向きに検討していただきました。しかしながら、それぞれの会社では厳しい審査基準が設けられており、審査の結果、その基準に満たなかったため、現在も立地に至っておりません。引き続きあらゆる手段を探りながらも、ファミリーレストラン等の誘致をしてまいりたいと答弁しております。

その後、問い合わせは少しあったものの、実現にはいたっていないのが現状です。

現在は、ファミリーレストラン等の出店予定はありませんが、今後、若者や子育て世代のニーズの把握に努め、民間事業者とも情報共有を図りながら、地域の暮らしやすさの向上につながる環境整備を進めてまいりたいと思います。

3つ目の入浴施設の課題と提案についての御質問にお答えいたします。

御質問にあるスーパー銭湯の空き店舗は、現状、閉館時のままとなっていることは把握しており、私としても早期に新たな利活用が図られることを願っております。しかしながら、民間事業者の所有物件であるため、現時点においては町として具体的な対応はできない状況にあると認識しており、今後、当該店舗を利活用したい事業者からの相談があれば、各種補助制度等の紹介を含めサポートしたいと考えております。

次に、福祉施設入浴無料券やふれあい入浴補助券の対象範囲拡充については、御提案のとおり、既存施設の魅力をより多くの町民に知っていただき、施設の利用促進を図ることは、公共及び民間施設の有効活用と町民の満足度向上につながる有意義な取り組みであると認識しております。

現在、高齢者の方を対象にウエルピア倉見及び倶利伽羅塾において無料入浴利用券を交付しているほか、勝崎館においては、ふれあい入浴補助券を交付し健康増進と生きがいづくりを支援しております。

子育て世代への拡充につきましては、対象年齢や範囲の設定をどこまでとするか、また他の世

代との公平性をどう担保するかといった課題があります。

これらの課題を踏まえ、現時点では、子育て世代への対象拡大については、極めて難しいと考えております。

今後、施設のさらなる活用方法や持続可能なあり方について、引き続き検討してまいります。町といたしましては、町民の皆様がより一層満足して施設を御利用いただけるよう、努めてまいります。よろしくお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 池野翔吾議員。

○1番 池野翔吾議員 ありがとうございました。

小児科・産科問題については、力強い御答弁をいただいたと思います。やはり子育てなくして、やはり町は成り立ちません。奥能登の議員さんと意見交換したときに、ぼそつと言われたことが、やはり産科のないところに、それは子供は生まれんわなと、当然のことはそうなんですけれども、やはり移住、定住されるときに、子供が一番だと思ふ親の心に響くのは、身近にある安心、産科が近くにあるということだと思います。引き続き、この辺の改善については、吉田町長に頑張っていたいただきたいと思います。

それから、居抜き物件の活用等につきまして、やはり住居等が併設されている、難しいということで、これはあの業種に関係なく、我が町の商業施設また医療施設においてこれ大きな問題だと思います。商業施設と言うか、商店街等につきましても、やはり住居と併設されているので、利活用が難しいという点は、同じ課題だと思います。この辺りをですね、何とか突破口を、この執行部の皆さん、そして私たち議員と一緒に考えていけば、津幡町も盛り上がっていくのではないかというふうに思いました。

また、3つ目の質問の入浴施設の課題と提案というところなんですけれども、やはりお年寄りの心の健康のために、体の健康のために、入浴券を配っていらっしゃることなんですけれども、そこに若い世代がたくさんお風呂屋さんに来てるのを見たら、お年寄りももっと心が健康になるのかなと思いますので、この辺りを前向きに、引き続き検討していただければと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

緊急銃猟制度への対応状況はということで、質問させていただきます。

近年、全国的に熊の出没や人身被害のニュースが絶えません。ここ石川県、そして私たちの住む津幡町においても決して対岸の火事ではなく、もはや日常的な脅威となっております。

私もですね、魚釣りが好きで、海のブリから山のイワナまで魚釣りをして歩いてるんですけれども、とある山に行ったときにですね、車を降りてこう準備をしておりましたら、あのツキノワグマの成獣と鉢合わせしてしまいまして、もう本当にびっくりして、車を大きく叩きながら威嚇して車の中に逃げ込んだという経験もございます。

こういった問題がある中で、農作被害ですとか経済的な問題にとどまらずですね、町民の命と安全が直接脅かされている、まさに待ったなしの非常事態になっているのかなと思います。

こうした危機的状況を受けてですね、国においても大きな動きがございました。

市街地などこれまで発砲が制限されていた区域でも、熊などの重大な危険が迫った際に一定の条件下で猟銃の使用を可能にする、緊急銃猟制度の整備が進められています。

県内の他の市町に目を向けますと、既に小松市や金沢市、先日行われました能美市においては、県や警察、猟友会と合同で、市街地に熊が出没した事態を想定した実践的な緊急銃猟訓練を実施

しています。規制線を張り、安全確保から発砲の模擬実施までを行う非常に具体的なものだったと思います。

既に昨年10月時点で、県内5つの市町では、自治体が主体となって緊急銃猟に向けたマニュアル整備を完了させております。いざという時の初動対応の迅速化を図っています。

しかし、ここで私たちが直視しなければならない最大の壁があります。それが、猟師の高齢化と圧倒的な担い手不足です。現在、全国的に、危険を伴う熊の捕獲や早朝・夜間のパトロールなどは、地元猟友会の皆様の多大なる使命感と、自己犠牲のもとにボランティア精神に大きく依存しています。

しかし、会員の高齢化は著しく、次世代を担う若手は育っていないというのが現状であります。命の危険と隣り合わせの過酷な任務を、いつまでも一部の有志の善意と、無償に近い負担に押し付け続けることは、もはや限界に達していると言わざるを得ません。このままでは、いざという時に町民を守るための引き金を引ける人がいなくなってしまう。この状況は我が町においても大きくは変わらないと思います。

町民の命を守るのは、猟友会ではなく行政の最大の責務であります。

そこで、吉田町長に2点お伺いをさせていただきます。

第1に、本町における緊急銃猟制度への対応についてです。昨年10月の新聞報道では、本町は本制度の運用開始を来年度中を目指す、つまり本年度開始を目指すと言われておりました。

住宅地等に熊が出没したという最悪の事態を想定し、町、警察、猟友会等の関係機関とどのような連携体制を構築していくのか。

いざという時に躊躇なく緊急対応がとれる実践的なマニュアルづくりや、合同訓練の早期実施など、しかし、既に実地訓練まで終えている自治体があることを踏まえると、より一層のスピード感が求められていると思います。

運用開始に向けた具体的なロードマップと、見通しをお聞かせください。

第2に、ガバメントハンター、行政所属の鳥獣捕獲専門員の育成・導入についての見解です。町職員への銃猟関係資格取得の推進。あるいは専門の嘱託職員としてハンターを直接雇用する。これにより、安定した収入と身分保障のもとで、将来にわたって本町の鳥獣対策を担うプロフェッショナルを確保すべきだと考えております。

このガバメントハンター構想について、町長の御所見をお伺いします。

以上、町長、よろしくお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 吉田町長。

〔吉田克也町長 登壇〕

○吉田克也町長 緊急銃猟制度への対応状況はの御質問にお答えいたします。

まず、1つ目の運用開始に向けたロードマップと、見通しはとの御質問にお答えいたします。

近年、全国各地でクマの出没や人身被害が相次いでおり、本町におきましても、町民の皆様の安全・安心を守る上で、極めて重要な課題であると認識しております。

議員御指摘のとおり、国においては、市街地等における緊急的な銃猟を可能とする制度整備が進められており、これを受けて、県内の各自治体におきまして、マニュアル策定等を進めております。

本町におきましても、クマ出没時における町、石川県、警察、猟友会、鳥獣被害対策実施隊な

ど関係機関それぞれの役割を整理するとともに、住民避難や規制線の設置、安全確認、緊急銃猟実施までの流れについて定めた、ツキノワグマ等出没対応マニュアルを令和8年3月に策定し、運用を開始しております。

また、制度を実効性があるものにするためには、実地訓練を通じた連携確認が重要であることから、緊急銃猟に係る無線機やヘルメット等の備品を購入するとともに、本年7月には、本町におきまして、石川県、県内市町、警察、鳥獣被害対策実施隊等が参加する、ツキノワグマの緊急銃猟に係る実地訓練を実施する予定としております。

訓練では、住宅地付近へのクマ出没を想定し、マニュアルに沿った緊急銃猟の一連の流れについて、実践的な検証を行うことにしており、この訓練結果も踏まえながら、必要な改善を加えるとともに、関係機関との連携強化を図り、迅速かつ安全な対応体制の構築に努めてまいります。

次に、2つめのガバメントハンター、行政所属の鳥獣捕獲専門員の育成・導入についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、全国的に猟友会員の高齢化や担い手不足が深刻化しており、本町におきましても、将来的な捕獲体制の維持確保は重要な課題であると認識しております。

こうした中、本町では、鳥獣被害対策実施隊員として、銃猟資格等を取得し、町猟友会から推薦を受けた25名を任命しております。

任命した実施隊員につきましては、町の非常勤特別職職員として位置づけており、職務に従事した場合には、2時間以上8,000円、2時間未満4,000円の報酬を支給しております。

また、職務中の事故等につきましても、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき、必要な補償を行う体制としております。

議員御提案のガバメントハンターの導入につきましては、鳥獣対策の専門性確保や、安定的な人材育成という観点から、一つの有効な方策であると認識しております。

今後、本町にとって持続可能で実効性のある鳥獣対策体制のあり方について、ガバメントハンターの導入も含め、専門人材の確保や育成、継続的な財源確保、平時の業務内容の整理など、関係機関とも連携し、県内市町の取り組み状況も調査研究しながら、検討を進めてまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 池野翔吾議員。

○1番 池野翔吾議員 ありがとうございます。

すでにマニュアルを完成させ、そして訓練も予定しておると、備品の確保などもすでに動いているということで、我が町にも中山間地がたくさんあります。そういった中で暮らしている方々にとっても大変いい朗報になるのではないかなというふうに思います。

また、ガバメントハンターの検討についても、やはり安定した収入と、身分保障のもとで活躍できる方がいらっしゃれば、恒久的にですね、この安全が確保されるというふうに思いますので、引き続き、先進自治体等々の研究ですとかをしていただきまして、本町にも優秀なハンターの方の育成がされることを望むところでございます。

それでは、続きましての質問に移らせていただきます。

イラン情勢が復旧復興に与える影響は。

初めに、能登半島地震、そしてその後の豪雨災害からの復旧・復興に向け、日夜御尽力いただいている町当局、並びに現場の最前線で汗を流してくださっている地元建設業者の皆様に、改め

て深く感謝を申し上げるところでございます。

さて、町民の生活基盤を取り戻すため、着実に進めていかなければならないこの復旧・復興工事において、私が現在強く危惧しているのが、中東情勢とりわけ、イラン問題を初めとする国際情勢の緊迫化がもたらす波及の影響でございます。

一見、遠い異国の出来事のように思われるかもしれませんが、しかし、イラン情勢の悪化に伴う原油価格の高騰や物流の混乱は、津幡町の工事現場にダイレクトにはね返ってくるところでございます。

具体的には、復旧現場でフル稼働する重機や、ダンプの燃料である軽油価格の高騰。さらには、原油を原料とするアスファルトや塩ビ管、あるいは鋼材といった建設資材の急激な価格上昇、それに伴う納期の遅延でございます。既に長引く物価高で建設コストが高止まりしている中、これ以上のコスト増は、復旧工事を請け負っていただいている地元業者の経営を著しく圧迫するところであると思います。

受注しても赤字になるから入札に参加できないという事態になれば、入札の不調や不落が相次ぎ、結果として町民が一日も早く待ち望んでいる復旧・復興工事の遅れに直結してしまいます。

現場で復旧を担う地元事業者を守り、引いては町民の生活再建を遅らせないためにも、行政としてこの波及効果を敏感に察知し、先手に対応していく必要があります。そこで、産業建設部長に3点伺いたいします。

第1に、現状の認識についてです。

イラン問題等に起因する原油・建設資材価格の高騰や納期の遅延が、現在津幡町内で進められている地震や豪雨の復旧・復興工事に対して、どのような影響を与えていると認識されているでしょうか。

第2に、実際の工事進捗への影響についてです。

現在進められている復旧工事において、こうした資材調達の難航やコスト増により、実際に工事の進捗に遅れが生じている事例や、入札の不調・不落とといった影響は出ているのでしょうか。現状をお答えください。

第3に、今後の対策と地元業者への配慮についてです。

国際情勢の不透明さから、この影響は長期化するおそれもございます。今後、資材価格の変動を請負代金に反映させるインフレスライド条項などの柔軟で適切な運用や、実勢価格を速やかに反映した設計単価の見直しなど、地元事業者が不当な不利益を被ることなく安心して復旧工事を遂行できるよう、町としてどのような対策や配慮を講じていく方針かお聞かせください。

復旧を絶対に立ちどまらせないという強い姿勢をお示しいただきたく、産業建設部長の御答弁を求めます。

○八十嶋孝司議長 松岡産業建設部長。

〔松岡隆司産業建設部長 登壇〕

○松岡隆司産業建設部長 イラン情勢が復旧復興に与える影響はとの御質問にお答えいたします。

質問の1点目、現状の認識についてでございますが、中東情勢の緊迫化に伴う原油の調達困難や価格高騰に伴い、燃料及び資材費の高騰や、ナフサ由来の塩化ビニールやポリエチレンを原料とする上下水道管材の出荷に遅れが生じていることなどにより、本町における災害復旧事業の事業費や工事進捗にも影響が出ており、今後の世界情勢によってはさらに影響が長期化する懸念が

あると認識しております。

質問の２点目、実際の工事進捗への影響でございますが、下水道の管渠災害復旧工事において、先に申し上げましたように下水道管の入手困難が発生しており、工期の延長が必要と考えております。

一方で、入札の不調や中止につきましては、中東情勢が緊迫化する以前から発生しており、その要因につきましては、県内で災害復旧工事が集中していることによる人手不足や資機材の不足、及び採算面や衛生面があげられておりますが、中東情勢の影響が直接の要因となっているかについては把握しておりません。

質問の３点目、今後の対策と地元業者への配慮についてでございますが、工事費の積算においては国や県が示す設計労務単価や資材単価の適用が基本となりますが、工事施工期間中の急激な物価変動に対しては、インフレスライド条項を適用し請負額の変更に応じるなど、業者が不利益を被ることがないように配慮してまいります。

また、資材の入手困難につきましても、実情の把握に努め、やむを得ないと認められる場合には工期の延長などについて柔軟に対応するなど、今後も工事業者が安心して災害復旧工事を請け負うことができるよう配慮し、豪雨や地震による災害からの早期復旧、復興を図ってまいりますので御理解をお願いします。

○八十嶋孝司議長 池野翔吾議員。

○１番 池野翔吾議員 ありがとうございます。

やはりですね、工事の進捗に影響が出ているということで、私が住んでいます中条地区、潟端地区は、やはり下水道の再下流にありますので、いまだに下水道の不調が続いております。もちろん中山間部にあるところでも続いているかと思うんですけども、やはりそういった方々の意見を聞くと、まだ直らんのかな、まだ直らんのかな、でも仕方ないよなど、町も大変やもんなどわかってくれているところはあります。

しかしながらですね、やはりそういった方々にいつまでも我慢を強いるというのも、大変申しわけない気持ちでございます。できるだけ早く工事の進捗が元に戻るようにですね、御尽力していただければと思います。

また、工事費の柔軟な見直しに対応していくという点に関しましては、地元業者にとっては大変ありがたいことだと思います。何をおいても、例えば除雪のときですとか、緊急的な災害があったとき、私たちを助けてくれるのは、地元の中小の業者でございます。この中小の業者を苦しめることなく、しっかりとこの先も残っていただくために、町のほうでも柔軟な対応をしていただければというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、１番 池野翔吾議員の一般質問を終わります。

次に、４番 中島敏勝議員。

〔４番 中島敏勝議員登壇〕

○４番 中島敏勝議員 議席番号４番、中島敏勝、一般質問させていただきます。

まず、防災機能のあるドッグラン整備とペットと共生するまちづくりについてでございます。

近年、津幡町では金沢市のベッドタウン化が進展し、子育て世代の流入が続いております。それに伴い、犬を飼育する家庭も増加しており、町内において犬の散歩をする住民の姿を見かける

機会も大変多くなっております。現在、犬や猫などのペットは、単なる愛玩動物ではなく、家族の一員として大切に飼育される時代となっております。

一方、令和6年能登半島地震において、避難所でのペット対応が課題となりました。実際に、ペットを理由に避難所利用をためらった方や、車中避難を選択された方もおられたと聞いております。また、屋内避難所では、動物アレルギー、鳴き声、衛生面、ケージ管理、他の避難者への配慮など、さまざまな課題が生じる現実もございます。特に、ケージに慣れていない犬にとっては、長時間の収容自体が大きなストレスとなる場合があります。

このような状況の中、住民の皆様から、津幡町にもドッグランを整備してほしいとの声が寄せられております。私自身、近隣自治体の事例を視察してまいりましたが、小矢部市、高松地区、羽咋市、中能登町などでは、大規模施設というよりも、フェンス、水道設備、一定の安全対策を施した比較的簡易な形態で整備されている事例が見受けられました。

また、管理運営についても、地域住民や利用者による協力・ボランティアを取り入れている例があり、必ずしも多額の維持管理費を必要とするものではないと感じました。ちなみに石川県森林公園のドッグランは、有料であり、営業時間も17時までであり、共働き世代には、散歩は、朝や仕事を終えた夕方であり、非常に利用がしにくいと感じました。近くにあり、自由に使えればとてもよいのと思えました。

さらに私は、ドッグランは、防災・地域福祉・安全対策を兼ね備えた多目的地域共生空間として活用できる可能性があると考えます。例えば、フェンスで安全管理された空間は、平時にはドッグランとして活用しながら、災害時には、そのドッグランの中にテントを設置し、フェンスがあるので、テント設置型のペット同行避難スペースとして活用できる可能性があります。さらに屋根とベンチを1カ所設けるだけでも十分な憩いの場所になります。積雪時は難しいかもしれませんが、それ以外の季節ではかなり現実的であると考えます。

屋内避難所でのペットの受入れが難しい方でも、この屋外型の避難スペースがあれば、ペット同行避難、分散避難、車中避難の軽減、アレルギー対策、ペットのストレス軽減などにつながります。普段から犬が慣れ親しんでいる場所であることは、災害時の不安軽減につながります。

津幡町内において、井上の荘の調整池周辺やビオトープ周辺など、比較的広い空間を有しながら、現在は草木が繁茂し、水路や溝が見えにくく危険性を伴う箇所がございます。こうした場所にフェンスを設置することは、ドッグラン整備のみならず、転落防止、子供の安全対策、複数の効果を持つ可能性があります。

また、町内各地区に存在するグラウンドゴルフ場など既存の公共空間についても、フェンスをつければ、ドッグランになり得ます。時間帯を分けた活用や、一部区画のみを対象とした低コスト整備など、柔軟な方法が考えられます。

さらに、津幡町は能登半島地震における被災自治体であります。そのため、能登半島地震復興基金や防災、地域コミュニティ再生など関連する国や県の制度についても、活用の可能性を調査研究する価値は十分にあるのではないかと考えます。

また近年は、ペットを飼育する家庭が増加する一方、動物福祉や適正飼育に関する知識が十分に周知されているとは言い難い現状もあります。例えば、真夏の高温となったアスファルトでの散歩は、犬の肉球が火傷する危険性があり、動物にとって大きな負担となります。しかし犬は、飼い主を信頼して従うため、自ら危険を訴えることができません。

また、犬は高齢になっても幼い子供程度の知能であると言われており、人間側が犬を理解しながら接し、責任を持って守る必要があります。

土や芝生のある近くのドッグランは、暑い時期においても、犬にとって比較的安全かつ快適な運動環境となり、飼い主自身が動物への理解を深める契機にもなると考えます。

ドッグラン整備は、これから津幡町が、さらに子育て世代に選ばれる町づくり、健康づくり、高齢者の交流、地域コミュニティ形成、防災力向上、動物福祉、命の教育、適正飼育啓発など、多面的な効果が期待できる津幡町らしい目玉となる取り組みになるのではないかと考えます。

町長にお伺いいたします。

最初の質問でございます。津幡町における犬の登録頭数を教えてください。また、ペットとの共生環境に対する町民のニーズについて、現在、町としてどのように把握、認識しているのかわかる範囲で構いません。お聞かせください。

2番目の質問です。能登半島地震後、避難所の運営ルールとして、ペットとの同行避難は可能ということになっていますが、現状のルールでは、ケージに入れないと同行避難できないのでしょうか。もしそうであれば、ケージに慣れていない犬を飼っている家族は、具体的にどのように避難したらよいのでしょうか。どのような選択肢があるのかお聞かせください。

3番目の質問です。近隣自治体において、土と簡単な芝生にフェンスで囲み、水道設備をつけるぐらいの比較的低コストで、ドッグランが整備されていると見受けられます。既存の公共空間の有効活用という観点も踏まえ、津幡町においても、グラウンドゴルフ場や調整池周辺などを活用した低コスト型ドッグラン整備について、調査研究を行うお考えはないかお伺いいたします。

4番目の質問でございます。井上の荘の調整池とビオトープ周辺は、水路や溝が見えにくく、さらに現在、草がかなり伸びており、溝への転落する可能性があり危険であると感じました。この安全管理の責任主体は、津幡町でしょうか。対応が必要と感じましたがいかがでしょうか。お聞きしたいと思います。

5番目の質問です。この溝への転落防止、安全対策として、フェンスを設置することで、転落防止や子供の安全対策だけでなく、ドッグランとして、さらに災害時にはペット同行避難スペースとして活用するなど、多目的な空間としての整備を検討する考えはないかお伺いいたします。

津幡町は、地震の被災自治体でもあることから、防災・地域コミュニティ再生・地域共生という観点から、能登半島地震復興基金や国・県の関連制度について、活用可能性があるのではないのでしょうか。お伺いいたします。

6番目の質問として、最後に、ペットを家族として迎える家庭が増加する中、動物福祉、適正飼育、虐待防止、子供への命の教育などについて、ペットと共生する環境づくりに関して、町としてどのような周知啓発を進めていく考えかお聞かせください。

以上、町長にお聞きします。よろしくお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 吉田町長。

〔吉田克也町長 登壇〕

○吉田克也町長 中島議員の防災機能のあるドッグラン整備とペットと共生するまちづくりの御質問にお答えします。

最初の御質問ですが、本町における犬の登録頭数は、令和8年4月末現在で2,014頭となっております。近年の推移については、令和5年度末が1,941頭、令和6年度末が1,990頭、令和7年

度末が2,017頭であり、一定数の登録が継続している状況です。また、少子高齢化やライフスタイルの変化などを背景として、犬や猫などのペットを家族の一員として大切に飼育される家庭がふえていると認識しております。

次に、2番目の質問についてです。

令和6年能登半島地震においては、避難所におけるペットの受け入れや飼育スペースの確保、周囲への配慮などが課題となりました。本町におきましても、災害時における実効性のあるペット対策は、地域共生社会の実現や防災力向上の観点から、重要であると認識しております。

初めに、現状のルールでは、ケージに入れないと同行避難できないのでしょうかとの御質問にお答えいたします。本町の避難所運営管理マニュアルの想定では、動物アレルギーをお持ちの方や動物が苦手な方への配慮、また、避難所内の衛生面・安全面確保の観点から、ペットと同行避難される場合は、原則として居住スペース以外の場所で、ケージ等に入れて管理していただくことや、指定の場所にリードでつなぎ留めていただくことを基本としております。

次に、ケージに慣れていない犬を飼っている家族は、具体的にどのように避難したらよいのでしょうかについては、避難所においてペットのケージ収容が難しい場合や、ストレスによる負荷が大きいと想定される場合には、分散避難を検討していただく必要があります。災害時には、災害規模や被災状況に応じて、避難所以外にも自宅、車中、ペット同伴可能なホテルなど、さまざまな施設で同行避難が可能です。また、日ごろからケージや避難所生活に慣れさせるためのトレーニングを行うとともに、ペットの性格等に応じた避難方法や避難先を事前に検討しておくことが、ペットとの円滑な同行避難につながるものと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3番目の質問についてです。

議員の御質問にあるとおり、近隣自治体においては、既存施設を活用した比較的簡易なドッグラン整備事例も見受けられます。公共空間の有効活用という観点では有用と考えられます。しかしながら、現在の町施設につきましては、一部公園がグラウンドゴルフに利用されていますが、それぞれに元々の利用者や整備目的があることから、新たなドッグラン整備については、現時点では検討しておりません。また、ドッグランの整備・運営にあたりましては、低コスト型であったとしても初期整備費や一定のスペース確保に加え、管理者の配置、利用マナーへの対応、安全管理や事故対応、芝生や水道等の継続的な維持管理、さらには近隣住民や他の利用者との調整など、多くの課題が考えられます。そのような中、令和6年7月には、森林公園内のいしかわ動物愛護センターにおいてドッグランが開設されました。同施設は犬の大きさごとにエリア分けがされているほか、通年過ごせるよう屋根付き広場も備えられています。快適で安全性に配慮された充実した施設となっておりますので、既存施設の利用を推進してまいりたいと考えております。

次に、4番目の質問についてです。

調整池の管理は津幡町になります。ビオトープについても調整池内にありますので、津幡町が安全管理を行っております。当該施設につきましては、年に2回草刈りを実施しているほか、2カ月に1度は、井上の荘を含む町内全ての調整池のパトロールを行うなど定期的な安全管理に努めております。これに加え、井上の荘区の皆様にもボランティア活動として年2回程度草刈りに御協力をいただいております。今後につきましても、危険箇所等が確認された場合には、速やかに現地確認を行い、必要な対応を行ってまいります。

次に、5番目の質問についてです。

調整池につきましては、雨水を一時的に貯留し、河川や排水路への急激な流入を抑えることで、浸水被害の防止を図ることを目的として整備された施設です。そのため、降雨時には急激な水位上昇が生じる可能性があるほか、のり面や排水施設等も設置されており、安全面や管理面に十分な配慮が必要となります。そのため、継続的な安全管理を必要とする多目的な利用については、適切でないものと考えております。

また、能登半島地震復興基金等の制度活用につきましては、その事業目的、内容等から判断すると、極めて難しいと考えております。

最後に、6番目の質問についてです。

ペットと人が共生する環境づくりには、飼い主一人一人が責任を持って適正な飼育を行うことが重要であると考えております。そのため、本町におきましても、狂犬病予防注射や犬の登録に関する周知に加え、フンの持ち帰りや放し飼いの防止などについて、広報紙やホームページ等を通じて啓発に努めております。

また、今後につきましても、動物愛護を所管する石川県薬事衛生課や石川県森林公園でドッグランを運営する、いしかわ動物愛護センターなど関係機関と連携しながら、動物福祉や命の大切さ、適正飼育に関する意識啓発に努め、人とペットが安心して共生できる地域づくりにつなげてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 再質問はありません。丁寧な回答、ありがとうございます。

施設の当初の目的といろいろ行政も進める上で、難しいところはあると思いますが、時代の流れがありますし、津幡町の人口のその形態からそうですね、また今後は、検討していただくように、またお願いをしたいと思います。ありがとうございます。

次の質問を伺います。

津幡町東側開発の方向性と体験型観光交流公園、新駅設置の妥当性についてです。

町長は、矢田町政を継承し、発展させると掲げられました。中でも、津幡町東側の開発、体験型観光交流公園整備事業、新駅設置は、大きな政策課題でございます。この津幡町の東側開発について、私は令和7年6月会議で前町長に質問し、答弁をいただいております。その答弁も踏まえ、町長がこの政策をどのように継承し、発展させようと考えておられるのか伺います。

まず、計画の見直しについて、令和7年6月会議において、前町長は、社会情勢や経済環境の変化により、現計画の収支計画も当然変化する。道路などの基盤整備が当分続くので、少し時間をかけて運営事業計画の見直しを検討したいと考えていると答弁されております。

最初の質問でございます。現在、体験型観光交流公園の運営事業計画の見直しは行われているのでしょうか、伺います。

2番目の質問でございます。津幡駅と倶利伽羅駅の間に新駅を設置する計画についてです。

新駅設置や東側開発を進めるのであれば、その駅を日常的に利用する人口をどのように生み出すのが重要です。観光客や公園の利用者だけに依存するのでは、安定した需要にはなりません。東側に住宅団地や子育て世帯の定住を促す住宅政策、生活利便施設、定住人口をふやす政策が不可欠ではないでしょうか。この視点について、町長の見解を伺います。

3番目の質問でございます。昨年の答弁において、前町長は、新駅設置及び体験型観光交流公

園の開発について、町民の理解は当然得られるし、得ていると考えていると述べられました。しかし、町民の理解を得ているかどうかは、行政側の思いだけで判断できるものではございません。1つの例として、私の周りでは、だれに聞いても、体験型観光交流公園整備事業や新駅設置の計画を知っている人はいませんでした。長期の大型事業であり、将来的な維持管理費や財政負担が伴う可能性があり、町民に対して、事業の目的、費用、効果、リスク、見直しの可能性を丁寧に説明する必要があると考えます。

町長は、体験型観光交流公園、新駅設置、東側開発について、現在、町民の理解は十分に得られていると考えているのか。もし、そう考えるのであれば、その根拠は何か伺いたいと考えます。

4番目の質問でございます。体験型観光交流公園を町民参加でつくる場にできないかについてでございます。

私は、体験型観光交流公園や隣接する農業ハウスについて、観光客を呼び込む施設としてだけでなく、津幡町の子供たちや町民が交流し、学び、育つ場として考える方向もあるのではないかと考えます。

体験型観光交流公園について、観光客を主な対象とした施設整備にとどめるのではなく、町民参加によって内容を磨き、町民自身が使い、育て、関わる公園として発展させていく考えはございますか。そのために、町民のワークショップや子供、保護者、地域団体などからの意見聴取を行うお考えはないか。町長の見解を伺います。

5番目の質問でございます。体験型観光交流公園を観光施設としてだけでなく、津幡町の子供たちが、食、農、自然、防災、自給自足の知恵などを学ぶ教育の場として位置づける考えはあるのか。また、学校教育、防災教育、農業体験などと連携し、町内の子供たちが継続的に利用できる仕組みをつくるお考えはないか。町長の見解を伺います。

6番目の質問でございます。体験型観光交流公園が町民に親しまれる施設となるには、日常的に町民が使える場であることが重要と考えます。例えば、手づくりの農産物の販売、各種イベント、子供向け自然体験、町民の発表会や音楽会、結婚式や記念行事、防災キャンプ、親子教室など、多様な使い方が考えられます。

体験型観光交流公園を、町民のイベント、手づくり活動、地域交流、文化活動、防災体験など、多目的に活用できる町民の場として整備・運営していくお考えはあるのか。町長の見解を伺います。

以上、私は、津幡町東側開発、体験型観光交流公園、新駅設置に単に反対しているのではなく、津幡町の将来に必要な事業であるならば、町民に説明できる計画、継続できる運営体制、町民が納得できる目的が必要であると考えます。また議会のチェック機能の役目としても取り上げているところでございます。

私は、特にこれらを利用し、関わることになる若い世代の声をよく聞き、取り入れて、観光が主ではなく、町民のための事業となるような方向性が望ましいのではないかと考えますが、以上6つの質問について、町長の御答弁をお願いいたします。

〔吉田克也町長 登壇〕

○吉田克也町長 津幡町東側開発の方向性と体験型観光交流公園、新駅設置妥当性の御質問にお答えします。

1つめの御質問につきましては、現在、計画の見直しをしている段階にはございませんが、持

続可能な運営のためには時代に即した見直しが不可欠です。今後、専門的な知見も取り入れつつ、より現実的かつ効果的な収支計画となるよう、検討を進めてまいります。

2つ目の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、新駅整備には、継続的かつ安定した利用者の確保が重要であり、交通事業者からもその視点が求められております。

構想する新駅周辺には、道の駅倶利伽羅源平の郷や倶利伽羅不動寺西之坊鳳凰殿などの観光資源に加え、現在整備を進めております体験型観光交流公園や津幡運動公園などのスポーツ・交流施設が集積しております。

新駅整備により、これら施設へのアクセス性や利便性が向上し、公共交通利用の促進や交流人口の拡大につながるものと考えております。また、新たな人の流れやにぎわいの創出により、周辺地域のまちづくりにもつながるものと期待しております。

一方で、新駅の実現には、観光利用だけでなく、通勤・通学など平時における安定的な利用も不可欠であり、官民が連携した一体的なまちづくりが重要であるとも考えております。

今後も、I R いしかわ鉄道や石川県と連携しながら、新駅設置による効果や地域活性化の可能性など、慎重に検討を進めてまいります。

3つ目の御質問にお答えいたします。

議員のおっしゃる施策につきましては、前町長が選挙公約として掲げ、また、私自身もその施策を継承・発展させることを掲げて当選しており、一定の民意をいただいているものと認識しております。

また、新駅構想については、津幡町東部地区まちづくり協議会や、津幡駅・倶利伽羅駅新駅設置促進期成同盟会において協議や要望活動を行っております。体験型観光交流公園についても、基本計画策定時にパブリックコメントを実施しており、公園へのアクセス道路についても工事の進み具合をホームページにてお知らせしております。

これらの事業は、長期にわたる大型事業であり、将来的な財政負担も伴う可能性があることから、今後も事業の目的や効果、費用、リスクなどについて確認しながら、丁寧でわかりやすい説明を継続し、幅広く町民の皆様に御理解をいただけるよう取り組んでまいります。

4つめ以降の御質問にお答えいたします。

体験型観光交流公園については、基本構想・基本計画の時点から、単なる観光施設にとどまらず、町民に愛される地域の拠点として発展することを目指しております。

御提案いただいた、町民ワークショップにつきましても、幅広い世代の声を取り入れ、当事者意識を高めていただくための非常に有益な手法であると受け止めております。

また、本公園を教育・防災の場と位置づけることは、本町の地域資源を次世代へつなぐ意義深い取り組みです。学校教育や関係機関と連携し、子供たちが継続的に利用できる仕組みづくりを検討してまいります。

さらに、多目的な活用につきましても、町民の皆様が主体的に関わっていただく中で、さまざまな利活用の可能性について検討し、公園が単なる観光施設ではなく、多目的な交流拠点として発展していくことが重要であると考えます。

将来的に、本町の活性化に寄与できる公園となるよう取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 再質問はございません。

大変丁寧に、私の思いとほぼ一緒に、この体験型交流公園とかあの辺のことは、何か次の世代に御縁があるからあそこに計画があるんだと私は思っておりますので、ぜひ町民の皆様、子供たち、若者たち、年寄りも含めて観光客の方も含めてですね、みんなの財産になればいいなと思いますので、町長に期待しております。ありがとうございます。

3つ目の質問にお伺いさせていただきたいと思います。

ちょっと、説明が長すぎるところはちょっと割愛させていただき、端的に皆様にお伝えしたいと思います。

3つ目は、津幡町の農業の将来と公的役割を担う農業人材の確保についてでございます。

津幡町の農業の将来について、農業従事者を地域インフラの担い手として位置づけ、準公務員的な仕組みを含めた人材確保のあり方について質問させていただきます。

私は3月会議において、前町長に津幡町の農業の将来について質問し、前町長から答弁をいただきました。その中で、前町長の感動的な答弁の最後の一節を紹介させていただきます。

最後にこう述べられております。次の世代に託したい思いは、農地は単なる生産の場ではなく、町の財産であります。効率化や大規模化も重要ですが、それだけではこぼれ落ちてしまう地域の絆や里山の豊かさがあります。町の豊かな自然環境や、災害に強い国土を維持するためには、水田が持つ保水機能や環境保全機能を維持し、継続していく必要があります。単に農産物をつくる産業政策としてだけでなく、環境政策や防災政策、そして教育と連携した総合的な視点での農業振興を期待しておりますと述べておられます。

私は、この前町長の思いに深く共感しております。それは、私自身が津幡町に生まれ育ったからというだけではなく、むしろ、混住化社会が進む今だからこそ、農業と自然環境を受け継いでいく意義は、津幡町にとってますます重要になっていると考えるからでございます。

田んぼは、単なる米の生産場所ではなく、農林水産省も水田には、洪水防止、地下水涵養、生き物を育む機能、景観保全、文化継承、体験学習や教育など、多面的な機能があり、その恵みは農村だけでなく、都市住民を含む国民全体に及ぶと説明しています。

田んぼは、食料インフラであり、防災、教育、文化インフラでもあります。今、各地区で田んぼを守っている農家や農業法人は、単なる民間の農業経営者ではございません。地域の食料、水、防災、景観、環境、そして地域コミュニティを守っている、地域インフラの担い手であると私は考えております。

最初の質問でございます。本町の農業を取り巻く環境について、とりわけ農業従事者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加、さらに水路など地域インフラを支える人材の不足という状況について、町長はどのように認識しておられますか。

また、津幡町の農業を将来に向けてどのように守り、継承し、発展させていこうと考えておられますか、聞かせてください。

次に、農業の価値を子供たちにどう伝えるかについてでございます。

若い人が農業に来ない理由は、単に給料が安いからだけではない。もちろん所得や労働条件は極めて重要でございますが、それだけではなく、米づくりという仕事の価値を、私たちの社会が十分に伝えてこなかったことも大きな要因ではないでしょうか。

農家や農業法人は、地域のインフラ事業者でもあります。だからこそ、子供たちに田んぼの本当の価値を伝え、農業を誇りある仕事として位置づけ直すことが必要であると考えております。

現在、学校教育の中で、田植え体験や稲刈り体験が行われることは、大変意義のあることです。

しかし、それがもし、単に田植えをしました、稲刈りをしましたという体験で終わってしまっ
ては、農業の本質までは伝わりにくいと考えます。その先に、この田んぼを誰が守っているのか。
水路や畦、農道を誰が維持しているのか。田植え機、コンバイン、乾燥施設、機械にはどれだけの
費用がかかるのか。生産者米価が低すぎれば、農業はどうなるのか、続けられなくなるのか。
農家がいなくなれば、地域の水や防災や景観や食料はどうなるのか。

ここまで学ぶことによって初めて、農業の尊さ、田んぼを守ることの意味が子供たちに伝わる
のではないかと考えます。

2点目の質問でございます。田植えや稲刈り体験にとどまらず、農業法人の見学、農業機械、
水管理、米価の問題、燃料代、肥料代、農地維持、用水の保全など、米づくりを支える現実まで
含めて学ぶ機会を設ける余地はあるか、教育長にお聞きしたいと思います。

また、種もみから苗づくり、田植え、稲刈り、稲架がけ、そして収穫した米を給食で食べ、さ
らに翌年の種もみへとつないでいくような、深い米づくり体験に取り組めばもっと学べるのでは
ないかと考えますし、学校水田などを活用し、児童生徒が米づくりの一連の流れを体験し、命と
食、地域と農業のつながりを学ぶ取り組みは、当町では十分可能ではないかと考えますが、その
可能性について、また、教育長の見解をお聞かせください。

次に、農業法人や大規模農家で働く農業従事者を、公的役割を担う人材として位置づける仕組
みについてであります。

現在、各地区で、農業法人や大規模農家が、田んぼという地域インフラを守っています。農地
の集約化も進み、実際には少数の担い手が、広い地域の農地、水路、景観を支えております。

私は、これらの農業従事者を、単なる民間事業者の従業員として見るのではなく、地域の食料、
防災、環境を守る公的役割を担う人材として位置づけることが必要ではないかと考えます。

例えば、町が一定の制度設計を行い、農業法人や大規模農家と連携し、若い人材を地域農業の
総合職として育てていく仕組みが考えられます。その人材は、稲の育て方だけでなく、農業経営、
機械管理、水管理、用水組合や土地改良区との関わり、地域の合意形成、防災や食料備蓄まで含
めて学び、地域農業を将来につなぐ役割を担います。

単に農作業員をふやすという話ではなく、町民の食料を支え、田んぼというインフラを守り、
次につなぐ人材を、町として育てるということでもあります。制度上は、町職員としての雇用、会
計年度任用職員、地域おこし協力隊、法人との連携協定など、いろんな形が考えられます。

制度設計には、財源とか、雇用形態、既存の農業法人との関係とか、民間経営への関与のあり
方など、課題があることは重々承知しております。

3点目の質問でございます。農業法人や大規模農家で働く農業従事者を、地域の食料、防災等、
公的役割を担う人材として位置づけ、準公務員的な仕組みも含めて、町として安定的に育成・確
保していく制度を検討するお考えはないか、町長の見解をお聞かせください。

また、町内農業法人等と連携し、町民の食料安全保障の観点から、米の備蓄や学校給食での活
用、ローリングストックの仕組みを構築することについて、町長の見解をお聞かせください。お
願いたします。

○八十嶋孝司議長 吉田町長。

〔吉田克也町長 登壇〕

○吉田克也町長 津幡町の農業の将来と公的役割を担う農業人材の確保についての御質問にお答えします。

まず、1つめの質問ですが、本町の農業を取り巻く環境につきましては、前町長と同様に、農業従事者の高齢化と担い手不足、それに伴う耕作放棄地の増加など、極めて厳しい状況にあり、本町の将来を左右する最重要政策課題の一つであると認識しております。

かつて先人たちが築き上げた水路や農道、そして美しい田園風景は、食料供給のみならず、洪水防止や地下水涵養といった防災機能、さらには豊かな自然環境や地域コミュニティを維持する上で欠かせない重要な地域インフラであると理解しております。この貴重な財産を次世代へ確実に手渡していくことは、私に課せられた重要な使命であると考えております。その上で、これらの財産を将来に向けてどのように守り、継承し、発展させていくかという点については、まず国や県の強力な支援制度を有効に活用することが重要であると考えます。具体的には、農業機械・施設の導入を支援する地域農業構造転換支援事業や基盤整備事業、あるいはスマート農業導入への各種補助制度を最大限に活用することで、農業者の経営安定化を迅速かつ確実に図っていくことができます。

さらに、集落営農組織や農業法人の経営の効率化、農地の集約化、そして次代を担う若手農業者の確保に対し、町として、スマート農業機械導入に向けた関係機関とのマッチング、農地の集約化に関する情報提供及び複雑な補助金申請書類の作成支援等、それぞれの経営に寄り添った伴走支援を行ってまいります。

3つめの質問についてお答えいたします。

農業が持つ多面的な機能が、本町の安全・安心な暮らしを支える基盤であることは、私も深く認識しております。しかしながら、議員御提言の準公務員的な仕組みによる人材育成につきましては、制度設計にかかる法令面及び財政面から極めて慎重に判断すべきものと考えております。

地方公務員の身分や処遇は法律で厳格に定められており、特定の民間事業者を公的な身分として雇用することは、法制度上、難しい面があります。また、農業という産業に対し、自治体が直接的に雇用や処遇に関与することは、市場原理に基づく自由な経営活動を阻害するおそれがあり、恒久的な財政負担の増大という点からも、将来への悪影響は避けられません。

本町といたしましては、先ほども申し上げましたとおり、補助金等現行の枠組みの活用により農業者の経営安定化を図ることが、最も現実的かつ効果的な農業振興策であると判断しております。

また、農業法人等と連携した米の備蓄や学校給食でのローリングストックにつきましても、同様の認識です。

食料安全保障の重要性は論を待ちませんが、既に民間流通の仕組みや国の備蓄制度が存在する中で、町独自で備蓄倉庫の管理や在庫の更新を伴う仕組みを構築・運営するには、多額のコストと体制整備が必要となります。

現時点では、地産地消の推進や学校給食における地元産米の活用については、引き続き取り組んでまいります。備蓄や公的な人材育成制度の構築につきましては、その必要性や実現可能性、費用対効果の観点から、現在のところ検討を行う予定はございませんので、御理解をお願いしま

す。

○八十嶋孝司議長 山本教育長。

〔山本智秀教育長 登壇〕

○山本智秀教育長 私からは、2つ目の御質問の、学校給食や食育において地元米の活用に加え、米づくりを支える現実まで含めて学ぶ機会を設ける余地はあるのか、また、学校水田等を活用した体験的な学びの可能性についての御質問にお答えいたします。

現在、小中学校では、国の学習指導要領に基づき、社会科、生活科、総合的な学習の時間、家庭科などを通じ、農業や食料生産、地域産業、食育に関する学習を行っております。

具体的には、小学5年生の社会科では、我が国の農業や水産業における食料生産について学び、農業生産に従事する人々の工夫や努力、食料生産を支える役割などを理解する内容が位置づけられております。また、中学校の社会科地理的分野では、日本の農業の特色や課題、食料問題などについて学習することとなっております。

さらに、家庭科や総合的な学習の時間においては、食生活と地域との関わりや食への感謝、持続可能な社会の視点などを取り上げ、各学校では地域の実情に応じた取り組みが行われております。町内の学校によっては、地域の協力をいただきながら、すでに田植えや稲刈り体験などに取り組んでおり、こうした学校水田等を活用した取組につきましては、命を育む営みや食料の大切さ、さらには地域と農業の結びつきを学ぶ貴重な機会になるものと考えております。

議員御指摘のとおり、今日の米づくりは、多くの人々の努力によって支えられております。米づくりの現実や地域農業の役割に触れることは、子供たちが食と農業、地域とのつながりを実感し、農業の大切さへの理解を深める上で、大変意義のあることと認識しております。

学校現場で実施するためにはどのような方法が考えられるか、関係機関や地域農業者の協力をいただきながら、地域の実情を踏まえた学習活動について調査・研究してまいりたいと思います。

今後も、地域の特色を生かした食育や体験活動を通じ、子供たちが地域農業への理解を深め、食と命の大切さを学ぶ教育の充実に努めてまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 再質問はありません。

地方自治体ができることには限界がありますし、国の問題ですとっておりますので、国もかえて地方も一緒にかわっていくということで、みんなで頑張っていきたいと、今決意をいたしました。ありがとうございます。

また、学校教育についても、米とか肉とかは実際、命なので、それをぜひ新しい教育長含め、加工品じゃなくて生のものを見て、子供たちに伝えていただければと思います。

最後の質問に行きます。

A I 時代を生き抜く力と中山間地域の小規模校の可能性についてでございます。

新教育長の教育行政に対する姿勢についてお伺いしたいと思います。津幡町の教育振興基本計画では、目指す人間像として、

1つ目に、自らの可能性を広げ、新たな価値の創造にチャレンジする人。

2つ目に、広い視野に立って、主体的に考え、判断し、責任を持って行動する人。

3つ目に、多様性を尊重し、思いやりの心を持って、他者と共生・協働する人が掲げられてお

ります。

この人間像は、単に学力テストの点数を上げるということではなく、どのような時代になっても、自分で考え、自分で道を切りひらき、他者と協働しながら生きていける力を育てるという意味だと受け止めています。いわゆる、職種が変わっても持ち運ぶことができるポータブルスキルと考えます。

今、A I、ロボット、デジタル技術の進化により、知識を覚えていることや決められた作業を正確にこなすことだけの価値は、大きく変わりつつあります。

これから必要なのは、自分で問いを立て、情報を集めて考える、他者と対話する力、仮説を立てて試す力、失敗から学ぶ力、最後までやり抜く力、A Iを使いながらも、人間にしかできない価値を生み出す力であると考えます。

明治以来の日本の学校教育は、同じ時間に、同じ内容を、同じ方法で学び、集団の中で規律を身につけるという面で、大きな役割を果たしてきました。しかし、これからの時代において、かつてのような、管理され、比較され、正解を早く出すことだけを重視する教育では、子供たちが本当に必要とする力を十分に育てられないと思います。

私は、令和6年2月に、シグナスにおいて、映画、夢みる小学校の上映会を開催しました。280名を超える方々に御来場いただき、109枚のアンケートをいただきました。そこには、教育に対する町民の本音とも言える声が数多く寄せられていました。

先生にも見てほしい、校長先生に見てほしい、こんな素敵な学校に入りたい、行きたい、人との比較はもうたくさん。こうした言葉は単なる感想ではございません。

今の教育に対して、子供も、保護者も、地域の大人もどこか息苦しさを感じている。もっと子供が自分らしく学び、自分で考え、自分で成長していける学校を求めている。そのような、本音があふれるアンケートであったと感じております。

この映画は、各地で上映されており、教育委員会や校長会で研修として上映されている例もございます。

最初の質問でございます。教育長は、津幡町教育振興基本計画に掲げられている、新たな価値の創造にチャレンジする人、主体的に考え、判断し、責任を持って行動する人などの人間像をどのように受け止めておられますか。これは、単に学力を高めるということにとどまらず、ポータブルスキル、すなわち、どのような時代になっても自分で生きていける力を育てることだと私は考えますが、教育長は、このA I時代において、津幡町の子供たちにどのような力を育てるべきだと考えておられますか。また、めざす人間像を、学校現場、行事、地域学習の中で、どのように具体化していくお考えか、お聞きしたいと思います。

2番目の質問でございます。津幡町教育委員会として、映画、夢みる小学校を、教職員研修や保護者、地域住民も参加できる教育フォーラムのような形で上映する考えはないでしょうか。

まずは先生方に見ていただき、そこから、津幡町の教育に何を取り入れられるのか、教育委員会、学校、保護者、地域で話し合う機会にしてはどうかと考えますが、見解をお聞きます。

次に、中山間地域の学校再編について、津幡町らしい教育改革の機会にできないかについてです。今後、中山間地域の学校の統合や再編の問題は、避けて通れない課題になってくるのではないかと考えます。通常、学校統合というと、児童数が減ったから学校をまとめる、効率化する、維持が難しいから統合するという議論になりがちですが、中山間地域の小規模校だからこそ、で

きる教育があります。

豊かな自然があり、里山があり、地域の人が見え、農業や森林や歴史や祭りや伝統行事があります。子供一人一人に目が届きます。地域全体を学びの場にできます。

私は、津幡町の中山間地域に、自由度の高いカリキュラム、豊かな自然、子供主体の探究学習を組み合わせた、津幡版の夢みる小学校のようなモデルをつくることもできるのではないかと思います。子供を信じる教育、比較ではなく、一人一人を認め、地域や自然を教材に、津幡町の中山間地域の学校に、大きな示唆を与えるものと考えます。

3番目の質問でございます。中山間地域の学校統合や再編について、保護者、地域住民、教職員、教育委員会が一緒になって、津幡町ならではの新しい学校像を議論する場を設け、中山間地域の学校を自然体験、探究学習、地域課題の解決、ふるさと教育、ポータブルスキル育成の拠点として位置づけることについて、教育長はどのようにお考えかお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○八十嶋孝司議長 山本教育長。

〔山本智秀教育長 登壇〕

○山本智秀教育長 A I時代を生き抜く力と中山間地の小規模校の可能性との御質問にお答えします。

初めに、A I時代において、子供たちにどのような力を育てるべきか、目ざす人間像をどのように具体化していくかとの質問についてお答えいたします。

本町では、令和2年度に全児童生徒に1人1台タブレットを配備し、令和6年度には小学校9校の全学級に電子黒板を配置するなどして、I C T教育を推進してまいりました。A Iや情報機器を活用した授業が格段にふえ、児童生徒の学習の幅が広がったと感じております。

その一方で、全国的に、タブレット画面への依存による健康面、特に視力面での影響や、思考力や読解力の低下、情報リテラシー・モラルの欠如、コミュニケーション能力の不足が懸念されております。

A Iが急速に進化し続ける現代においては、本町では、子供たちが将来にわたって豊かに生きるための基礎づくりが特に必要であると考えております。

具体的には、厳しい時代を生き抜き未来を切り拓くための知恵と力を育むこと、地域と協働しながら共に成長していく主体性とコミュニケーション能力を備えた人づくりを推進していくことが重要であります。

第2期津幡町教育振興基本計画では、本町の教育の重点的な取り組みとして、読書活動の推進、科学教育・体験活動の推進、教育支援センターパイン教室を活用した相談体制の充実、非認知能力の育成を重点に掲げております。町が進めている科学のまち推進事業、図書館の充実、教職員の研修などにより、子供たちが豊かに生きる基礎づくりを推進してまいりたいと思います。

次に、津幡町教育委員会として映画、夢見る小学校を上映する考えはないでしょうかとの御質問にお答えします。

ホームページの情報によりますと、この映画は文部科学省選定映画となっており、全国では教職員向けに上映された事例もあるようです。今後、本町の教職員研修等において、特色ある学校づくりの参考事例として、映画等を用いた研修も検討してまいりたいと思います。

最後に、中山間地域の学校統廃合や再編についてお答えします。

本町の小学校9校のうち、中山間地域にある笠野、刈安、萩野台小学校は児童数が減少し、一部の学級において複式学級が生じています。2つの学年が同じ学級に在籍する状況については、国の指針では速やかに検討が必要とされる学校規模とされています。

小規模校は、学習内容の多様性が制限されてしまうことや、切磋琢磨できる環境、大舞台で活躍する環境が得られにくいというデメリットがありますが、その反面、きめ細かな授業が受けられるという大きなメリットもあります。

現在、この3校が連携して行っている取り組みとして、合同での宿泊体験学習、オンラインで行う合同授業、3校合同での器械運動の練習や小学校体育大会への参加などがあります。また、それぞれの学校において、地域のコミュニティを生かした野菜づくりや田んぼの体験、地域伝統である太鼓の練習と発表など、特色を生かした学習を取り入れています。

議会4月会議での、吉田町長の所信表明にありましたとおり、小学校の規模適正化においては、統合ありきでなく、最善の教育環境づくりを目指していきたいと考えております。地域にとって大切な学校をどうするか、また、それ以上に児童にとって、よりよい学習環境を提供するためにはどのような方法がよいのか、多くの選択肢があると思いますが、今後、地域の皆様とともに協議していく必要があります。

学校の規模適正化については、小規模校の今後のあり方を含め、慎重に検討していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 丁寧な御回答をありがとうございました。再質問はありません。

映画もぜひいろんな学校の先生には、いろんな映画をたくさん見ていただきたいと思います。

それと、中山間地域、津幡町の自然を生かしたチャレンジすることも、今回、町長と教育長お二人とも教育の貢献されてきた方が、町のトップに立つという御縁があるのではないかと考えて、地域の方と一緒に、ぜひよい形のチャレンジもお願いして、もっともっと津幡町が盛り上がっていくような教育になればと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、4番 中島敏勝議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

<散 会>

○八十嶋孝司議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後4時55分

令和8年6月11日（木）

○出席議員（16名）

議 長	八十嶋 孝 司	副議長	小 町 実
1 番	池 野 翔 吾	2 番	柴 田 洋 一
3 番	東 克 彦	4 番	中 島 敏 勝
5 番	小 倉 一 郎	7 番	竹 内 竜 也
9 番	西 村 稔	10 番	酒 井 義 光
11 番	塩 谷 道 子	12 番	多 賀 吉 一
13 番	向 正 則	14 番	道 下 政 博
15 番	谷 口 正 一	16 番	河 上 孝 夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町 長	吉 田 克 也	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	酒 井 英 志	総 務 課 長	田 中 圭
企 画 課 長	中 嶋 徹 郎	財 政 課 長	杉 田 純 也
町民生活部長	宮 崎 寿	生活環境課長	福 田 雅 一
健康福祉部長	山 嶋 克 幸	福 祉 課 長	長 田 奈 巳
産業建設部長	松 岡 隆 司	都市建設課長	藏 本 徹 也
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 中 健 一	消 防 長	山 崎 明 人
消 防 次 長 兼 消 防 署 長	新 木 健	教 育 長	山 本 智 秀
教 育 部 長	北 山 ゆかり	教育総務課長	本 多 克 則
病院事務長	細 山 英 明		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	村 美 和	議会事務局次長	山 本 慎太郎
総務課担当課長	有 沢 雅 子	総務課副主幹	山 下 雅 裕
企画課係長	上 谷 武	財政課係長	村 田 哲 人

○議事日程（第3号）

令和8年6月11日（木）午後1時30分開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第40号 令和8年度津幡町一般会計補正予算（第1号）から

議案第45号 財産の取得についてまで

請願第1号 緊急事態条項の導入について慎重な検討を求める意見書を送付する請願

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第3 同意第2号 津幡町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

同意第3号 津幡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

同意第4号 津幡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

（質疑・討論・採決）

日程第4 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時30分

＜開 議＞

○八十嶋孝司議長 本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○八十嶋孝司議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○八十嶋孝司議長 あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

なお、議場内が暑いと思われるときは、適宜上着を取っていただいて結構です。

＜諸般の報告＞

○八十嶋孝司議長 日程第1 諸般の報告をいたします。

本日の会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

＜議案上程＞

○八十嶋孝司議長 日程第2 議案第40号から議案第45号まで及び請願第1号を一括して議題といたします。

＜委員長報告＞

○八十嶋孝司議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過及び結果につき各常任委員長の報告を求めます。

向正則予算決算常任委員長。

〔向正則予算決算常任委員長 登壇〕

○向正則予算決算常任委員長 予算決算常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第40号 令和8年度津幡町一般会計補正予算（第1号）については、賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第41号 令和8年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、全会一致をもって、原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第42号 令和8年度津幡町水道事業会計補正予算（第1号）、及び議案第43号 令和8年度津幡町下水道事業会計補正予算（第1号）の2件の事業会計補正予算については、いずれも全会一致をもって、原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 東克彦総務産業建設常任委員長。

〔東克彦総務産業建設常任委員長 登壇〕

○東克彦総務産業建設常任委員長 総務産業建設常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第44号 津幡町防災会議条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第45号 財産の取得については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第1号 緊急事態条項の導入について慎重な検討を求める意見書を送付する請願については、賛成少数により不採択といたしました。

以上、総務産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 これをもって委員長報告を終わります。

＜委員長報告に対する質疑＞

○八十嶋孝司議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○八十嶋孝司議長 これより討論に入ります。

本日の討論時間は、一人15分以内といたします。

討論の通告がありますので、これより順次、発言を許します。

11番 塩谷道子議員。

〔11番 塩谷道子議員 登壇〕

○11番 塩谷道子議員 11番、塩谷です。

私は、8款2項3目、町道竹橋大坪線道路改良事業費に反対します。

この事業は、体験型観光交流公園内の道路の改良工事も含まれているということです。この体験型観光交流公園は、年間利用者数を22万人と設定し、これが全ての算定の基礎となっています。

予想の根拠は、自動車での移動1時間半圏内の人口の1割を見込んでのこととなっていますが、他事例では、後背人口の1割程度を利用者の目標値としていることを踏まえています。当局が事例としたのは、視察した安城市の安城産業文化公園デンパーク、三重県の伊賀の里モクモク手づくりファーム、名古屋市の農業センターとのこと。

安城市や伊賀市の1時間半圏内と津幡町の1時間半圏内は同じ条件なのでしょうか。他事例の農業公園の規模はどうなのでしょうか。津幡町から1時間半圏内には、加賀フルーンランドがありますが、ここの競合も検討されているのでしょうか。

観光が目的と前町長は述べていますが、毎年22万人の来場者があるとは思えません。初年度は珍しさもあって来場者もあるでしょうが、リピーターが望めるとは思えません。年間22万人、1

日約600人～ 700人も訪れるとは思えません。体験型観光交流公園としてもっと規模の大きいもの、周りの風景のよいもの、近くに観光地があるものなど、全国にはもっと魅力的なところがあります。

このほかにも、3期にわたって工事が行われる問題と工事費用について、用地の問題について、事業主体についてなどいろいろ問題があります。今回は、利用者数に限って問題点を述べました。

以上のことから、体験型観光交流公園に期待をしても無理なことと思います。そういうところにお金をかけても無駄なことです。したがって、町道竹橋大坪線の道路改良工事費には、反対します。

これで、私からの反対討論を終わります。

○八十嶋孝司議長 次に、4番 中島敏勝議員。

〔4番 中島敏勝議員 登壇〕

○4番 中島敏勝議員 4番、中島敏勝。

私は、議案40号、令和8年度津幡町一般会計補正予算について、賛成の立場から討論させていただきます。

本補正予算には、地震からの復旧・復興に関するインフラ整備を初め、防災行政無線の全面更新、避難所管理システムの導入、救急車の更新など、町民生活を支える事業や、将来につながる事業が盛り込まれており、その意義を高く評価し、賛成するものでございます。

特に、全町民を対象とした防災備蓄用品配布事業について、災害から時間が経つにつれ、私たちの危機意識は薄れていきます。地震や洪水を二度も経験したのに、実際には十分な備蓄ができていない御家庭もあるのではないのでしょうか。

町長のお話にもありましたが、災害への備えで最も大切なのは、自分の命は自分で守るという自助の意識です。今回の事業は、単に備蓄品を配るだけではなく、町民一人一人が改めて災害を自分事として捉え、備える行動につなげるきっかけになるものと考えます。

私は、この復興支援交付金を活用し、町民の意識向上という最も大切な部分に予算を充てた町長の発想と決断を評価いたします。

また、観光拠点モビリティ整備事業は、私たちの町の施設である倶利伽羅塾やキンシュレーの魅力を、私たち自身が再発見し、その価値を高め、観光振興にもつなげていく契機になるものと考えます。

おととい、ウェルピア倉見のお風呂で菖蒲湯を楽しんでまいりました。我が町の施設をみんなで育てていきたいと考えております。

さらに、体験型交流公園に隣接する農業ハウスについても、町民の声を聞きながら、子供たちや若者たちが活用する施設へと発展させていこうという町長の思いが伝わりますよう、関連予算についても賛同し、行政と町民が一体となって、よりよい計画へと練り上げていくことを期待するものでございます。

その上で、最後に一点だけ意見を申し上げさせていただきたいと思います。

能登創造的復興支援交付金は、大変貴重な財源でございますが、既存の財源措置がある事業には活用できないなど、一定の制約があると伺っております。他の市町でも活用策の検討に苦労していると聞いておりますが、行政職員だけで知恵を絞るのではなく、町民や事業者、地域団体などから広くアイデアを募集するなど取り組みも検討していただければと考えます。

多くの町民の知恵や発想を取り入れることで、より多くの町民が自分事としてその恩恵を受けられる交付金活用につながるものと期待しております。

以上、意見を付して、本補正予算に賛成するものでございます。

次に、請願第1号、緊急事態条項の導入について慎重な検討を求める請願に対する賛成の討論をさせていただきます。

私は、この請願に賛成の立場から討論させていただきます。

以下、理由を申し上げます。

1点目、緊急事態条項は、内閣に権限が集中する危険性がとても大きいです。

現在の案では、緊急時に内閣が政令を制定できる仕組みが想定されています。その政令が、事実上、法律と同じような効力を持ち得るという点です。これは、立法権を国会が担うという議会制民主主義の基本に関わる問題です。危機の時こそ権力を集中させるのではなく、逆に、国会や地方自治体、国民の声を生かしながら、慎重に判断する仕組みを考える必要があると考えます。

2点目は、国会議員の任期延長は、国民主権の根幹に関わるという点でございます。

大規模災害などで選挙の実施が困難な場合、国会議員の任期を延長できる仕組みが議論されています。選挙は、国民が政治を選び直す最も重要な機会です。国会議員の任期を延長するとは、たとえ一時的であっても、国民が選挙で政治を変える機会を先延ばしにすることになります。

しかも、その任期延長を判断するのが、内閣つまり国会議員自身であること。自分たちの任期に関する制度を自分たちで決める。政治家の信頼がずっと今でも問題になっている中、これを国民が許すでしょうか。国民主権の観点から、極めて慎重でなければなりません。選挙を経ずに議員任期を延ばす制度を、安易に憲法に入れてよいのか。問われなければなりません。

3点目、緊急事態の対象が広がり過ぎている点です。

緊急事態条項の対象は、感染症のまん延、さらには、これらに匹敵する事態まで含まれています。匹敵する事態とは、だれが判断するのかということです。

4点目、新型コロナの対応について、十分な検証が尽くされていない中、感染症のまん延を含めているという点です。

新型コロナの時、政府や専門家は国民生活に大きな影響を及ぼす対応を求めました。しかし、当時の専門家会議の座長からも、ワクチンの感染予防効果については、あまり効果がなかった、若い世代への接種の必要はあまりなかった。つまり、改めて議論が必要ではないかと思われる発言もあります。

また当時、根拠に使われたPCR検査についても、陽性であることが、その人が強い感染力を持ち、社会生活を大きく制限されるべき状態であるということの意味するのか、打てば打つほど広がり、そして自然に下がっていくという事実、当時の運用が本当に適切であったのか検証が必要です。

検証が不十分なまま、今度は憲法に緊急事態条項を入れ、感染症のまん延を理由に、内閣がより強い権限を持てるようにすることは、大きな不安があります。

我が国では、欧米の一部の国のような強制的なロックダウンは行われませんでした。

コロナ禍で政府が思うように国民に命令できなかったことを理由に、より強い権限を得ようとしているのではないかという疑いを持たれても仕方がないと考えます。

5点目、これまで、憲法上の緊急事態条項がなくても、危機を乗り越えてきたという点です。

災害対策基本法、自衛隊法、感染症法、補正予算と予備費など、既存の法律や制度を活用し、必要に応じて改正しながら対応してきました。

本当に必要なのは、憲法に内閣の強い権限を入れることではなく、現場で機能する法律、地方自治体との連携、物資の備蓄、避難所運営や医療体制、情報の共有、被災者支援や復旧復興の仕組みをより強化することではないでしょうか。

6点目は、法律で対応できることを、なぜ憲法に入れるのかという点です。

法律であれば、制度の不備が見つければ、国会で改正することもできますし、修正することもできます。しかし、憲法に緊急事態条項を入れるということは、国家権力の基本構造そのものを変えるということです。一度入れれば、将来どの政権のもとでも使われる可能性があります。

法律で対応できる部分と、憲法に入れなければならない部分を、厳密に区別しなければなりません。

7点目は、地方自治への影響が十分に議論されていないという点です。

災害の現場で、実際に住民と向き合うのは、自治体です。避難所を開くのも、地域の状況を把握するのも、住民の不安に応えるのも自治体です。

そのときに、国の緊急政令によって、一律の命令や制限が出されるような制度になれば、地方自治体の判断や地域の実情が十分に反映されなくなる可能性があります。津幡町のような地域と、大都市では、災害の状況も違います。

緊急事態条項を入れるのであれば、自治体の権限や住民の権利がどう守られるのか、地方自治にどのような影響があるのか、十二分に議論されなければなりません。

8点目、本請願は、緊急事態条項を感情的に否定するものではなく慎重な検討を求める、穏当な請願であるという点です。求めているのは、慎重に検討し、拙速に制度が導入されることがないようにしてほしいということでございます。

9点目、私は、改憲か護憲かという枠を超えて、一部だけ手直しではなく、国民自身が憲法を学び、憲法をつくっていくという立場です。

国防は重要です。世界は、残念ながら弱肉強食の現実があり、それが露骨になっています。しかし、自衛隊の部分だけを中途半端に改正し、日米地位協定の問題や、我が国の安全保障がいまだアメリカに大きく依存している現実をそのままにしておけば、むしろ、アメリカの戦略に組み込まれ、自らの意思ではなく、他国の都合によって戦争に巻き込まれる危険があります。日本が本当に自立した国になるためには、自衛隊を憲法に書けばよいというものではないということを私たち日本人全体が認識しないと危険です。

戦争というのは、ミサイルや戦闘機だけではなく。情報戦、心理戦、国民の意識を低下をさせる、経済戦争、経済はもちろん戦争です。残念ながら戦争はビジネスの一部です。そして最後に物理的な戦争があります。こういった議論を避けたまま、緊急事態条項や自衛隊明記だけを急ぐことには、大きな違和感があります。

デジタル情報戦の負けている状況、外国資本に日本人の稼いでいるお金や大切にためてきたお金が海外に抜けていく仕組みをつくられたこと、非正規労働の拡大、さらに安い労働力として外国人材を国内に入れ、日本の国力を大きくできないこと、教育を完全に変えられたことも、いつまでも管理教育をさせられているのも、全て戦争の一部と言え、言えます。

憲法は、占領下という特殊な状況のもとで制定されました。戦後日本は、平和国家として歩ん

できた一方、自国を自国で守るという当然の国家のあり方を十分に持てないまま、他国に守ってもらうことを前提とした体制の中で歩んできたのが事実です。

国を守る力を十分に持たず、食料も、エネルギーも、情報も、労働力も他国に大きく依存していく。そのような国のあり方で、本当に子供たちの未来を守れるのか。

先の大戦まで多くの先人が命をかけて日本を守ってきました。私は学校ではなかなか教えられない歴史を現場やいろんなところで学びました。昭和19年、万策尽きた日本を守ろうと、全国から数万人の若者が丸太でつくられた無人駅に降り立った場所が九州にあります。おだやかな海で水上特攻隊の最後の訓練をしていました。飛行機はもうありません。木でできたボートに爆弾を積んだ水上特攻と魚雷に爆弾を積んで、みずから暗い海の中突っ込んでいく最後の訓練を行っていた場所です。

知覧にも行きました。

また、通信の司令官が自分の部下が、突っ込んでいくときの最後の言葉をつづった直筆のノートも見ました。ほとんどが、お母さん、お母さんという若者の言葉です。

家族を守り、お母さん守ろうとした若者たちの思いを、私たちはどう受け継ぐのか。

絶対に、二度と他国の都合で戦争に巻き込まれない国をつくること。いつまで他国に従属しなければならない状態を続けていくのか。従属するということは最終的に、私たちの大切な人の命まで誰とも知らない人に依存させられているとも言えます。

私が御縁をいただき政治家になろうと思った理由は、二度と若者が巻き込まれない。

靖国で、何度も神谷宗幣と誓っているのは、そういうことと真の独立国になるしかないという誓いです。

憲法を考えるのであれば、緊急事態条項や自衛隊明記だけを急いで進めるのではなく、日本が本当に真の自立した主権国家として、国民の命と平和を守るために、どのような憲法を持つべきなのか、国民全体でもう一度勉強して根本から議論すべきであります。日本人が自分たちの国を、自分たちの手に取り戻すという、戦後レジームからの脱却です。

内閣への権限集中や、国民の自由の制限につながり得る緊急事態条項だけを、こういう国民的な学びと合意のないまま拙速に導入することには、強く慎重であるべきです。

国民一人一人が自立し、当事者意識を持ち、責任をもってこの地域を日本を次世代につないでいく、そういう社会をつくりたいものです。

私は、その思いを込めて本請願に賛成をさせていただきます。

議員各位におかれましては、本請願の趣旨を御理解いただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます、賛成討論といたします。

ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり。〕

○八十嶋孝司議長 3番 東克彦議員。

〔3番 東克彦議員 登壇〕

○3番 東克彦議員 3番、東克彦です。

私は、請願第1号、緊急事態条項の導入について慎重な検討を求める意見書を送付する請願に

つきまして、反対の立場で討論させていただきます。

この請願が提出されました令和8年2月18日現在では、確かに緊急事態条項の導入を拙速に進めることなく、立憲主義、国民主権、地方自治への影響を十分に踏まえて対応されるよう強く要望することは、誰もが理解できるものであります。

そして、ことし2月の衆議院議員総選挙の結果を受けて、たとえ多数の支持を得た政権であっても、国会における十分な審議や国民的合意が形成されるまで慎重に検討がなされないまま制度が導入されることは、民主主義への信頼を損なうおそれがあることも危惧されたことは確かであります。

そんな中でも提出された請願書には、説明の冒頭に、こうした中、政府・与党において日本国憲法への緊急事態条項の導入についての議論が進められてきていますと、政府・与党では議論が進められていると書いてあるじゃないですか。

そして、緊急事態が一度発動されれば、外出制限、営業禁止、ワクチン接種強制など、国民の日常生活と経済、命に直接かかわる制限が広範に及ぶ可能性がありなどと国民をあおるような文言がある請願を当議会が採択し、意見書として国会並びに関係機関に送付するわけにはいけないのであります。

3月会議で付託されました総務産業建設常任委員会で、慎重な意見をぶつけ合った結果、要旨及び内容についておおむね賛成であるが、総務産業建設常任委員会としてさらなる検討が必要であるとして継続審査とさせていただきました。

その後、本年5月14日に衆議院法制局の衆議院憲法審査会事務局より、緊急事態条項のイメージ案と緊急事態事項に関する議論の経過が示されております。

この緊急事態条項のイメージ案は、衆議院憲法審査会における、1つ目として、令和4年12月1日と令和5年6月15日の二度にわたる論点整理、2つ目として、それらを踏まえた5会派による令和7年6月12日に幹事会で提示された骨子案、及び3つ目、本年4月23日の緊急事態条項に関する集中的な論議を含むまでの討議を踏まえて、衆議院法制局、衆議院憲法審査会事務局において、今後のさらなる深掘りの議論の素材となるようなイメージ案として、中立的、専門的な立場から整理・作成したものと示されております。

蛇足となるかもしれませんが、本年4月9日には憲法審査会の今後の議論における討議、4月16日には憲法審査会におけるこれまでの議論を踏まえた今後の議論としての討議、4月23日には緊急事態条項として集中的討議を開催し、この5月14日に先ほど話題にあげました緊急事態条項のイメージ案の法制局説明並びに討議へとつながってきたわけであります。

それでも、拙速だと示した意見書を送付するべきなのでしょうか。

私は、認めるわけにはいきません。

百歩譲って、それが慎重な検討だと御理解いただかず、慎重な検討を求める請願であれば、この請願に賛成する議員も現れるのではないかと思います。しかし、今回提出された請願書は意見書を送付する請願であり、意見書を送付するかどうかは議会議案としなければならないわけであります。

なお、当議会の議会運営の申し合わせ事項には、請願等審査の取り扱いとしては、一部採択または趣旨採択とする取り扱いは、運用上認めないこととしております。

この点からも、もう明らかなのではないのでしょうか。

ゆえに、緊急事態条項の導入について慎重な検討を求める意見書を送付する請願を賛成するわけにはいきません。

ぜひとも、見識ある皆さんの御理解と御賛同をよろしくお願いいたしまして、私の反対討論とさせていただきます。

○八十嶋孝司議長 ほかに討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり。〕

○八十嶋孝司議長 2番 柴田洋一議員。

〔2番 柴田洋一議員 登壇〕

○2番 柴田洋一議員 私は、緊急事態条項の導入について、慎重な検討を求める意見書を送付する請願について、同じく反対の立場から討論いたします。

本請願は、緊急事態条項の導入が国民の権利や自由に与える影響を懸念し、その導入について慎重な検討を求める意見書の提出を求めるものであります。

憲法に関わる制度について、国民の権利や自由の保障という観点から十分な議論と検証が必要であることは言うまでもなく、請願者が将来の制度設計に対して懸念を抱き、慎重な議論を求めることは理解できます。

しかしながら、緊急事態条項をめぐる議論は、国民の権利保障のみならず、大規模災害や感染症、その他の非常事態において国民の生命や財産をいかに守るかという観点も含めて総合的に検討されるべき課題であります。

そういった意味では、政治的空白をつくらないということを検討することは当然ではないでしょうか。

また、本請願で示されている懸念の中には、将来の制度運用やワクチン接種強制など、法整備に関する推測を前提とするものも含まれており、現段階において、そうした見解を前提とした意見書を当議会として提出することは適切ではないと考えます。

加えて、緊急事態条項の導入の是非は、憲法改正に関わる国家的な課題であり、国会における議論や国民的議論を通じて判断されるべき事項であり、当議会として特定の立場に立った意見書を提出するよりも、今後の議論の推移を注視することが適当である。

仮に、意見書を提出するのであれば、内容を精査した上で委員会案として提出することが妥当と考えます。

したがって、慎重な検討の必要性そのものは理解するものの、本請願には賛同できません。

以上の理由により、本請願には反対するものであります。

以上です。

○八十嶋孝司議長 ほかに討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○八十嶋孝司議長 これより議案採決に入ります。

議案第40号 令和8年度津幡町一般会計補正予算（第1号）について採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者1人〕

○八十嶋孝司議長 起立多数であります。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号から議案第45号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第41号から議案第45号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号 緊急事態条項の導入について慎重な検討を求める意見書を送付する請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第1号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者3人 不起立者12人〕

○八十嶋孝司議長 起立少数であります。

よって、請願第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

<同意・諮問上程>

○八十嶋孝司議長 日程第3 本日、町長から提出のあった同意第2号 津幡町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、同意第3号 津幡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、及び同意第4号 津幡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、並びに諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを一括して議題といたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

〔吉田克也町長 登壇〕

○吉田克也町長 議員の皆様におかれましては、6月4日の会議再開以来、連日にわたりまして慎重な御審議を賜り、まことにありがとうございます。

また今ほどは、今6月会議に提出させていただきました議案全てに御決議を賜りましたことにつきましても、重ねてお礼申し上げます。

それでは、本日追加提案をいたしました4件の人事案件につきまして、御説明を申し上げます。

初めに、同意第2号 津幡町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本案は、津幡町公平委員会委員の松島直広氏が、6月25日をもって任期満了となりますので、引き続き選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

次に、**同意第3号** 津幡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本案は、津幡町固定資産評価審査委員会委員の高倉明氏が、6月27日をもって任期満了となりますので、引き続き選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

次に、**同意第4号** 津幡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

本案は、津幡町農業委員会 委員11人が、7月19日をもって任期満了となりますので、瀧川悟氏、酒井美代子氏、吉本市港氏、油島慧氏、加藤篤氏の5人を再任として、また、津幡町字刈安、宮坂久司氏、津幡町字倉見、紺谷剛史氏、津幡町字川尻、川村秀行氏、津幡町字川尻、桶英隆氏、津幡町字清水、羽塚理々子氏、津幡町字潟端、倉知清志氏の6人を新たに任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

最後に、**諮問第1号** 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

本諮問は、人権擁護委員8人のうち、橋口有康氏及び樋口徳正氏が、9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

以上、本日御提案を申し上げました4件の人事案件につきまして、御説明申し上げたところですが、何とぞ、御同意及び異議なき旨、答申賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

＜質疑・討論の省略＞

○八十嶋孝司議長 お諮りいたします。

同意第2号から同意第4号まで、及び諮問第1号につきましては、人事に関する案件につき、質疑及び討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、同意第2号から同意第4号まで、及び諮問第1号につきましては、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採 決＞

○八十嶋孝司議長 同意第2号 津幡町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、同意第3号 津幡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、及び同意第4号 津幡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを一括して採決いたします。

お諮りいたします。

それぞれ原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、同意第2号から同意第4号までは、いずれも同意することに決定いたしました。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり異議なき旨答申することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、異議なき旨答申することに決定いたしました。

＜議員派遣の件＞

○八十嶋孝司議長 日程第4 議員派遣の件を議題といたします。

本件については、配付したとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、配付したとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に御一任願います。

＜閉議・散会＞

○八十嶋孝司議長 以上をもって、本6月会議に付議されました案件の審議は、全て終了をいたしました。

よって、令和8年津幡町議会6月会議を散会いたします。

午後2時11分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員

参 考 資 料

1. 一般質問通告一覧表	1
1. 委員会審査付託表	2
1. 委員会審査結果表	3

令和8年津幡町議会6月会議一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	2番 柴田 洋一	1 津幡駅前ロータリーの円滑利用と安全確保について	町 長 町 民 生 活 部 長
		2 部活動送迎の現状と安全確保について	教 育 長
2	3番 東 克彦	1 中央公園前のユリノキを新病院のシンボルに	町 長
		2 死戦期呼吸を周知するため、もっと救命講習を活用せよ	教 育 長
		3 今こそ津幡町子どもの権利基本条例を定めよ	町 長
3	9番 西村 稔	1 河北中央病院の移転先について	町 長
		2 今後の教育行政の取り組みについて	教 育 長
		3 町道菩提寺1号線の早期完成について	産 業 建 設 部 長
4	14番 道下 政博	1 防災道の駅を津幡町に	町 長
		2 学校体育館にエアコンの設置を本格的に検討せよ	町 長
		3 公民館使用の生涯学習グループ登録条件の「3分の2」の規約の撤廃を求める	町 長
5	5番 小倉 一郎	1 障害のある人やその家族への相談支援の現状と課題は	健 康 福 祉 部 長
		2 障害者基幹相談支援センター設置に向けた早急な対応を	町 長
6	6番 小町 実	1 しらとり児童公園のリニューアルを	町 長
		2 津幡高校への連携と支援は	町 長
		3 クラブ活動の送迎について	教 育 部 長
7	7番 竹内 竜也	1 事前復興まちづくり計画の策定等について	総 務 部 長
		2 子供のQOL（クオリティー・オブ・ライフ）とウェルビーイングなどについて	教 育 長
		3 町長の政治姿勢について	町 長
8	11番 塩谷 道子	1 コミュニティバスを70歳以上は無料に	町 長
		2 教育費の完全無料化を	教 育 部 長
9	1番 池野 翔吾	1 津幡町をすきのない魅力ある町に	町 長
		2 緊急銃猟制度への対応状況は	町 長
		3 イラン情勢が復旧・復興に与える影響は	産 業 建 設 部 長
10	4番 中島 敏勝	1 防災機能のあるドッグラン整備とペットと共生するまちづくり	町 長
		2 津幡町東側開発の方向性と体験型観光交流公園、新駅設置の妥当性	町 長
		3 津幡町の農業の将来と公的役割を担う農業人材の確保	町 長 教 育 長
		4 A I時代を生き抜く力と中山間地の小規模校の可能性	教 育 長

令和 8 年津幡町議会 6 月会議
常任委員会議案審査付託表
予算決算常任委員会

議案番号	件 名
議案第40号	令和 8 年度津幡町一般会計補正予算（第 1 号）
議案第41号	令和 8 年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第42号	令和 8 年度津幡町水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第43号	令和 8 年度津幡町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年津幡町議会 6 月会議
常任委員会議案審査付託表
総務産業建設常任委員会

議案番号	件 名
議案第44号	津幡町防災会議条例の一部を改正する条例について
議案第45号	財産の取得について

令和 8 年津幡町議会 6 月会議
常任委員会議案審査結果表
予算決算常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第40号	令和 8 年度津幡町一般会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第41号	令和 8 年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	〃
議案第42号	令和 8 年度津幡町水道事業会計補正予算（第 1 号）	〃
議案第43号	令和 8 年度津幡町下水道事業会計補正予算（第 1 号）	〃

令和 8 年津幡町議会 6 月会議
常任委員会議案審査結果表
総務産業建設常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第44号	津幡町防災会議条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第45号	財産の取得について	〃
請願第 1 号	緊急事態条項の導入について慎重な検討を求める意見書を送付する請願	不 採 択